

石巻市震災復興基本計画

—最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して—

絆と協働の共鳴社会づくり

平成 23 年 12 月

石巻市

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 震災による被災状況と復興への課題 | 1 |
| 1 被災状況 | 1 |
| 2 復興への課題..... | 3 |
| 第2章 復興の基本的な考え方 | 15 |
| 1 復興の基本理念..... | 15 |
| 2 計画期間 | 17 |
| 3 復興の主体..... | 17 |
| 4 対象地域 | 17 |
| 5 土地利用の考え方..... | 18 |
| 6 まちづくり施策大綱..... | 20 |
| 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり | 22 |
| 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す | 22 |
| 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる | 23 |
| 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる | 24 |
| 第3章 施策の展開 | 25 |
| 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり | 25 |
| 1 新たな防災体制の構築 | 25 |
| (1) 防災施設の整備 | 25 |
| (2) 情報伝達手段の整備..... | 28 |
| (3) 防災対策の見直し | 30 |
| (4) 震災記録の継承..... | 32 |
| 2 地域の力でみんなで守る | 33 |
| (1) 地域コミュニティの再生支援..... | 33 |
| 3 減災まちづくりの推進 | 36 |
| (1) 都市基盤の復旧・復興..... | 36 |
| (2) 津波減災施設の復旧・復興..... | 41 |
| (3) 新エネルギー等の活用 | 43 |
| 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す | 44 |
| 1 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保 | 44 |
| (1) 被災者への生活支援..... | 44 |
| (2) 被災者の健康支援 | 47 |
| (3) 地域福祉の復旧・復興..... | 51 |
| (4) 地域医療の復旧・復興..... | 54 |

| | |
|---|------------|
| 2 住まいの再建 | 56 |
| (1) 恒久住宅の復旧・復興..... | 56 |
| 3 職の再建 | 59 |
| (1) 雇用の維持と創出..... | 59 |
| 4 各種公共施設の復旧と復興 | 61 |
| (1) 行政庁舎の復旧整備..... | 61 |
| (2) 消防施設等の復旧・再編..... | 62 |
| 5 生活環境の整備 | 63 |
| (1) 災害廃棄物の処理..... | 63 |
| (2) 震災に係る犠牲者の哀悼施設の整備..... | 64 |
| (3) 公共交通の復旧..... | 65 |
| 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる | 67 |
| 1 海とともに生きる | 67 |
| (1) 港湾の復旧・復興..... | 67 |
| (2) 漁港及び魚市場の復旧・復興..... | 69 |
| (3) 被災水産業への再建支援..... | 71 |
| (4) 商業の再建復興..... | 73 |
| (5) 工業の再生復興..... | 75 |
| 2 川とともに生きる | 77 |
| (1) 中心市街地商店街の復旧・復興..... | 77 |
| 3 大地とともに生きる | 79 |
| (1) 被災農林業への再建支援..... | 79 |
| 4 地域資源を活かす | 82 |
| (1) 観光業・施設の再生復興..... | 82 |
| (2) 伝統産業の再生復興..... | 84 |
| 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる | 85 |
| 1 未来の人を育てる | 85 |
| (1) 学校教育・社会教育施設等の復旧・復興..... | 85 |
| (2) 子育て環境の復興..... | 88 |
| (3) 子どものケアの実施..... | 90 |
| 2 企業誘致と新産業の創出 | 91 |
| (1) 産業の活性化と新産業の育成..... | 91 |
| (2) 新エネルギー等関連産業の集積..... | 93 |
| 第4章 地区別整備方針 | 94 |
| 1 エリア区分の考え方 | 94 |
| 2 市街地エリア | 95 |
| 3 総合支所エリア | 102 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 第5章 重点プロジェクト | 116 |
| 1 安心安全再生プロジェクト..... | 116 |
| 2 住宅再建復興プロジェクト..... | 119 |
| 3 まちなか再生プロジェクト..... | 120 |
| 4 海と大地との共生プロジェクト..... | 121 |
| 5 絆づくりプロジェクト..... | 122 |
| 6 石巻さきがけプロジェクト..... | 123 |
| 7 未来への伝承プロジェクト..... | 124 |
| | |
| 第6章 実現に向けて | 125 |
| 1 復興の実現のための財源づくり..... | 125 |
| 2 復興の実現のための体制づくり..... | 126 |
| 3 震災復興特区制度の活用..... | 126 |

第1章 震災による被災状況と復興への課題

1 被災状況

(1) 主な被災状況

平成23年3月11日14時46分、東北地方太平洋沖地震発生。

震源は、牡鹿半島東南東 130 km、深さ 24 km。国内観測史上最大となるマグニチュード 9.0。震度 6 強の激しい揺れと、その後に沿岸域全域に襲来した巨大津波は、本来市民を守るべき防潮堤を破壊し、多くの人命を奪い、私たちの住まいや働く場、道路や港湾、漁港など多くの財産が失われました。

津波の高さは、牡鹿地区の観測地点で最大 8.6m以上を観測、死者 2,978 名、行方不明者 669 名(平成 23 年 10 月末)にのぼる未曾有の大災害となり、本市に深い傷跡と悲しみの記憶を残すこととなりました。この津波により、平野部の約 30%、中心市街地を含む沿岸域の約 73 km²が浸水し、被災住家は全住家数の約 7 割の 53,742 棟、うち約 4 割の 22,357 棟が全壊(平成 23 年 10 月末)となりました。

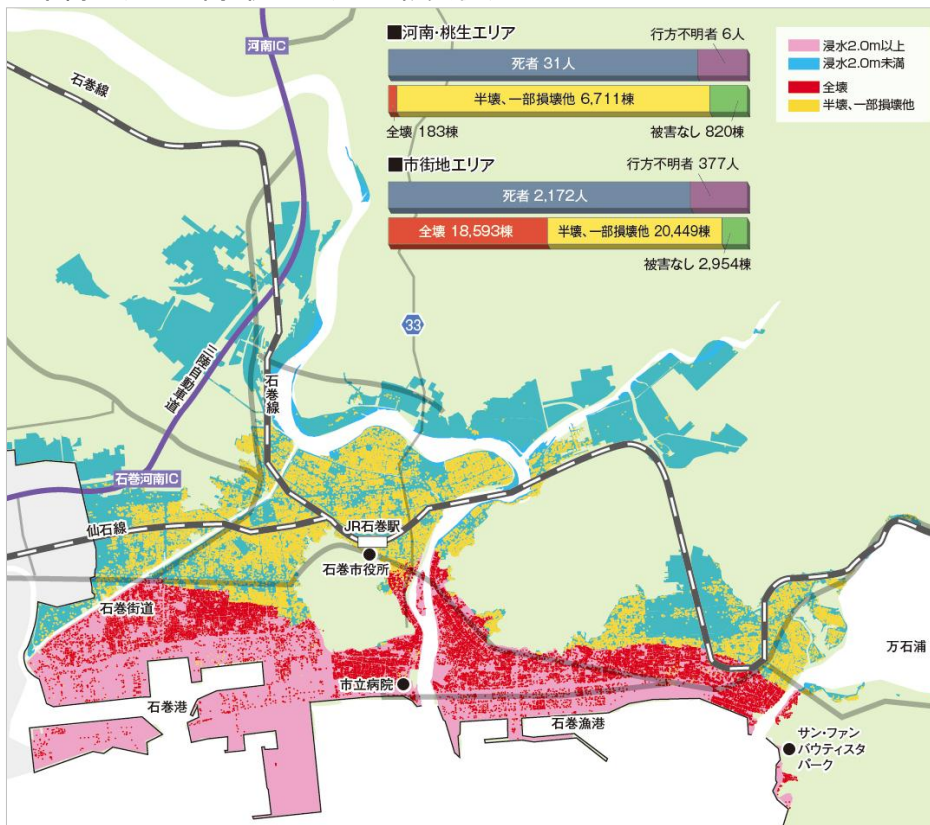
沿岸域においては、工場や事業所をはじめ、学校・病院・総合支所等の公共施設が壊滅的な被害となり、本市全域でライフラインが停止し、都市としての機能が失われました。

震災後の最大避難者数は約 50,000 人、避難箇所は 250 か所で、在宅避難者を含めた最大食料配布人数は約 87,000 人(平成 23 年 3 月 17 日時点)と想定の域を大きく上回る事態となりました。

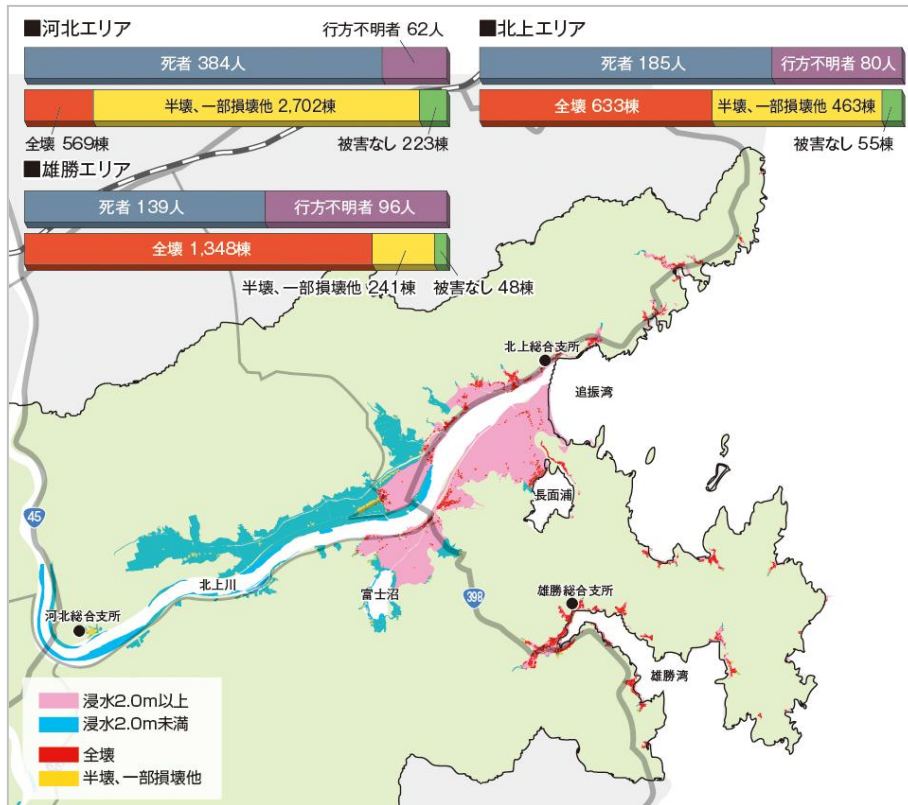
地震に伴う地盤沈下も深刻で、牡鹿地区鮎川の 120cm 沈下をはじめ、市内の広範囲で地盤沈下や液状化が発生しています。

その後も大きな余震は際限なく発生し、4 月 7 日にはマグニチュード 7.1 の最大余震により震度 6 弱を記録するなど、甚大な被害がさらに拡大することとなりました。

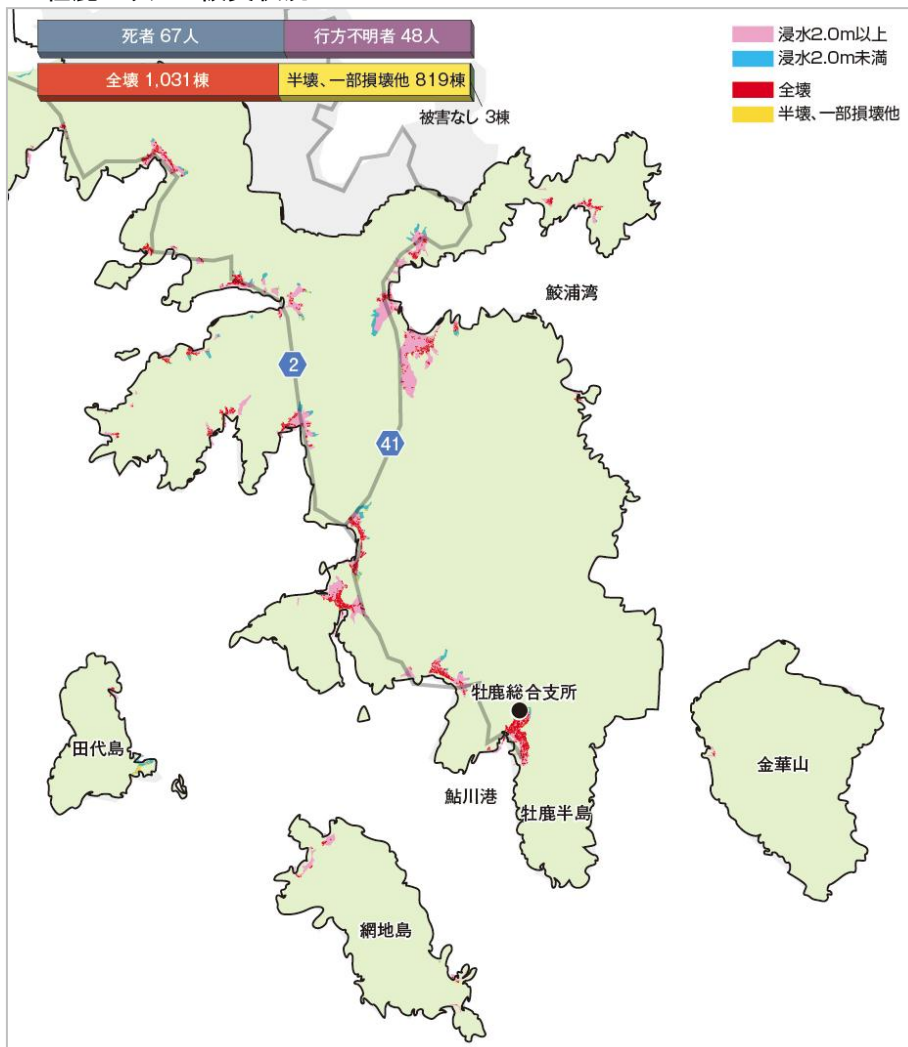
▼市街地及び河南・桃生エリアの被災状況



▼河北・雄勝・北上エリアの被災状況



▼牡鹿エリアの被災状況



2 復興への課題

(1) 地震と津波の襲来

■ 被災状況

- 本震災による津波は、鮎川検潮所において8.6mを超える高さで押し寄せ、沿岸にある海岸堤防や漁港の堤防は津波を防御できず、市街地や集落に甚大な被害をもたらしました。
- 本市の港湾や漁港、無堤防となっている旧北上川河口部などでは、後背地を含め、被害が拡大したほか、河川や運河、用排水路にも津波が押し寄せ、市域の約13%、平野部の約30%が浸水する被害となりました。
- 雄勝、牡鹿地区の中心部や、沿岸部の漁業集落のほとんどが壊滅的な被害を受けました。
- 石巻漁港や旧北上川河口に係留している船、工場のタンクや木材などの流出により、建物等が破壊されたほか、門脇町周辺では次々と火災が発生、延焼し、被害を拡大させる結果となりました。

▼雄勝地区と雄勝湾



▼門脇町の火災



■ 復興への課題

安全で安心できる防災体制の構築が必要

防災施設の整備が必要

(2) 初期対応の遅れとその要因

① 情報・通信網の断絶

■ 被災状況

- 防災行政無線については、難聴エリアがあり、防災情報が正確に伝わり難い状況でした。また、沿岸部の基地局が流失したほか長期間にわたる停電により、使用不能となりました。
- 固定電話のほか、携帯電話が断絶し、安否の確認が取れない状態が続き、唯一使用できたのは、衛星携帯電話のみでした。

■ 復興への課題

停電時対応や移動時の遠隔通信等、デジタル化も含めた防災行政無線の見直しが必要

緊急時に活用できる通信手段の確立が必要

② 防災教育の必要性

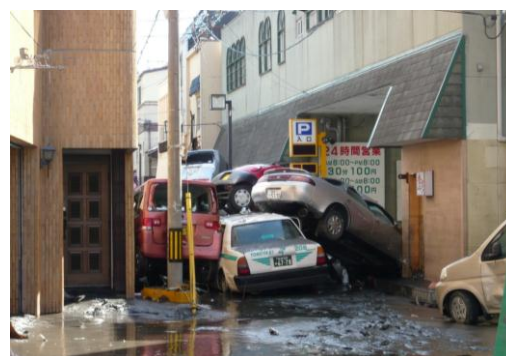
■ 被災状況

- 過去に大きな被害があった地区や常に防災訓練等の備えを行っていた住民については、迅速に避難が行われた一方、これまで被害がなかった地区や過去のチリ地震津波などを経験則として持った住民は、近くの高台や避難所に逃げるのが遅れ、津波により、多くの命が失われました。

▼チリ地震津波の遡上を見る人々



▼渋滞を津波が襲い流された車



■ 復興への課題

自主防災組織の再構築が必要

防災教育の強化が必要

防災訓練の実施内容の見直しが必要

③死者・行方不明者等への対応

■ 被災状況

- 震災後、おびただしい数の犠牲者が遺体安置所に運び込まれ、遺体を速やかに家族の元に返せない状況が続きました。また、斎場の火葬能力をはるかに超えていたため、特例により仮埋葬を行うとともに東京都等のご協力により、都内等の斎場で火葬を行いました。
- 震災後、家族の安否確認に多くの人が訪れましたが、避難者数があまりに多く、避難所間の移動もあり避難者名簿の集約が遅れ、安否確認が困難な状況が続きました。

■ 復興への課題

災害時における相互援助支援体制の確立が必要

災害時に活用できる安否確認システム等の整備が必要

④道路網の寸断

■ 被災状況

- 震災後、交通渋滞に巻き込まれ、逃げ遅れて多くの方が犠牲となりました。また、地震による崩落や津波による道路・橋りょうの流失により、本庁と総合支所間の道路ネットワークが寸断され、数日間にわたり、各地域が孤立するとともに道路には車や船、汚泥などの災害廃棄物があふれ、通行が不能な状況でした。

▼新北上大橋の落橋



▼石巻地区市街地



■ 復興への課題

災害に強い道路ネットワークの再構築が必要

⑤ ライフラインの復旧

■ 被災状況

- 地震と津波の襲来により、ライフラインは全戸停止状態となり、電柱等の倒壊や水道管・ガス管の破損、海水の流入、市内全域にわたる浸水、さらには、度重なる余震の発生に伴い、ライフラインの復旧が大きく遅れることとなりました。
- 震災後、氷点下の気温が続き、各家庭内の水道等の配管が破損したことにより、ライフライン復旧後も市民が長期間にわたり不便な生活を強いられることとなりました。

▼ 電柱の倒壊



▼ JR 石巻駅の浸水



■ 復興への課題

短期間で復旧できる災害に強い各ライフラインの復旧対策が必要

⑥ 本庁・総合支所間などの連携

■ 被災状況

- 本庁舎が数日間にわたり浸水し、また、雄勝・北上総合支所が全壊し、本庁・総合支所間、さらには国や県などとの間においても連絡が取れず、また、道路網も断絶しました。
- 情報伝達や支援物資・避難所等の連携など、本庁・総合支所間の連携が不十分な状況でした。

▼ 被災した雄勝総合支所



▼ 断絶した北上地区の道路



■ 復興への課題

災害緊急時の本庁・総合支所間の連携体制の見直しが必要

⑦エネルギー供給と食料物資供給の遅配

■被災状況

- ガソリン、ガス、灯油などの供給基地も被災し、物流が寸断されたため、全国的な品不足となり、復旧が遅れる要因になりました。また、震災後、避難所での寒さ対策も課題となりました。
- ライフラインや道路の寸断により供給が止まり、震災直後から深刻な食料不足となったほか、長期間にわたり店舗の再開が遅れたことから、食料品や生活物資の供給不足が続きました。

▼石巻漁港臨港道路に流出したタンク



▼冠水した大街道



■復興への課題

非常時に対応した食料等の備蓄が必要

災害時における多方面との供給協定が必要

(3) 避難所運営とその後の対応

■ 被災状況

- 数日間にわたる浸水により、避難所そのものが孤立する状況となりました。また、指定避難所以外の民間避難所にも多数の避難者がいましたが、それらを把握することができず、ほとんどの避難所では、食料や物資が配布できない状況が続きました。
- 本庁の数日間にわたる浸水や総合支所の被災、道路・通信ネットワークの寸断など様々な要因がありますが、被害があまりに甚大だったため、道路の災害廃棄物の撤去や内水排除、食料配給への対応、在宅避難者への対応等、各セクションすべてが許容量を超え、連携協力体制がとれず、避難所への対応が不十分な状態が続きました。
- 自衛隊をはじめ、国・県・民間・ボランティアによる食料や物資支援、各自治体やボランティアによる避難所運営支援もあり、次第に運営が安定してきました。しかしながら類を見ない災害廃棄物と汚泥の処理、暑さ対策、環境整備などについても十分な対応ができませんでした。

▼ 避難所内の様子



▼ 自衛隊支援の様子



自衛隊東北方面総監部広報室提供写真

■ 復興への課題

避難所対応の根本的な見直しが必要

(4) 暮らしの復旧

■被災状況

- 何度も襲来した津波により、海水をはじめ車、船等の資機材、汚泥が道路、農地、家等の浸水域に入り込み、さらに引き波により港湾、漁港内に戻されました。その災害廃棄物の量は、これまでの年間処理量の100年分以上に達し、連日の自衛隊の支援により、道路や居住地の周りの災害廃棄物が撤去されましたが、今後の二次処理を含めて、その処理は長期間にわたる状況です。
- 処理施設の停止や収集車両の被災により、日常で発生するごみの収集処理に大きな障害が生じました。
- 市街地に分散した飼料・肥料や大量の腐敗した魚、汚泥は、悪臭やハエの大発生を引き起こし、環境衛生対策に追われることになりました。
- 最大約50,000人の住民が避難所に避難し、被災の甚大さにより応急仮設住宅の建設や自宅の応急修繕の受注が追い付かず、短期間での対応が困難な状況が続きました。現在も多くの方が以前のような生活を取り戻すことができない状況が続いています。
- 避難所対策として仮設トイレをレンタルしたほか、各機関、団体等からの支援により約500基を設置しましたが、設置までに時間を要したため、周辺環境の悪化が課題となりました。

▼雄勝地区の住宅地



▼石巻漁港後背地の住宅地



■復興への課題

災害廃棄物撤去処理の迅速化と周辺の環境整備が必要

生活の支援、住まいの支援が必要

(5) 地盤沈下に伴う内水排除の遅れと沿岸域の冠水

■ 被災状況

- 本市では、震災前から大雨時の内水排除が大きな課題となっていました。震災により内水を排出する各ポンプ場が被災した上、広範囲にわたる地盤沈下により冠水状態が続きました。側溝には、汚泥等が堆積するなど自然に流下しない状況となり、長期間にわたり、復旧が遅れることとなりました。
- 牡鹿半島では最大 120cm、渡波地区では 78 cm、その他の多くの地点でも地盤沈下が生じ、大潮等の高潮位時には、渡波、湊、門脇、魚町地区をはじめ、各漁港、海岸線、河川流域で冠水している状況にあります。

▼牡鹿地区鮎川



▼中央地区での内水排除



■ 復興への課題

早急な内水排除対策と地盤のかさ上げ対策が必要

(6) 産業の復旧

■ 被災状況

- 石巻港は、県北部の工業・物流の拠点となる臨海型工業港であり、本市の製造業就業人口の1/3の雇用を支え、地域経済の中核を担っていますが、岸壁、民間護岸、航路泊地等の主要な港湾施設に甚大な被害が発生し、生産機能や物量機能が停滞しています。
- 本市には、特定第三種漁港である石巻漁港をはじめ 44 の漁港があり、沿岸漁業や大型漁船により多種多様な漁業が営まれ、卸売市場の水揚げ統計では量、金額とも全国で上位を占め、後背地には、ねり製品など特徴ある全国有数の水産加工団地が形成されていますが、これらの施設が壊滅的な被害を受け、大規模な地盤沈下による冠水と液状化が生じています。
- 水産加工場の冷凍、冷蔵倉庫が被災し、約 5 万トン以上の加工原魚や加工品が腐敗したことから、特例で海洋投棄が認められましたが、分別作業などに多くの時間と労力を要し、周辺の衛生環境の悪化が深刻な問題となりました。
- 古くから中心部として発展してきた中心市街地は、郊外の大規模小売店舗の立地により、商業活力が停滞傾向にある中、本震災により甚大な被害を受けました。
- 既に多くの負債を抱えている企業も多く、事業再建を行うに当たって新たな借入れを行う必要があり、事業の再建に踏み切れない企業も多い状況にあります。
- 沿岸部や河川流域の農地や農業用施設等が甚大な被害を受け、一部の農地では復旧の見通しが立たない状況にあります。
- 本震災により、廃業、解雇、休業を余儀なくされた方が多く、雇用環境は更に厳しい状況になりました。

▼被災した雲雀野海岸堤防

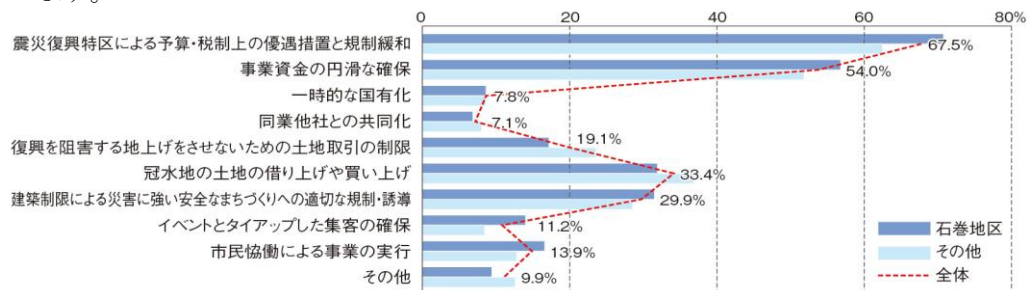


▼立町大通り商店街の状況



● 被災された事業者の皆さまへのアンケート調査の結果

- 産業・経済を今後 3 年間で復旧させるために必要なことについて尋ねたところ、「震災復興特区による優遇措置と規制緩和」と「事業資金の円滑な確保」が群を抜いて多くなっています。



■ 復興への課題

安全に事業が再開できる基盤整備が必要

被災前への復旧と新たな付加価値を付けた復興が必要

無利子融資制度や補助金等の支援策の拡充が必要

(7) 公共施設の配置と指定避難所のあり方

■ 被災状況

- 沿岸部の公共施設の多くが津波により被災しました。その多くは、指定避難所として使用されることが想定されていましたが、大災害への備えは不十分であり、また、各避難所は高齢者や障がい者に対応した避難所になっていませんでした。
- 高台にある民間施設や民間ビル等が避難所として代替的に機能し、住民の命を救い、住民への食事支援を行うなど、大きな役割を担いました。
- 本来、災害時に人命救助に対応すべき病院についても、沿岸部に設置されていた石巻市立病院と雄勝病院は、津波により甚大な被害を受け、病院機能が停止しました。

▼被災した北上総合支所



■ 復興への課題

各種災害に対応した避難所の再検討と住民への周知が必要

医療や介護が必要な方の福祉避難所の整備が必要

有事の際の避難先として民間の施設、ビル等との提携が必要

保育所や学校、病院、福祉施設の復旧と配置場所の再考が必要

(8) 復旧・復興に向けた絆・協働の拡大

■ 被災状況

- 石巻の変わりようを見て愕然としながらも、中心市街地の清掃活動や避難所の運営スタッフ、各地域の汚泥の除去など、多方面にわたりボランティアの方々が復旧の第一歩を支えてくれました。
- 懸命の捜索活動をはじめ、災害廃棄物の撤去や食事・入浴・物資の輸送などの幅広い支援をいただいた自衛隊をはじめ、石巻赤十字病院を核とした多くの医療看護スタッフによる人命救助活動、民間ボランティア、企業、各自治体から各種人的・物的支援や義援金・寄附金などの支援をいただき、心がくじけそうになっていた市民は、多くの元気をもらいました。
- ボランティア活動を支援するため、早い段階から社会福祉法人石巻市社会福祉協議会と石巻専修大学の協力により、石巻市災害ボランティアセンターが立ち上げられるとともに、石巻市災害復興支援協議会、NPO、NGO 及び震災支援に関するノウハウや技術を持つ方々が連携し合い、被災情報やボランティア情報を公開するとともに支援を必要とする人と地域を結ぶ、効率的な活動を行う協働組織として機能しました。
- 震災によりスポーツや文化活動、勉強などができない子どもたちのための交流の輪、在宅や仮設住宅での一人暮らしの高齢者への支援も始まっています。
- 震災後、徐々に行政サービスも再開し、人的支援をいただきながら、業務をこなしていますが、多くの職員を失い、現体制で今後の膨大な復旧・復興事業を成し遂げるのは、困難な状況となっています。
- 復旧・復興にはまだまだ時間が必要であり、長期的な視点からの心のケアや地域コミュニティの再生が求められています。

▼ボランティア活動の様子



■ 復興への課題

災害時における相互援助支援体制の確立が必要

全国との交流の輪づくりが必要

長期的な人的支援が必要

(9) 新しいエネルギー政策への転換

■ 被災状況

- 福島県原発事故を契機として、本市においても特に子どもたちの健康への影響を考慮し、各学校における放射線の測定を行っています。また、大事な地域産業である農林水産物への風評被害への懸念から、原子力発電所の安全性への取組みのほか、地域で生産された農林水産物の安全性を対外的に発信する取組みが求められています。
- 本市では、以前から、太陽光等自然エネルギーの活用など環境施策の推進を図っていますが、この事故を契機に全国的にも新たなエネルギー施策の転換への流れが大きくなっています。

■ 復興への課題

原子力発電対策の再確認が必要

自然エネルギーの活用や新エネルギー施策の検討が必要

第2章 復興の基本的な考え方

1 復興の基本理念

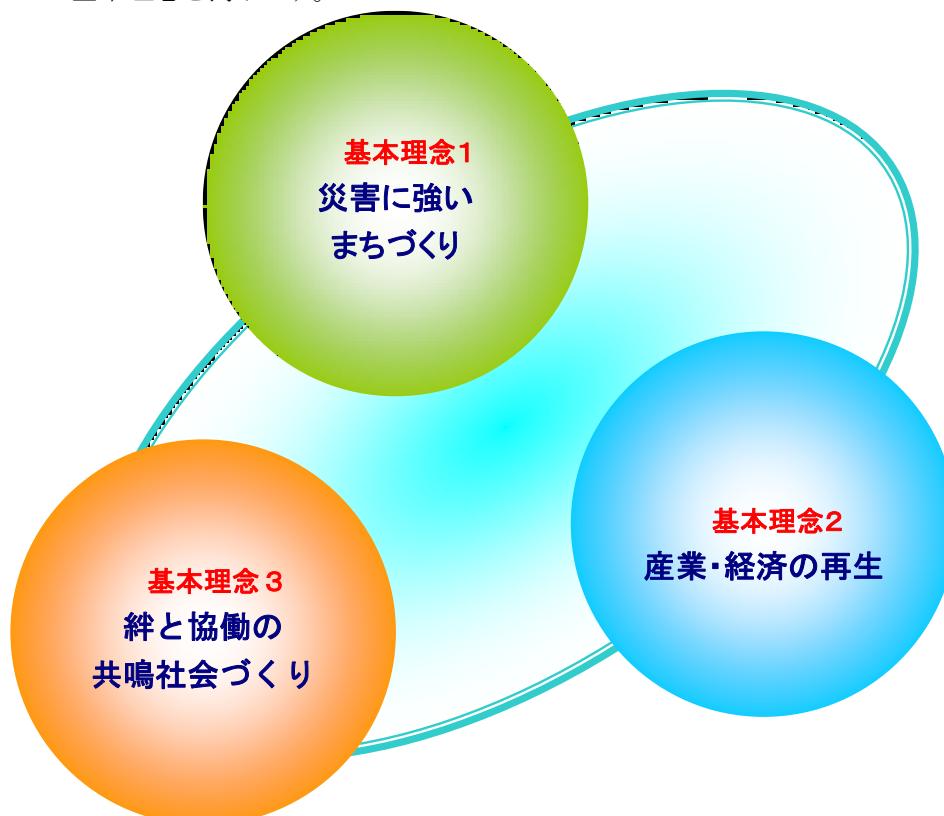
石巻市は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震とその後襲来した巨大津波により尊い市民の命を失い、今もなお多くの市民が行方不明となっています。市民の平和な暮らしはもとより、生活を支える都市と産業の基盤の多くを失いました。

しかし、震災後、国・県をはじめ、全国の企業や自治体、ボランティアの方々などによる多くの、そして心温まる支援により、改めて「生きる力」となるコミュニティの大切さを学び、市民が丸となった復旧・再生・発展への力強い第一歩を踏み出しました。

今後、市民の不安を安心に変えていくためには、特に、被災された市民の生活と向き合った施策の展開が求められており、災害に強いまちづくり、職を失った市民の雇用確保や未来を担う子どもたちの育成などに力を入れるとともに、誰もが絆を強め、安全で安心した生活ができるよう、高齢者や障がい者の方々を地域全体で支えあうまちづくりを推進していく必要があります。

さらに、復旧・再生・発展の流れをより一層強めていくためには、まちづくりの担い手である市、国、県、他の地方自治体、市民、NPO、地域などによる協働の仕組みを構築し、社会全体に共鳴するまちづくりを広げていくことが必要です。本計画は、本市が将来的な復旧・復興を実現していくに当たっての道標となります。

本計画では、復旧・再生を乗り越える新たな産業創出や減災のまちづくりなどを推進しながら、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を目指し、次の3つの基本理念を掲げます。



基本理念1: 災害に強いまちづくり

多くの市民が被災し、電気、水道などのライフラインの寸断を引き起こした今回の震災の教訓を踏まえ、単なる「復旧」にとどまらず、防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくりを念頭に、新たな視点で都市デザインを描いたまちを構築するとともに、ライフラインの補完や快適な生活空間として新エネルギーを活かしたまちづくりを目指します。

基本理念2: 産業・経済の再生

基幹産業である紙・パルプ製造業、飼肥料製造業、合板製造業及び食を支える重要産業である農林水産業などが壊滅的な被害を受けた中、今後の産業の連携・融合も含めた在り方を検討し、復旧・復興を促進するとともに、地域資源を活かした産業振興基盤づくりを図ります。

基本理念3: 絆と協働の共鳴社会づくり

人と人との結びつき・「絆」を大切にするとともに、市、地域、企業、大学、NPOなどが総力を結集し、新たなまちづくりに向かって「共鳴」しながら、豊かで支えあう地域社会の構築を図ります。

2 計画期間

復興に当たっては、復旧期や再生期、発展期を経た概ね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定めます。

復旧期 → 平成23年度から平成25年度まで（3年間）

「生活や産業の再開に不可欠な住宅、生産基盤、インフラなどの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を精力的に進める期間とします。」

再生期 → 平成26年度から平成29年度まで（4年間）

「復旧されたインフラと市民の力を基に、震災に見舞われる以前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。」

発展期 → 平成30年度から平成32年度まで（3年間）

「本市が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく期間とします。」

計画期間:10年間(目標:平成32年度)

| 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------------------------|--------|--------|------------------------|--------|--------|--------|------------------------|--------|--------|
| 復旧期 H23~H25 | | | 再生期 H26~H29 | | | | 発展期 H30~H32 | | |

3 復興の主体

復興の主体は市民一人ひとりであり、行政、地域、企業、大学、NPOなどの多様な主体が果たすべき役割を明確に持ち、絆と協働により、復興事業相互の相乗効果を高めあいながら復興に向け取り組んでいきます。

4 対象地域

市内全域とし、早急な現状復旧を目指す地域と、特に甚大な被害のあった地域は、新たなまちづくりを考えた復興を目指す地域とします。

5 土地利用の考え方

今後のまちづくりについては、本市が甚大な被害を被った地震後の津波の襲来を最重視し、津波の直接被害や間接被害、避難所等防災上の課題を踏まえるとともに、これまで本市が抱えてきた課題である人口減少や高齢化の進行、コミュニティ機能の低下、経済活動の低迷や環境問題を鑑み、各地域の個性を活かし、また、ネットワークを強化し、市内全域の均衡ある発展を図るため、災害に強く安全・安心でコンパクトなまちづくりのための土地利用を定めます。

(1) 市街地の土地利用

今後想定される津波、高潮から人命や財産を守るため、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対しては、海岸防潮堤や河川堤防により市街地の防御を目指します。

しかし、今後想定される最大級の津波に対する完全防御は困難であり、防潮堤のほか、堤防機能を有する高盛土道路や防潮林を整備することにより津波の減勢を図ります。

また、高台への避難路や避難ビルの確保など、トータルで安全性を確保する「多重防御」により災害を最小限にとどめる「減災」を図ります。

旧北上川河口部に位置する中心市街地エリアは、河川堤防と一体となったまちづくりを基本とし、新たな土地活用の手法を導入しながら市街地再開発等を行い、商業業務機能や居住機能のほか、多様な都市機能を集積させ、にぎわいある新生中心市街地を目指す土地利用を推進します。

海岸防潮堤と高盛土道路に囲まれたエリアの土地利用については、安全度の観点から原則非可住地とし、公園等の整備とともに、高盛土道路による交通の利便性を活かし、石巻港を活用する製造業等の集積や石巻漁港を活用する水産加工業等の集積を目指した、本市の産業集積ゾーンとして地域経済復興を図る土地利用を推進します。

また、本市の中核となる産業の再生と活性化は急務であることから、浸水区域外に産業創出と企業誘致を図る土地利用を推進します。

高盛土道路から内陸部のエリアについては、住民の意向を踏まえ、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業とともに、公営住宅の整備などにより、早期住宅地の開発と良好な住環境の創出を図る土地利用を推進します。

その中でも、防災拠点となる行政庁舎や避難所、福祉・医療施設、教育施設等の主要な公共施設については、安全で安心なまちづくりを基本とした配置を進めます。

また、非可住地としての土地利用を図るエリアからの被災者の受け皿として、被災リスクの極めて低い場所へ、新たなまちづくりを図るための土地利用を推進します。

なお、道路の法線や公園の面積等については、地区別整備方針の将来構想図を基本に住民や事業者等と協議し定めていきます。

(2) 沿岸・半島部の土地利用

沿岸・半島部などの漁業集落においても、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対する海岸防潮堤の整備を推進し、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、安全な高台や内陸部を居住等の場とする土地利用を推進します。

移転に当たっては、住民の意向を踏まえながら、また、高齢化や人口流出により集落の維持が困難とならないよう配慮しながら、居住場所の選定を行います。

さらには、居住用途のほか公共施設等の移転のための土地利用も推進します。

移転に伴う跡地については、漁港の復旧と同時に、漁業の復興を図る環境整備を図るとともに、観光振興や農業振興、また、新たな産業を創出する場としての土地利用を推進します。

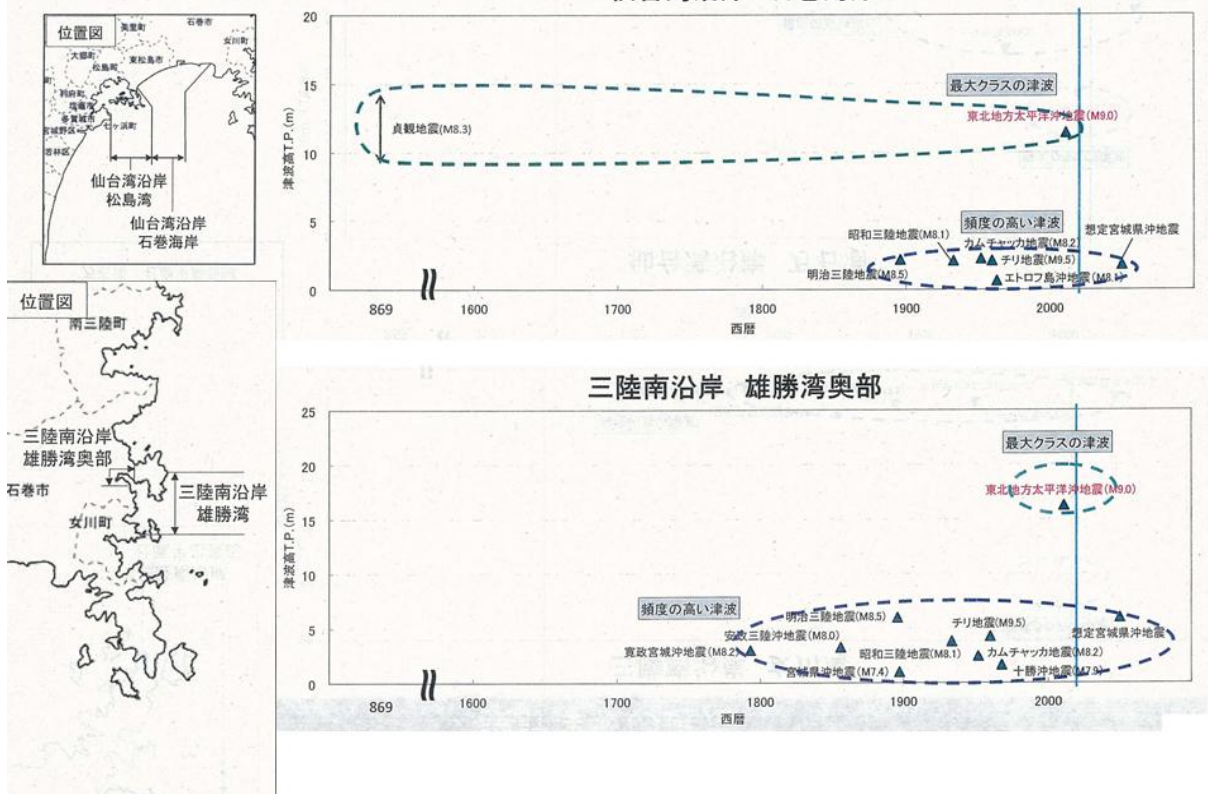
(3) 災害に強い道路網

道路網については、本市の骨格となる重要な幹線道路の整備を着実に進め、災害時においても災害復旧活動や緊急物資が安定して供給できるなど、災害に強い道路交通ネットワークの構築に向けて整備します。

市街地については、高盛土構造の道路が津波への防御効果があったことを踏まえ、平坦な市街地の沿岸部においては、まちづくり計画とあわせて地域内の幹線道路のうち必要な区間において、高盛土構造にするなど防災・減災機能を備えた防災道路として整備します。

また、半島部などの幹線道路は、津波被害の影響を受けることなく通行が可能な防災道路として整備を促進するとともに、地域連携を強化する幹線道路として各地域の復興につながるよう着実に進めます。

▼設計津波の選定



6 まちづくり施策大綱

施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり(防災、地域コミュニティ、減災都市基盤)

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| 新たな防災体制の構築 | 防災施設の整備 | 防災拠点・機能の整備 避難所の配置・運営の見直し 避難ビル等の設置・機能整備 |
| | 情報伝達手段の整備 | 防災行政無線等の強化 IT・携帯電話回線のバックアップ機能強化 安否確認等システムの整備 |
| | 防災対策の見直し | 地域防災計画の見直し 防災教育の強化 地域コミュニティによる自主防災組織の機能強化 安全かつ円滑に避難できる避難路の設定 女川原子力発電所等の安全確保 |
| | 震災記録の継承 | 災害アーカイブの公開と記録展示施設の整備 慰霊碑の建立や震災施設の保存 |
| 地域 の 力 で 守 る | 地域コミュニティの再生支援 | 行政区機能の復旧 コミュニティ支援による絆の形成 集会所等コミュニティ施設の復旧 多文化共生社会の構築 協働のまちづくりの推進 |
| | 減災 ま ち づ く り の 推 進 | 都市基盤の復旧・復興 |
| 津波減災施設の復旧・復興 | | 海岸保全施設の整備 河川施設の整備 高盛土道路の整備 防潮林の整備 |
| 新エネルギー等の活用 | | 新エネルギー等の活用による環境に配慮した災害に強いまちづくりの推進 |

施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す(暮らし、健康・福祉・医療)

| | | |
|---------------------|------------|---|
| 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保 | 被災者への生活支援 | 生活に必要な資金の支援 災害ボランティア活動の円滑な運営支援 消費生活相談等業務の実施 応急仮設サポートセンター等の整備と支援の実施 交通弱者対策 支援で生まれた「絆」の継続と地域活性化 |
| | 被災者の健康支援 | 心のケア事業の実施 予防接種や健康診断の受診しやすい体制整備 疾病予防及び健康支援事業の実施 生活習慣病の重症化予防事業の実施 生活不活発病・エコノミー症候群予防事業の実施 栄養・食生活支援事業の実施 口腔のケア対策 保健推進員による保健活動の推進 健康関連施設の復旧・復興 |
| | 地域福祉の復旧・復興 | 民生委員・児童委員活動の早期再開 適切なニーズ把握に基づく各種計画の策定・見直し 各種福祉サービスの復旧とサービス事業者への支援 災害時における要援護者への対応策の強化 |
| | 地域医療の復旧・復興 | 復旧期における診療体制の整備 再生・発展期に向けた地域医療の復興 |

| 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す(暮らし、健康・福祉・医療) | | |
|--|--------------------|--|
| 住まいの 再建 | 恒久住宅の復旧・復興 | 住生活基本計画及び長寿命化計画の見直し |
| | | 市営住宅の復旧整備 災害公営住宅の整備 民間住宅の復興の推進 |
| 職の再建 | 雇用の維持と創出 | 雇用維持のための支援 雇用の創出 |
| | | 本庁舎の復旧整備 総合支所庁舎等の復旧整備 |
| 各種公共 施設の復 旧と復興 | 行政庁舎の復旧整備 | 消防署所施設・車両の復旧・再編整備 消防団施設・車両等の復旧・再編整備 |
| | 消防施設等の復旧・再編 | 災害廃棄物の適切な処理 災害廃棄物の有効活用 |
| 生活環境 の整備 | 災害廃棄物の処理 | 震災に係る納骨堂、遺留品保管施設及び新墓地整備 |
| | 震災に係る犠牲者の哀悼施設の整備 | JR 仙石線・JR 石巻線・JR 気仙沼線の早期全線復旧 バス路線の再構築 離島航路の整備 |
| | 公共交通の復旧 | |
| 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる(産業経済、まちなか再生) | | |
| 海とともに 生きる | 港湾の復旧・復興 | 石巻港の復旧整備 石巻港の活用とポートセールス 地方港湾の復旧整備 |
| | | 漁港及び魚市場の復旧・復興 |
| | 被災水産業への再建支援 | 沿岸漁業の復旧・復興支援 水産加工業の復旧・復興支援 |
| | 商業の再建復興 | 商業の再建に向けた支援 地域商店街等の復旧・復興(雄勝、牡鹿地区) |
| | 工業の再生復興 | 石巻港の復旧整備[再掲] 工場等の応急修理、再建の支援 経営の安定化、販路拡大等に向けた支援 |
| 川とともに 生きる | 中心市街地商店街の復旧・復興 | 中心市街地商店街の復旧・復興 |
| 大地とともに 生きる | 被災農林業への再建支援 | 農業の復旧・復興支援 畜産業の復旧・復興支援 林業・木材産業の復旧・復興支援 放射能問題への対応 |
| 地域資源 を活かす | 観光業・施設の再生復興 | 観光施設の復旧・復興 復興促進イベントの開催 新規観光戦略施設の整備 |
| | 伝統産業の再生復興 | 伝統産業の再生復興 |
| 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる(教育、子育て、新産業創出) | | |
| 未来の人 を育てる | 学校教育・社会教育施設等の復旧・復興 | 学校教育施設等の復旧・復興 社会教育施設・社会体育施設の復旧・復興 文化財等の復旧・復興 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進 高等教育の充実による人材の育成 |
| | | 子育て環境の復興 |
| | 子どものケアの実施 | 震災孤児・遺児への支援の充実、民間活動との連携強化 被災児童・生徒等への支援、心のケア |
| 企業誘致 と新産業 の創出 | 産業の活性化と新産業の育成 | 企業誘致の促進 震災復興特区を活用した企業誘致及び新産業の育成 6次産業化による産業の再生 |
| | 新エネルギー等関連産業の集積 | 新エネルギー等関連産業の集積 |

施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり

1 新たな防災体制の構築

津波からの避難の基本は、より安全な場所に、できる限り早く逃げるのが第一であり、防災施設の機能整備を図るとともに、災害情報の伝達手段や避難場所の見直しのほか、避難経路や避難サインの整備など、これまでの防災計画を見直します。

さらには、震災を通じ得られた教訓や津波の恐ろしさを後世に伝えていくとともに、地域や個人、家族それぞれが自らの命を守るための防災意識の醸成を推進します。

2 地域の力でみんなで守る

被災が大きい地区や集落の多くで、地域のコミュニティ活動が困難となっていることから、既存の町内会との連携により地域コミュニティの強化を図るとともに、仮設住宅や新たな市街地でのコミュニティの形成を支援し、外国人の方を含めた誰もが絆を強め、共鳴する地域コミュニティの再生を推進します。

3 減災まちづくりの推進

市民の生活再建を図るため、地域の実情にあわせた災害に強い都市基盤を整備するとともに、災害時の被害を最小限にする減災の考え方に基づき、津波防護施設を組み合わせた多重防御により、津波被害の軽減を図ります。

また、新エネルギー等を導入し、環境にも配慮した災害に強いまちづくりを推進します。

施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

1 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保

被災者の経済的、精神的な支援のため、生活再建支援金などを迅速に支給するほか、相談業務や各種サポート業務を実施します。

また、震災後の環境の変化やストレス等によって心や体の傷が顕在化してくることから、生きる希望を失わない「継続的なケア」を実施します。

さらに、高齢者や障がい者などへの各種サービスの復旧や、災害時における要援護者への対応を図るとともに、地域医療体制の整備を推進します。

2 住まいの再建

これまで住み慣れた住宅が被災し、たくさんの市民が居住地からの移転を余儀なくされていることから、生活再建に向けた恒久的な居住環境の確保を支援します。

特に、家屋が流失、全壊などした方で、経済的理由等で自力での住宅再建や民間住宅の賃貸が困難な方に対し、安価な家賃で入居できる災害公営住宅の整備を早急に推進します。

3 職の再建

これまでの暮らしを取り戻すには働く場所の再建が重要であることから、緊急雇用創出事業の実施により、短期的な雇用創出を図るとともに、安定雇用に向けた、各種事業所の再開支援や事業展開の支援などによる、雇用の維持対策を推進します。

また、新たな雇用を創出するため、経営体の強化や新たな取組みへの支援のほか、新産業の集積を推進します。

4 各種公共施設の復旧と復興

本庁舎や総合支所、消防施設などの公共施設は、流失や壊滅的な被害によって、仮設により業務を再開した施設も多数あることから、早急に公共施設の復旧を図るとともに、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進します。

5 生活環境の整備

膨大な量の災害廃棄物については、一次仮置き場や残存廃棄物の衛生対策の実施とともに、廃棄物の再生利用やエネルギーへの転換なども含めた二次処理を進めます。

また、多くの方々が亡くなったほか、身元不明などにより遺骨を引き取れない状況があることから、遺骨などの安置場所や新墓地建設を推進します。

さらには、新たなまちづくりを踏まえた公共交通網の見直しを行い、鉄道、バス、離島航路などの住民の移動手段の確保を図ります。

施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

1 海とともに生きる

私たちの祖先は、太古の時代から海の恵みを糧として海とともに生き、現在の産業として発展させてきたことから、これまで以上に海を活かした産業を活性化させるため、港湾や漁港の復旧を早急に行うとともに、水産業や商業、工業の再建に向けた支援を行います。

2 川とともに生きる

中瀬を含めた旧北上川の河口に位置する中心市街地については、再開発事業等の促進を図るとともに、水辺と親しめる空間づくりや、安全で安心して歩き、暮らすことのできるコンパクトなまちづくりを推進することにより、たくさんの人が住み、集い、楽しみ、買い物ができる中心市街地の活性化に努めます。

3 大地とともに生きる

沿岸部の多くの被害を受けた農地については、除塩や施設復旧の支援を推進するとともに、他の土地利用との整合を図りながら魅力ある農業の再構築を推進します。

また、林業については、林業関連施設の早期復旧を図るとともに、未利用間伐材などを利用したバイオマスエネルギーの活用を推進します。

さらには、畜産業の再生を支援するとともに、農林産物とあわせ、放射能風評被害対策に取り組みます。

4 地域資源を活かす

観光施設の復旧にあわせ、新鮮で豊富な食に代表される地域資源を活かしたイベントの開催や新たな観光施設整備等による観光振興を推進します。

また、本市の歴史と風土に育まれた伝統産業は貴重な財産、文化であることから、事業の再建や復興に向けた支援を推進します。

施策大綱 4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

1 未来の人を育てる

子どもたちが健やかな体と心を維持できるよう、被災した施設を早期に復旧し、教育環境や子育て環境の復興を図るとともに、震災孤児・遺児や被災児童・生徒に対する経済的、精神的な支援を推進します。

また、地域づくりを担う専門的な人材の育成についても推進します。さらに、有形・無形文化財の計画的な復元・復旧を進めるとともに、神楽など無形民俗文化財再興に向けた支援を行います。

2 企業誘致と新産業の創出

産業用地のほとんどが被害を受けたことから、既存企業への復旧支援とともに、浸水区域外へ産業用地の整備を推進し、企業誘致による産業の活性化に取り組みます。

また、農林水産業の6次産業化を積極的に展開するとともに、震災復興特区を活用した、新産業の育成や新規創業のしやすい環境の整備を推進します。

さらには、産学官の協働により、新エネルギーや循環型エネルギーの導入を実現し、新エネルギー等関連産業の集積を推進します。

第3章 施策の展開

施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり

1 新たな防災体制の構築

(1) 防災施設の整備

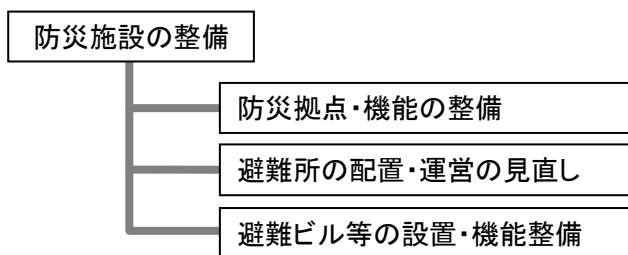
課題と方向性

本震災においては、本庁舎等や避難所が浸水し、通信機器も使用不可能な状態になったほか、一時的に外部との連絡・出入が遮断されるなど、多くの防災拠点が使用不可能となりました。

このようなことから、本庁舎等については、停電時のバックアップ、物資備蓄のほか、代替防災拠点の整備を推進するとともに、総合支所については安全を十分に考慮し、地域の防災拠点として整備を推進します。

避難所については機能強化のほか、避難者の安全を確保できるよう再配置が必要であり、さらに、災害発生時に緊急的に避難できる施設が必要であることから、避難ビルを指定し、避難施設機能を支援します。また、代替施設がない場合には、避難ビルや避難タワーの整備を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 防災拠点・機能の整備

- 本庁舎が浸水した場合でも、外部との連絡・出入が可能となるように用具配置や施設整備も含めて対策を講じます。
- 災害発生により本庁舎が防災拠点として使用できなくなる可能性に備え、会議室や防災行政無線のバックアップ機能などを配備した代替防災拠点の整備を図ります。
- 本庁舎等の防災拠点施設への物資・防災用具の備蓄、停電時のバックアップ電源の整備などを図ります。
- 総合支所庁舎については、津波浸水予想区域を考慮して、立地条件等を見直し防災拠点施設としての整備を行い、バックアップ機能などを配備した代替防災拠点の整備を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 本庁舎災害時対策事業 | 市 | 実施 | | |
| 総合支所災害時対策事業 | 市 | 実施 | | |

◆避難所の配置・運営の見直し

- 津波浸水予想区域、公共施設等の配置、交通アクセス等を考慮し、災害時にも避難者の安全を確保できるよう、避難所配置の見直しを行います。
- 各避難所に物資・防災用具の備蓄、簡易トイレの設置、太陽光パネルの設置やエンジン式の発電機を併用することによる電源のバックアップ機能など、各避難所の機能強化を図ります。
- 震災発生後、早期かつ円滑に避難所運営を行うことができるようにマニュアルを見直します。
- 災害発生時に医療や救護が必要な方のために、各地において、福祉避難所の指定及びその指定のための機能強化を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 避難所・避難場所等機能整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 避難所運営マニュアル策定事業 | 市 | 実施 | | |
| 福祉避難所機能整備事業 | 市 | 実施 | | |

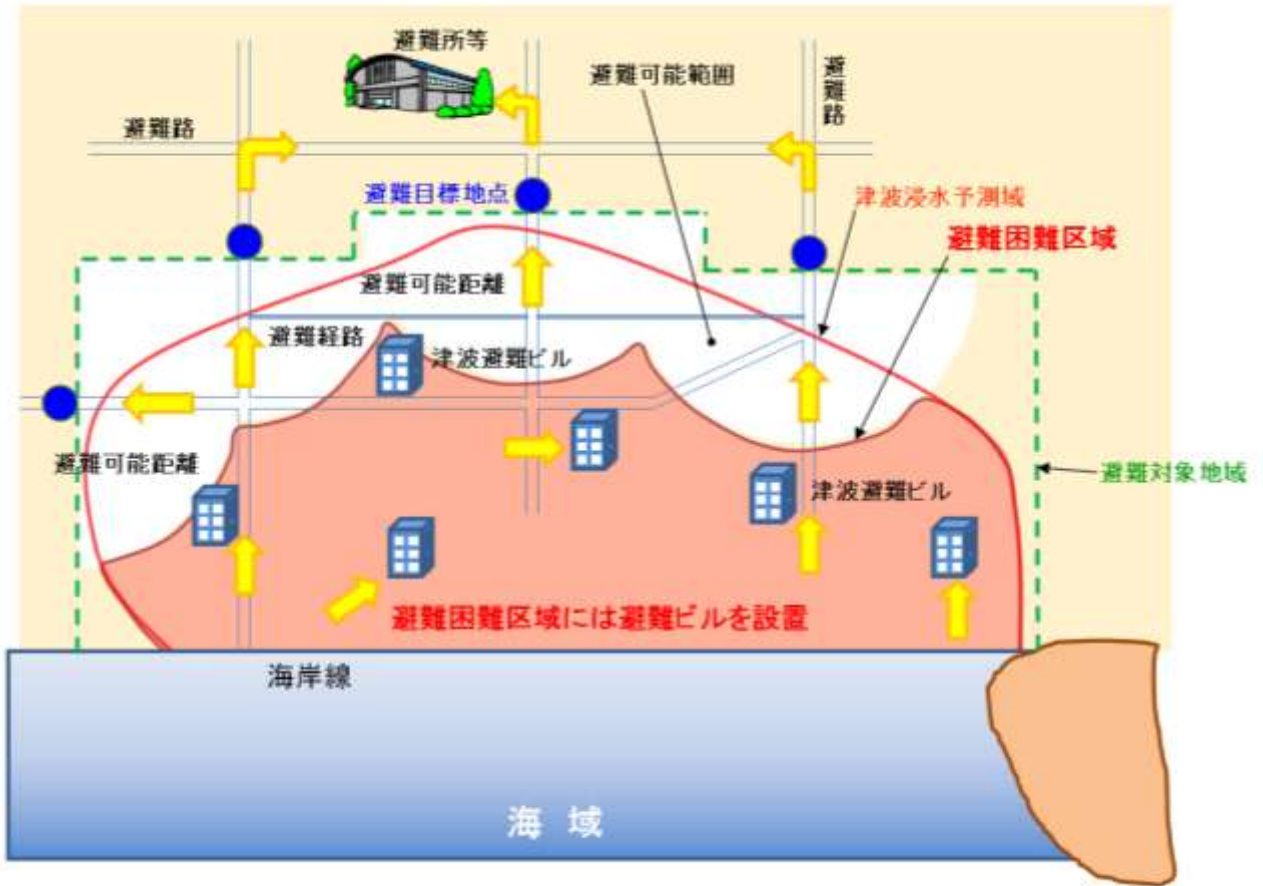
◆避難ビル等の設置・機能整備

- 市内建築物の構造・機能などを検証した上で、津波到達予想時間や地形的条件等を勘案して、津波からの避難が特に困難と想定される地域に緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビルの設置を促進します。さらに、簡易トイレ、飲料水等を備蓄します。
- 避難ビルの指定が困難なエリアについては、公共施設利用も勘案した避難ビルや避難タワーを整備します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 避難ビル機能整備事業(民間ビルの指定) | 市 | 実施 | | |
| 避難ビル・避難タワー整備事業 | 市 | 実施 | | |

▼津波避難の考え方



参考:津波避難ビル等に係るガイドライン(平成17年6月/内閣府)

(2) 情報伝達手段の整備

課題と方向性

本市の防災行政無線は、本庁地区では屋外子局の約2割が使用できなくなり、雄勝地区・北上地区では総合支所の被災によって親機が使用できなくなったほか、固定電話、インターネット、携帯電話など一般的通信手段の全てが途絶え、災害情報の収集・発信に重大な支障をきたしました。

当面は、被災状況を勘案して屋外子局を整備するほか、総合支所には簡易型機器による親機を導入し対応します。

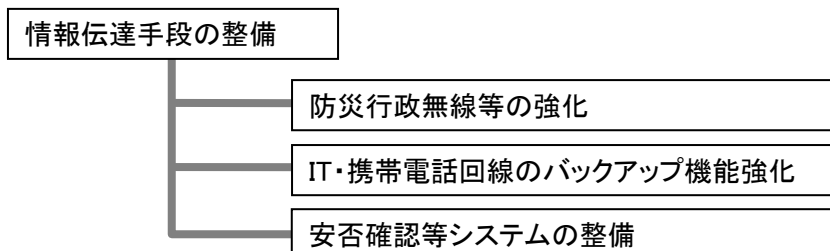
今後については、防災行政無線のデジタル統合化、携帯メール配信やテレホンサービスの充実を図りながら、災害発生時の通信網強化を図ります。

さらに、難聴エリアや聴覚障がい者など要援護者への対応についても推進します。

また、インターネットや携帯電話等については、バックアップ機能強化を要請するほか、衛星系通信手段の配備を図ります。

震災後の対応として、避難者の集約が遅れ、安否の確認が困難な状況が続いたことから、安否確認等のシステム化を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 防災行政無線等の強化

- 応急復旧として、アナログ対応機器の設置等を行うとともに、現在、地域ごとの運用形態となっている防災行政無線について、情報伝達の強化を図るため、全域のデジタル化統合を推進します。
- 災害発生時の通信連絡網の強化を図るため、市内の病院など主要な施設等へ移動系無線の配備を図ります。
- 難聴エリア対策として、戸別受信機の活用やFMラジオ聴取エリアの拡大を図ります。また、聴覚障がい者への対応としてLEDライト点灯機能を備えた戸別受信機など、障がい者など要援護者へ配慮した情報伝達機材を検討し、配備します。
- 携帯メール登録者の普及拡大及びテレホンサービスの周知を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 防災行政無線デジタル化統合事業 | 市 | 実施 | | |
| 移動系無線設備配備事業 | 市 | 実施 | | |
| 情報難聴対策事業(FM放送中継局設置事業、戸別受信機配備拡大事業) | 市 | 実施 | | |
| 携帯メール登録者普及拡大及びテレフォンサービスの周知事業 | 市 | 実施 | | |

◆IT・携帯電話回線のバックアップ機能強化

- 固定電話、携帯電話、インターネットなどの回線や電源などのバックアップ機能を強化し、震災時には各通信会社との連携を図り通信を確保します。また、衛星系通信手段の配備も強化を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 通信機器バックアップ機能強化事業 | 市、民間 | 実施 | | |
| 衛星系通信手段配備事業 | 市 | 実施 | | |

◆安否確認等システムの整備

- 災害発生時の避難者を集約するため、安否確認等のシステムの構築を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 安否確認等システム構築事業 | 市 | 実施 | | |

(3) 防災対策の見直し

課題と方向性

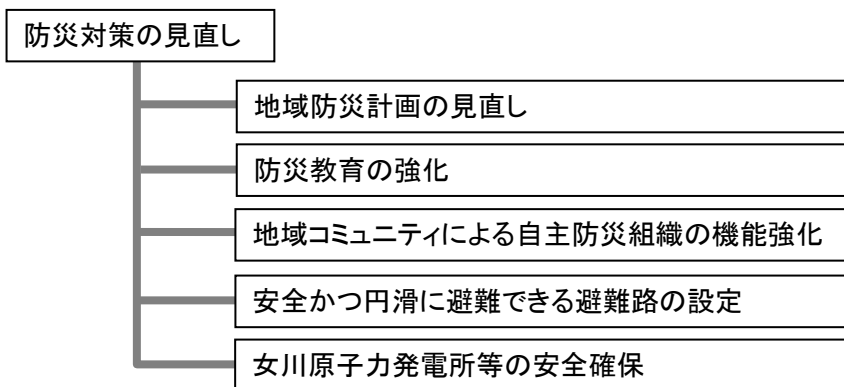
本震災においては、車での移動中、渋滞に巻き込まれ被災した方や、避難に遅れて被災した方など、多くの方々が避難移動途中に被災する事態となりました。

このようなことから、防災教育の強化を図るとともに、避難場所・避難経路等を含めた地域防災計画を見直します。

また、地域単位による自主防災組織を強化するなど、市民の防災意識の醸成を図ります。

さらに本震災では、原子力発電所事故があったことから、万全な安全対策を講じるよう、国や事業者へ要請するほか、放射線の監視体制の強化を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 地域防災計画の見直し

- 今回の震災においては、市民生活における防災対策の考え方を根底から見直しする必要があることから、抜本的に見直した地域防災計画の策定を行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 地域防災計画改訂事業 | 市 | 実施 | | |
| ハザードマップ作成事業 | 市 | 実施 | | |

◆ 防災教育の強化

- 本震災の被災内容及び被害が拡大した原因を検証・分析し、市民への防災教育をはじめ、学校教育、企業内での防災教育の強化を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 防災教育強化事業 | 市、民間 | 実施 | | |

◆地域コミュニティによる自主防災組織の機能強化

- 各地域における自主防災組織の構築を促進し、防災資機材等の支援を行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 自主防災組織機能強化事業 | 市 | 実施 | | |

◆安全かつ円滑に避難できる避難路の設定

- 地震発生時に、避難所や高台へ迅速かつ円滑に避難できるよう、地区ごとに、避難所や高台への避難経路を設定するとともに、バリアフリー化に努めます。
- 避難経路の設定に当たっては、子どもや高齢者でも徒歩で避難できること、一つの避難経路に避難者が集中することで避難に遅れが生じないこと等を勘案して、できる限り最短距離で避難することが可能な避難経路を複数設定し、誘導表示板を設置します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 避難経路設定事業 | 市 | 実施 | | |
| 誘導表示板設置事業 | 市 | 実施 | | |

◆女川原子力発電所等の安全確保

- 女川原子力発電所の安全対策については、万全の対策を講じるよう国や事業者に要請するとともに、その実施については、関係自治体とともに確認して行きます。
- 震災により被害を受けた放射線の監視体制については、設置場所の見直しを含め再構築を宮城県に要請します。
- 放射線のきめ細かな測定のため、公共施設における測定器具の配備を進めます。
- 放射線・放射能に関し、わかりやすく、迅速な測定データの提供や正しい知識の普及啓発を図ります。
- 福島第1原子力発電所の事故を発端とする放射能に対する不安を解消するための取組みを行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 放射線監視体制整備事業 | 県 | 実施 | | |
| 放射線測定器具配備事業 | 市 | 実施 | | |
| 放射線情報公開事業 | 市 | 実施 | | |

(4) 震災記録の継承

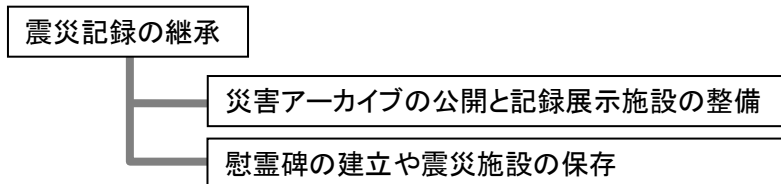
課題と方向性

本震災では、後世に技術資料、歴史資料等として継承すべきものが多くあります。そのため、震災の記録や本震災に関与した方々のメッセージ等を集約し、震災アーカイブとして情報を記録・分析・保存し、永続的に広く公開します。

また、本震災による傷跡、震災を通じ得られた教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、本震災で犠牲となった方々を追悼するための慰霊碑(モニュメント)を建立します。

さらに、市民の意向を踏まえて、震災の記憶として存置・保存すべき被災建築物について選定を行います。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 災害アーカイブの公開と記録展示施設の整備

- 東日本大震災に関連する写真、映像、図書、新聞・広報誌等の多様な情報のほか、被災者やボランティアなど本震災に関わった方々のメッセージなどを、震災発生直後・復旧期・再生期・発展期ごとに分けて収集・保存し、広く公開するための施設整備を促進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 震災記録収集整理事業 | 市、民間 | 実施 | | |
| (仮称)震災記録展示施設整備事業 | 国 | 実施 | | |

◆ 慰霊碑の建立や震災施設の保存

- 慰霊碑(モニュメント)を建立する場所、設置数等の検討を行い整備します。
- 震災の記憶として残すべき被災建築物の存置・保存についても、市民の意向を踏まえながら、建築物の選定を行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 慰霊碑(モニュメント)建立事業 | 市 | 実施 | | |
| 震災施設伝承保全事業 | 市 | 実施 | | |

2 地域力でみんなを守る

(1) 地域コミュニティの再生支援

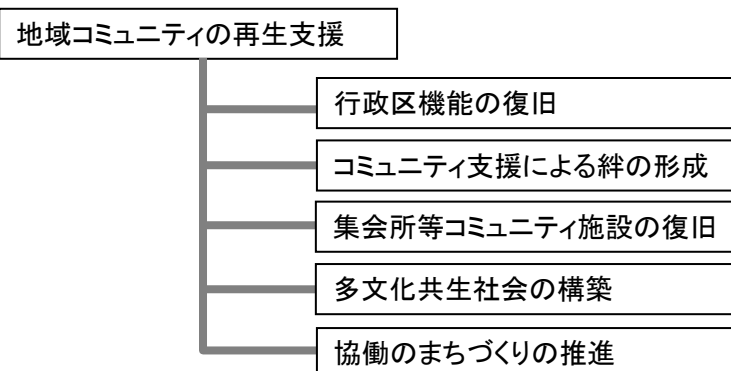
課題と方向性

町内会や行政区がすべて壊滅している地区や被害が大きい地区などコミュニティ活動が困難となっている地区が多数あります。また、集会所やコミュニティセンター等多数のコミュニティ施設も被災し、使用不能となりました。

一方、各地区には、応急仮設住宅や応急仮設集会所が建設され、また、新市街地の整備が計画されています。

このような状況を踏まえ、震災で生まれた新たな絆を大切にしながら、既存コミュニティの再生を図るとともに、既存町内会や NPO、ボランティア団体などとの連携を図りながら、応急仮設住宅や新市街地の新たなコミュニティ組織の形成を支援し、「絆と協働の共鳴社会づくり」を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 行政区機能の復旧

- 不在行政委員の配置をはじめ、被災地の現状を踏まえた行政区の再構築を図ります。
- 応急仮設住宅入居者のコミュニティの円滑化を図るため、行政区を設置し行政委員を配置します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 行政区再構築事業 | 市 | 実施 | | |

◆コミュニティ支援による絆の形成

- 町内など比較的小さいエリアによる交流事業から、コミュニティの再生と、人と人との繋がり回復を図り、新たな取組みに対して支援を行います。
- 仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした健康相談会や茶話会を開催し、疾病予防や健康増進意識の高揚を図ります。また、これらを通じて仮設住宅団地内のコミュニティの育成を促進することにより、住民同士の見守り体制や生きがいを醸成し、孤独死対策や健康増進につなげます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------|-----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| コミュニティ形成支援事業 | 町内会、NPO 等 | 実施 | | |
| 健康相談会等開催事業 | 市 | 実施 | | |

◆集会所等コミュニティ施設の復旧

- 地区ごとに設置・整備されていた集会所等のコミュニティ施設の整備を行い、地域コミュニティの拠点の復旧を図ります。
- 各集会所の整備や改修に当たっては、避難所や災害備蓄倉庫としての活用も踏まえた整備への支援を行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 集会所等コミュニティ施設復旧整備事業 | 市、民間 | 実施 | | |

◆多文化共生社会の構築

- 外国人(住民)が安心して生活できる環境にするため、相談窓口や日本語教室などを開設し、地域住民との交流できる環境づくりを推進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 外国人相談窓口開設事業 | 市 | 実施 | | |
| 日本語教室等開設事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 多言語案内板設置事業 | 市 | 実施 | | |

◆協働のまちづくりの推進

- 市民と行政がパートナーシップを発揮できる仕組みの構築を図り、また、活動を支援します。
- 国内外からの様々な支援から生まれた新たな絆を大切に、様々な交流の場を増やしながらか共に絆を育み、共鳴し合える地域社会の構築を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|-------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 地域自治システム構築・支援事業 | 市、民間 | 実施 | | |
| 地域間交流事業 | 市、町内会、NPO 等 | 実施 | | |
| 国際交流事業 | 市、民間 | 実施 | | |

3 減災まちづくりの推進

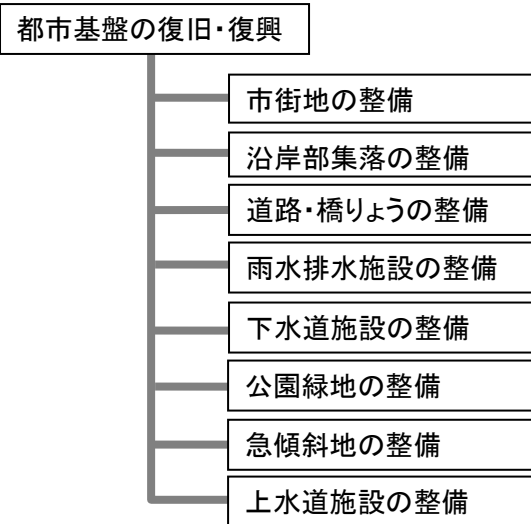
(1) 都市基盤の復旧・復興

課題と方向性

本震災によって、市街地及び沿岸部集落における道路、橋りょう、雨水排水施設、下水道施設、上水道施設など市民生活にとって必要不可欠な都市基盤が広範囲に壊滅的な被害を受けました。また、市内各所では大規模な地盤沈下も発生しています。

このような状況を踏まえ、市民の生活再建を図るため、地域の実情にあわせつつ、災害に強い都市基盤の早急な復旧・復興を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 市街地の整備

- 被害が甚大であった市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業を取り入れ、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置を図るほか、用途混在の解消や都市公園等と河川堤防との一体的整備により、安全安心で秩序ある市街地の面的整備を推進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------------------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 土地区画整理事業 (釜・大街道、門脇、湊、新蛇田、新渡波地区) | 市 | 実施 | | |
| 市街地再開発事業 | 民間 | 実施 | | |

◆沿岸部集落の整備

- 沿岸部の集落は、津波により壊滅的な被害を受け、また地盤沈下による高潮被害も懸念されることから、地元住民からの要望や住民意向調査を基に、防災集団移転促進事業により津波や高潮の被害の及ばない安全な高台への移転を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 防災集団移転促進事業 (石巻、河北、雄勝、北上、牡鹿地区) | 市 | 実施 | | |

◆道路・橋りょうの整備

- 命をつなぐ緊急輸送道路ネットワークを構築していくため、既存道路の復旧を推進するとともに、三陸縦貫自動車道や石巻新庄間道路等の広域連携を推進する道路をはじめ、市内各地区を連携する地域内幹線道路の整備を推進します。
- 国道398号については、北上地区を中心に道路陥没等が発生していることから、復旧整備を促進します。また、災害に強い道路交通ネットワークの構築のため、雄勝・北上地区の高台へのルート変更と整備促進、石巻北部バイパスの4車線化、新内海橋の架設、湊から流留地区の改良等について県と連携しながら整備を促進します。
- 牡鹿地区や雄勝地区等では、震災発生時に多数の箇所で行き止まりが発生したことから、石巻鮎川線、女川牡鹿線、釜谷大須雄勝線、石巻雄勝線、石巻河北線、石巻港線、稲井沢田線などの県道について、災害発生時に緊急物資輸送、ライフライン復旧作業等に遅滞が発生しないよう、復旧を促進するとともに、災害に強い道路交通ネットワーク構築のため、新たなルート選定を含め県と連携しながら整備を促進します。
- 橋りょうについては、災害発生時に落橋した定川大橋、新北上大橋、新相川橋の復旧を促進するとともに、中心市街地へのアクセス改善、災害発生時の避難路を確保するため、新しい橋りょうの整備を推進します。
- 原子力発電所周辺域においては、緊急時における避難のため、避難道路の整備を促進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------------|-------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 道路・橋りょう等応急復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 道路・橋りょう災害復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 道路街路灯復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 街路整備事業 | 県 | 実施 | | |
| 国道・県道の公共土木施設災害復旧事業 | 国、県 | 実施 | | |
| 道路・橋りょう整備事業(国道・県道・市道) | 国、県、市 | 実施 | | |

▼道路網図



【市街地部の道路網図】



◆雨水排水施設の整備

- 雨水排水ポンプ場の早期復旧を図るとともに雨水管渠の破損状況の調査を実施し、壊滅的被害を受けた地区における雨水排水区の見直しなど、雨水排水施設の総合的な整備事業を推進します。
- 旧北上川河口部や湊・渡波地区などの地盤沈下により浸水するエリアについては、排水施設等を設置し、冠水対策を強化します。
- 高潮や塩水遡上が頻発する北上川支流から、強制的に排水する施設等の整備を促進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 雨水排水施設災害復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 雨水排水ポンプ場整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 雨水排水路整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 強制排水施設整備事業 | 国、県 | 実施 | | |

◆下水道施設の整備

- 市内各所の汚水処理施設や汚水管渠が機能停止や大規模破損状態に陥っていることから、早期復旧に努めるとともに、壊滅的被害を受けた地区については、浄化槽への転換など処理方式を検討し、地域の実情にあわせた下水道基本計画の見直しを行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 下水道基本計画改訂事業 | 市 | 実施 | | |
| 下水道施設災害復旧事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 浄化槽災害復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 浄化槽集中導入事業 | 市 | 実施 | | |

◆公園緑地の整備

- 総合運動公園は、防災機能を有する都市公園として整備するとともに、旧北上川河口には震災復興のシンボルとなる公園を整備します。
- 整備を進める市街地や移転する漁業集落については、災害時の避難場所や防災機能も含めた生活の憩いの場となる公園緑地を整備します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------|-------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 公園施設災害復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 都市公園等整備事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| シンボル公園整備事業 | 国、県、市 | 実施 | | |

◆急傾斜地の整備

- 半島部などの各所で急傾斜地が崩壊していることから、急傾斜地保全事業を促進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 急傾斜地保全事業 | 県 | 実施 | | |

◆上水道施設の整備

- 市内各所の上水道施設の早期復旧を促進し、災害に強い施設整備をします。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------|-------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 上水道災害復旧事業 | 水道企業団 | 実施 | | |

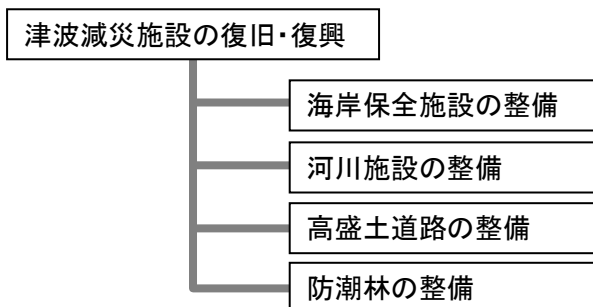
(2) 津波減災施設の復旧・復興

課題と方向性

本震災によって、海岸保全施設のほか、旧北上川、北上川、定川の堤防や護岸は甚大な被害を受けました。今後発生し得る津波を減勢するためにも、既存の長浜海岸などの海岸防潮堤や河川堤防の整備はもとより、無堤防である旧北上川の完成堤防での整備が急がれます。

復興に当たっては、津波からの防御について、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波及び高潮に対しては、海岸防潮堤や河川堤防で市街地を防御し、今後想定される最大級の津波に対しては、海岸付近に設置された防潮堤に加え、高盛土道路や防潮林による津波の減勢を図るとともに、高台への避難路や避難ビルなどを整備し、「多重防御」によるまちづくりを推進して、より安心して暮らせる環境づくりを目指します。また、防潮堤や河川堤防の整備に当たっては、越流しても壊れない堤防の構造や、景観にも考慮した整備を要請します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 海岸保全施設の整備

- 地盤沈下や津波による海岸保全施設の損壊により防護機能が低下していることから、防潮堤等の海岸保全施設の早期復旧を促進します。
- 無堤防海岸については、海岸周辺の整備方針と整合を図りながら防護機能の高い海岸保全施設の整備を推進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 海岸保全施設災害復旧事業 | 国、県 | 実施 | | |
| 海岸保全施設整備事業 | 国、県 | 実施 | | |

◆河川施設の整備

- 北上川河口部の損壊した堤防の早期復旧整備を要請します。
- 旧北上川河口部については、水辺景観にも配慮しながら、まちづくりと一体となった河川堤防の整備を促進します。
- 地盤沈下による堤防高不足箇所の復旧整備を促進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 河川改修事業 | 国、県 | 実施 | | |

◆高盛土道路の整備

- 今後想定される最大級の津波に対応して、幹線道路の高盛土道路化を図り、多重防御体制の整備を促進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 高盛土道路整備事業 | 県 | 実施 | | |

◆防潮林の整備

- 長浜海岸などにおいては、津波の減勢を図るため、防潮林ゾーンとしての植樹を進めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 防潮林整備事業 | 国、県 | 実施 | | |

(3) 新エネルギー等の活用

課題と方向性

世界的にエネルギーの枯渇、地球環境問題や地球温暖化などがますます深刻化していますが、震災からの復旧・復興に取り組んでいく上で、エネルギー消費の効率化のみならず、新エネルギー等の導入及び普及が求められています。

本震災後に生じたエネルギー供給の遮断は、早期の復旧作業等に当たっての阻害要因のひとつでもあったことから、災害に強いまちづくりを進めていくためには、新エネルギーの活用も必要となっています。

他都市に先駆けて、本市に適合する新エネルギー等を導入し、環境にも配慮した災害に強いまちづくりを推進します。

■ 施策の体系

新エネルギー等の活用

新エネルギー等の活用による環境に配慮した災害に強いまちづくりの推進

■ 施策の展開

◆ 新エネルギー等の活用による環境に配慮した災害に強いまちづくりの推進

- 太陽光、バイオマス(微細藻類等)、コジェネレーションなど新エネルギー等の導入に係る課題の整理を行い、本市に適合する新エネルギー等の導入を促進します。
- 産学官の協働組織である「石巻復興協働プロジェクト協議会」を設置し、先進的なエネルギー利用や管理の仕組みを構築し、大幅な二酸化炭素排出量が削減できるスマートコミュニティの構築など、モデル的な事業を実施し、活用地域の拡充に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------|---------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 石巻復興協働プロジェクト協議会の設置 | 市 | 実施 | | |
| スマートコミュニティ推進事業 | 市、大学、民間 | 実施 | | |

施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

1 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保

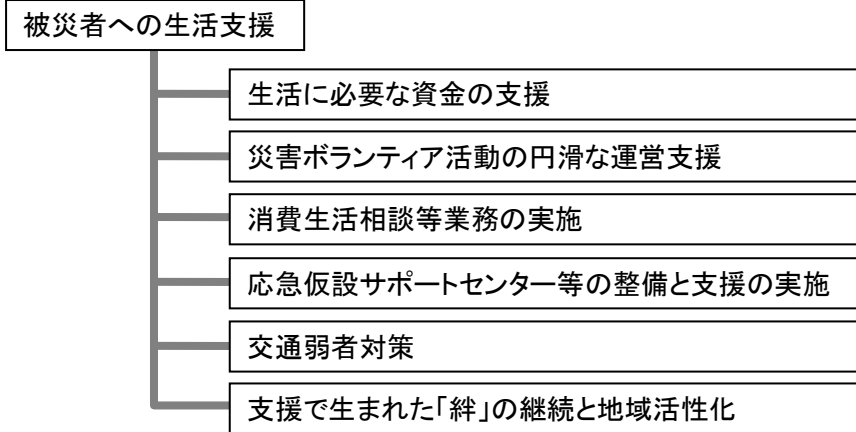
(1) 被災者への生活支援

課題と方向性

本震災により、多くの市民が犠牲になり、住居や家財等の財産を失いました。被災者の生活の立て直しを支援するため、災害弔慰金及び災害援護資金の迅速な支給などを行います。また、災害ボランティアセンターなどの運営支援をはじめ、被災者からの相談対応及び消費生活情報の提供など、被災者の生活再建に向けた取組みを行います。

支援が必要な応急仮設住宅、在宅で生活する被災した高齢者・要介護者・障がい者などへ応急的な各種サービスを提供するため、応急仮設サポートセンター等を整備し、生活支援・相談等を行うとともに、車等の交通手段を失った応急仮設住宅、在宅等の被災者に、住民バス等の運行などの支援を実施します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 生活に必要な資金の支援

- 被災者生活再建支援金及び災害弔慰金・災害障害見舞金給付事業について適正な運用を図るとともに、各種給付金の市民への情報提供を行います。
- 災害援護資金について、適正な運用を図るとともに、各種貸付金の市民への情報提供を行います。
- 災害義援金は、国・県の配分に加え、市独自に受け入れた分について、配分委員会に諮り、適切な配分を行うとともに迅速な支給に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 被災者生活再建支援事業 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 災害弔慰金・災害障害見舞金給付事業 | 市 | 実施 | | |
| 災害援護資金貸付事業 | 市 | 実施 | | |
| 災害義援金の適切配分及び支給事業 | 市 | 実施 | | |

◆災害ボランティア活動の円滑な運営支援

- 今後も継続される災害ボランティア活動をより円滑にするために、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの支援を行います。
- ボランティア従事者が住民と接することで知り得た被災者のニーズ等について、適切に情報伝達できる体制を構築します。
- 今回の災害を教訓とし、災害ボランティアセンターの在り方を再検証するとともに、他地域に対して、大規模災害に対応するための情報発信を行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------------------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 災害ボランティアセンター運営支援事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 被災者ニーズ・情報把握及び体制整備事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 大規模災害に対応する災害ボランティアセンターの在り方研究及び情報発信事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |

◆消費生活相談等業務の実施

- 被災者からの震災に伴う契約トラブル等(二重ローンや多重債務問題を含む。)又は相続など生活再建に向けた相談に迅速に対応し、必要に応じ弁護士等専門機関に繋がります。
- 震災被災者を狙った悪質業者から市民を守るため、ラジオ、新聞、ホームページ等により、被害防止情報を提供します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 消費生活相談等業務 | 市 | 実施 | | |
| 被害防止情報提供事業 | 市 | 実施 | | |

◆ 応急仮設サポートセンター等の整備と支援の実施

- 応急仮設住宅建設地域内に整備した応急仮設サポートセンター(ささえあいセンター)において、各種相談支援事業などを実施します。
- 応急仮設住宅建設地域内に、応急福祉仮設共同住宅(グループホーム型仮設住宅)(認知症高齢者・障がい者・ケア付き福祉住宅グループホーム)を整備します。
- 要援護者をはじめ、個々の状況にあわせたサービス提供ができるように、関係機関などによる見守りを強化します。
- 介護・障がい者事業所などとの連携による適切なニーズ把握を行い、相談支援を実施します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------------------|---------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| ささえあいセンター設置運営事業 | 市 | 実施 | | |
| 被災者生活支援事業 | 市、関係機関 | 実施 | | |
| 応急福祉仮設共同住宅設置運営事業 | 市、関係機関 | 実施 | | |
| 見守りなどのサポート体制整備事業 | 市、関係機関等 | 実施 | | |
| 事業者等との連携強化及び適切なニーズ把握・相談支援事業 | 市、民間等 | 実施 | | |

◆ 交通弱者対策

- 集落・団地を考慮した路線・住民・市民バスなどの路線変更や新設によって、交通弱者の利便性を推進します。
- 高齢者・障がい者などの交通弱者に対応するため、証明書自動交付機の設置や臨時窓口等を開設し、行政手続きの利便性を推進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 仮設住宅バス運行事業 | 市 | 実施 | | |
| 証明書自動交付機設置事業 | 市 | 実施 | | |

◆ 支援で生まれた「絆」の継続と地域活性化

- 震災時、多くの支援をいただいた全国各地の方々に、定期的に復興状況を発信するほか、ボランティア、市民、NPO 等との活動拠点を形成し、各種ボランティア活動を通じた「絆」の継続と地域交流を促進するとともに、コミュニティビジネスの創出を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| ボランティア地域活性化事業 | 民間、NPO 等 | 実施 | | |

(2) 被災者の健康支援

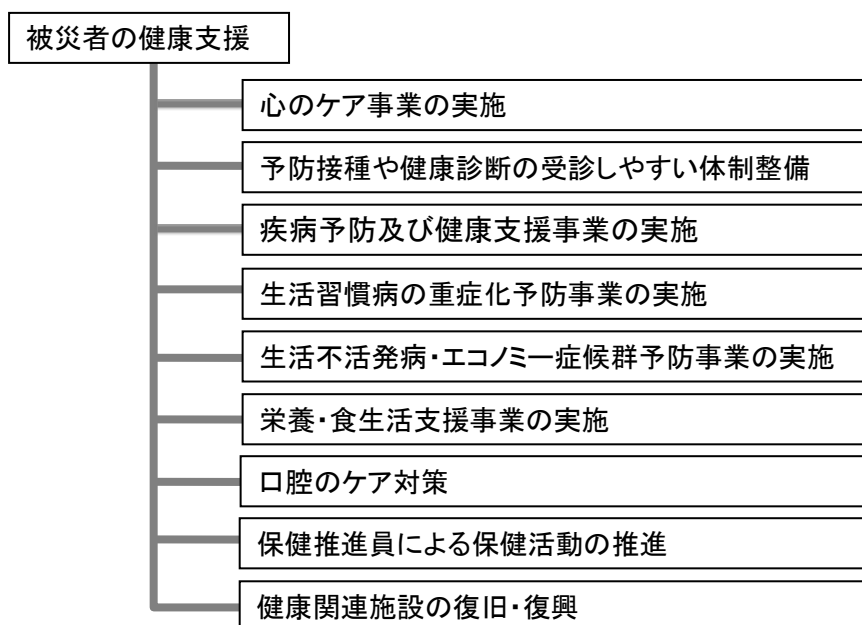
課題と方向性

本震災に伴うストレスによる不眠症や将来への不安を抱える被災者がいるほか、家族や親しい人を亡くした方などへの対応が求められています。

これら被災者に対する支援として、継続的な心のケアを行うとともに、予防接種や健康診断の受診しやすい環境づくり、生活習慣病や生活不活発病等の予防事業の実施、口腔ケア対策を実施します。

さらに、これまでの行政区単位に加え、仮設住宅団地への保健推進員の配置による保健活動の推進や健康関連施設の復旧により、健康づくりをサポートします。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 心のケア事業の実施

- 震災で住まいや家族をなくしたことなどにより、心のケアが必要な被災者に対し、関係機関と連携しながら各種事業を実施し、継続的な支援を行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 心のケアチーム、精神保健福祉士、保健師などによる戸別訪問及び相談事業の実施 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 宮城県及び関係団体の心のケアセンターが実施する事業を活用した講演会等の開催 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 子育て中の保護者向け心のケア講演会及び相談会の実施 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆予防接種や健康診断の受診しやすい体制整備

- 対象者への通知を確実にを行うために被災者の住所地を把握し、また、震災により使用できなくなった会場の代替施設及び被災者の利便性を考慮した実施会場を確保し、予防接種や健康診断をその対象者が適正な時期に確実に受診できるよう、体制整備に努めます。
- 市外への避難者を含む本市住民に対して予防接種や健康診断の実施の周知を徹底するとともに、市外の居住先で受診した避難者に対する経費の助成を行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 受診体制の整備 | 市 | 実施 | | |
| 住民への周知及び市外居住者への助成 | 市 | 実施 | | |

◆疾病予防及び健康支援事業の実施

- 健康状態を把握するため被災者の健康調査を実施し、震災後のストレス等による体調不良又は障がいや疾病等のある被災者に対し、保健師の家庭訪問等による個別の支援を実施します。
- 仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした健康相談会を開催し、疾病予防や健康増進意識の高揚を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 被災者の健康調査の実施 | 市 | 実施 | | |
| 支援を要する被災者への家庭訪問等の実施 | 市 | 実施 | | |
| 健康相談会等開催事業[再掲] | 市 | 実施 | | |

◆生活習慣病の重症化予防事業の実施

- 震災後の環境の変化やストレス等による生活習慣病予防対策を推進するため、仮設住宅入居者や在宅被災者に対する特定健診の受診勧奨や保健指導を行います。
- 糖尿病や高血圧症などの重症化を防ぐため、仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした健康教室や定期的な相談会を開催します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 特定健診の受診勧奨及び保健指導の実施 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 健康教室や定期的な相談会の実施 | 市、関係団体 | 実施 | | |

◆生活不活発病・エコノミー症候群予防事業の実施

- 震災後の活動量の低下による生活不活発病やエコノミー症候群を防ぐため、運動ボランティアやダンベルリーダーの協力を得ながら仮設住宅入居者や在宅避難者を対象とした定期的な運動教室等を開催します。
- 地域包括支援センターとの連携により高齢者の仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした介護予防教室等を開催します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 定期的な運動教室等の開催 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 高齢者を対象とした介護予防教室等の開催 | 市、関係団体 | 実施 | | |

◆栄養・食生活支援事業の実施

- 震災後の栄養状態の低下や調理意欲の低下、生活習慣病の悪化を防ぐために仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした健康教室や健康相談会を開催します。
- 仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした栄養士による電話相談や訪問による栄養・食生活支援事業を実施します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 栄養教室や栄養相談会の開催 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 栄養士の電話・訪問による栄養・食生活支援事業の実施 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆口腔のケア対策

- 高齢者の誤嚥性肺炎の発症を防ぐため、仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした健康教室や健康相談会を開催します。
- 震災により歯みがきの頻度が減ったことでむし歯の増加が懸念されるため、学校、保育所、福祉施設等で歯みがき教室や歯みがき指導を実施します。
- 仮設住宅入居者や在宅被災者を対象とした歯科衛生士訪問による口腔ケア指導を実施します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 健康教室や健康相談会の開催 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 学校、保育所、福祉施設等で歯みがき教室や歯みがき指導の実施 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 歯科衛生士訪問による口腔ケアの実施 | 市、関係団体 | 実施 | | |

◆保健推進員による保健活動の推進

- 仮設住宅団地の規模等地域の実情にあわせて保健推進員を新たに配置します。
- 健康づくりの推進のため、保健推進員による保健活動を支援します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 仮設住宅団地への保健推進員の配置 | 市 | 実施 | | |
| 保健推進員による保健活動の支援 | 市 | 実施 | | |

◆健康関連施設の復旧・復興

- 健康づくりのサポート拠点となる健康関連施設を復旧します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 石巻健康センター復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 石巻市保健相談センター災害復旧事業 | 市 | 実施 | | |

(3) 地域福祉の復旧・復興

課題と方向性

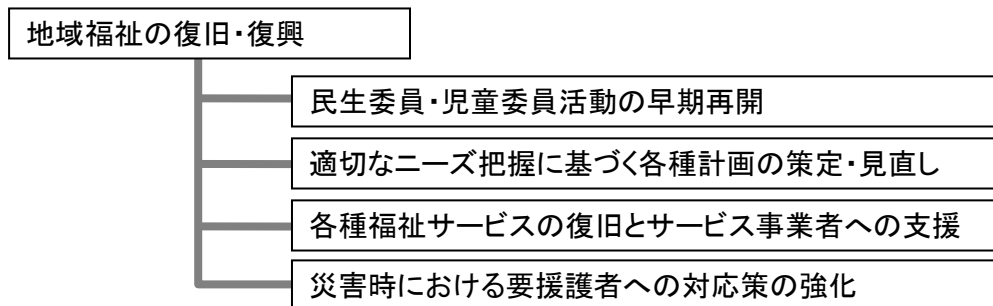
本震災により、民生委員・児童委員も被災し、また、親戚宅への移転や仮設住宅への入居等により、各地区において援護を必要とする高齢者や障がい者の所在を把握しにくい状況となっています。

民生委員・児童委員の不在地域の委員選出を早急に行い、社会福祉協議会、NPO事業所等との連携を図りながら、実態調査等により適切なニーズ把握を行い、状況にあわせた支援を実施します。

また、適切なニーズ把握に基づく新たな地域福祉計画による高齢・介護・障がい等の各種計画の策定・見直しを行うとともに、事業者の再建を支援し、各種サービスの復旧に努めます。

さらに、施設の機能整備や他自治体等との協定など、災害時における要援護者対策の強化を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 民生委員・児童委員活動の早期再開

- 被災地の現状や仮設住宅等新たなコミュニティ形成などを踏まえ、民生委員・児童委員の配置を見直し、民生委員・児童委員が不在となった地域の委員の選任を行い、活動の早期再開を図ります。
- 民生委員・児童委員の担当区域の変更など、被災箇所の現状にあわせた見直しを行い活動の強化を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 民生委員・児童委員確保対策事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 民生委員・児童委員の担当区域の変更による活動強化事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |

◆適切なニーズ把握に基づく各種計画の策定・見直し

- 震災後の地域状況を把握し、地域福祉計画、障がい者計画の策定・見直しを行います。
- 高齢者・要介護者の実態調査等を行い、介護サービス必要量を把握の上、高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定します。
- 第3期障害福祉計画を策定するとともに、障害者虐待防止法に基づく相談支援事業及び連携体制の整備を図ります。また、地域自立支援協議会の再構築を進めます。
- 震災後の市民健康状態の変化や必要とする支援を把握するため、健康調査を実施し、健康増進計画の見直しを行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 地域福祉計画・高齢者福祉計画・障がい者計画の策定事業 | 市 | 実施 | | |
| 第5期介護保険事業計画策定事業 | 市 | 実施 | | |
| 第3期障害者計画・障害福祉計画の策定及び体制整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 健康増進計画改訂事業 | 市 | 実施 | | |

◆各種福祉サービスの復旧とサービス事業者への支援

- サービスを必要とする高齢者、要介護者、障がい者などに対して介護支援事業所や障がい者相談支援事業所等との連携により、適切な情報提供や相談支援の強化を図ります。
- 応急仮設住宅、在宅等で急増する要援護者に対して、応急仮設サポートセンターの活用により、生活支援、孤独感の解消、心のケアのほか、必要に応じた福祉サービスを提供します。
- 被災した民間の介護サービス事業所等への再建支援により、サービス提供基盤の復旧・復興を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------------------------|-------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 要援護者への適切な情報提供と相談支援の強化事業 | 市、事業所 | 実施 | | |
| 要援護者への各種サービスの提供 | 市、事業所 | 実施 | | |
| 民間介護サービス事業所への再建支援等によるサービス提供基盤の復旧・復興事業 | 市、事業所 | 実施 | | |

◆災害時における要援護者への対応策の強化

- 災害弱者などの要援護者へ必要に応じた保健・福祉サービスを提供するため、各地域に福祉避難所などの対応施設の整備を図ります。
- 自治体、事業所、医療関係団体等と災害時における災害弱者などの受入協定等の締結を推進します。
- 災害時における保健・医療・介護・福祉など、各分野の連携体制の再構築を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 福祉避難所等の災害時対応施設整備事業 | 市、その他 | | 実施 | |
| 各種災害時対応協定の推進 | 市、関係機関 | 実施 | | |
| 各分野の連携体制の再構築 | 県、市、関係機関 | 実施 | | |

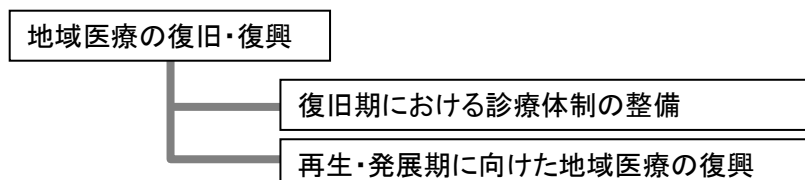
(4) 地域医療の復旧・復興

課題と方向性

本震災により被災前の10病院のうち、石巻市立病院をはじめ3病院が被災し、また、106診療所のうち、夜間急患センターはじめ90診療所が被災しました。診療所については、被災前の約9割が再開したものの医療施設や医療スタッフ等多くの医療資源を失いました。

短期的には、石巻赤十字病院との連携体制のもと二次医療を確保し、石巻市立病院の再建を目指します。また、仮設診療所等によるへき地や救急等政策的な一次医療を確保しながら、中長期的には民間医療施設を含めた医療資源の回復を図り、災害に強く、地域で完結できる石巻医療圏を見据えた医療体制の確立を目指します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 復旧期における診療体制の整備

- 石巻市立病院が果たしてきた役割を踏まえ、震災時においても機能する病院として、現地以外での再建を目指すこととし、石巻赤十字病院等との相互連携により、急性期から慢性期、在宅までの幅広い診療及び研修体制を充実させることにより、石巻医療圏において完結できる医療体制を目指します。
- 石巻市立病院の再建までの間は、石巻赤十字病院が増床整備する仮設病棟等に、市立病院の医療資源を最大限に活用することで、石巻医療圏における当面の二次医療を確保します。
- 仮設の夜間急患センター、雄勝診療所、寄磯診療所を設置し、一次救急医療やへき地医療を確保します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 石巻市立病院整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 仮設の夜間急患センター設置事業 | 市 | 実施 | | |
| 仮設の雄勝診療所、寄磯診療所設置事業 | 市 | 実施 | | |

◆再生・発展期に向けた地域医療の復興

- 夜間急患センターについては石巻医療圏の枠を越えた広域的な需要が高まっており、運営形態の広域化を見据え、利便性や多様化する医療ニーズを考慮した一次救急医療施設の建設を推進します。
- へき地医療の確保については、医療ニーズの把握に努めるとともに地域の実情にあった医療施設を整備します。
- 地域住民が安心して生活できるよう、災害に強い地域医療・福祉の連携を図る情報基盤を整備し、地域で完結できる医療体制の確立を目指します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------|---------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 一次救急医療施設の建設 | 市、関係自治体 | | 実施 | |
| 地域のニーズにあった医療施設の整備 | 市 | | 実施 | |
| 地域医療連携の推進 | 市 | 実施 | | |

2 住まいの再建

(1) 恒久住宅の復旧・復興

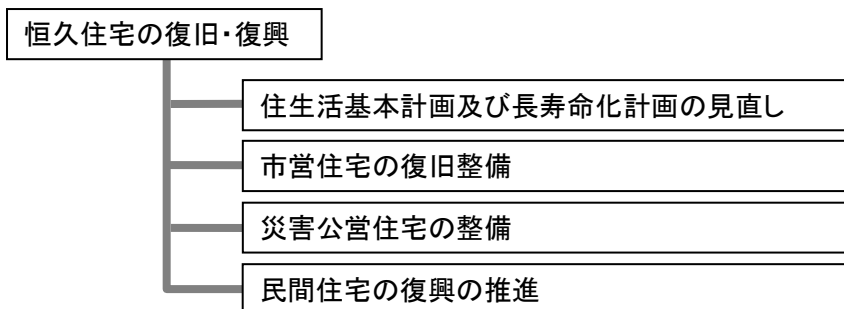
課題と方向性

本震災により多くの住宅が全壊・流出するなど、市民の住まいが失われています。被災者は、応急仮設住宅や民間賃貸住宅等へ入居していますが、今後、生活再建に向けた恒久的な居住環境の確保が必要です。

市営住宅は、現地での修繕が可能なものは早急に復旧させるとともに、現地での復旧が困難なものは、災害公営住宅の建設とあわせて整備し、被災者の恒久住宅の円滑な確保を図ります。

民間住宅についても、高齢者対応住宅、コーポラティブハウスなど多様な住宅を供給できるよう民間住宅に対する支援策を検討の上、推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 住生活基本計画及び長寿命化計画の見直し

- 既存の公営住宅においても滅失等の被害が生じ、住宅市場における需要と供給が激変したことから、住生活基本計画及び長寿命化計画の見直しを図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 住生活基本計画及び長寿命化計画改訂事業 | 市 | 実施 | | |

◆市営住宅の復旧整備

- 市営住宅約1,700戸の約3分の1近くの約500戸が損傷しており、現地での修繕が可能な市営住宅については、早急な修繕を図り、現地での復旧が困難な市営住宅については、災害公営住宅の建設とあわせて整備します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 市営住宅災害復旧事業(補修) | 市 | 実施 | | |
| 市営住宅災害復旧事業(建替え) | 市 | 実施 | | |

◆災害公営住宅の整備

- 被災者の恒久的住居を確保するため、住民意向を確認しながら具体的な場所や整備数を確定し、県等と連携しながら災害公営住宅の整備を推進します。
- 災害公営住宅については、住民交流によるコミュニティ活性化や子育て、高齢者支援等の観点から、多様な住居形態に配慮しながら整備を推進します。
- 災害公営住宅については、必要戸数が膨大であることから、新設民間賃貸住宅の借上げを行い、早期供給を推進します。
- 中堅所得者層の高齢者世帯、子育て世帯等向けの優良な賃貸住宅を供給するため、災害復興型地域優良賃貸住宅の整備を推進します。
- 被災市街地復興推進地域内において、土地区画整理事業とあわせ市街地の住宅環境整備の一環として住宅地区改良事業を推進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 災害公営住宅整備事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業 | 民間 | 実施 | | |
| 住宅地区改良事業 | 市 | 実施 | | |

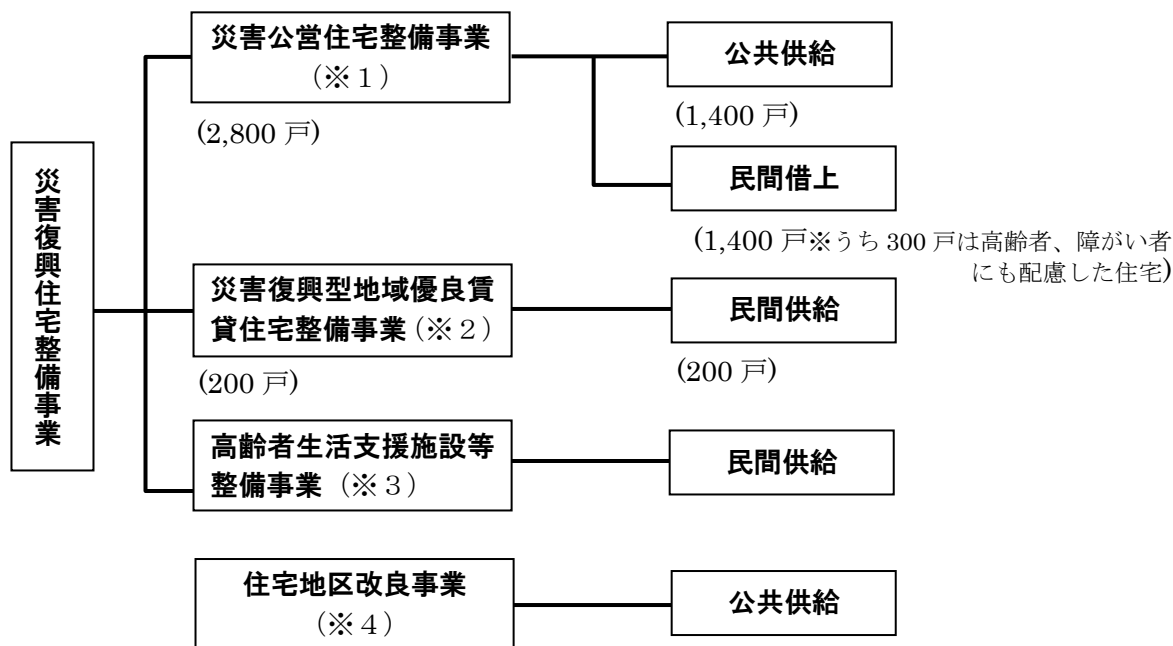
◆民間住宅の復興の推進

- 民間住宅については、自主再建支援を検討するとともに、高齢者対応住宅、コーポラティブハウス、コンバージョン等の住宅整備を推進します。
- 耐震補強の支援についても、引き続き推進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 民間住宅整備推進事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 地域優良賃貸住宅への支援 | 市 | 実施 | | |
| 木造住宅耐震診断助成事業 | 市 | 実施 | | |
| 木造住宅耐震改修工事助成事業 | 市 | 実施 | | |

【主要な施策】



- ※1 災害公営住宅: 災害により住宅を全壊した方のための公営住宅(震災から3年間は収入要件なし)
- ※2 災害復興型地域優良賃貸住宅: 災害により住宅を全壊した中堅所得者を対象とした民間賃貸住宅(震災から3年間は収入要件なし)
- ※3 高齢者生活支援施設等: 公的賃貸住宅に併設するグループホーム、診療所、保育所等
- ※4 住宅地区改良事業: 既存の住宅市街地の環境改善を図るため、密集する不良住宅を除却し、集団的住宅建設を促進する事業

【供給計画について】

当面は、計画戸数を3,000戸※と想定して、平成23年度からの事業着手とします。

《地区毎の内訳》

| | 石巻地区 | 河北地区 | 北上地区 | 雄勝地区 | 牡鹿地区 |
|------|--------|------|------|------|------|
| 計画戸数 | 2,450戸 | 80戸 | 100戸 | 210戸 | 160戸 |

※計画戸数は随時見直し

3 職の再建

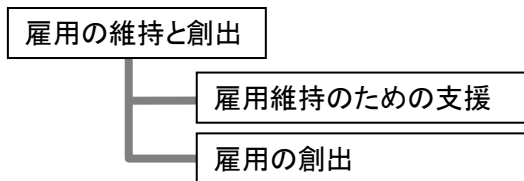
(1) 雇用の維持と創出

課題と方向性

休業状態の長期化により、直接的に被害を受けた事業者に加え、間接的に経営環境が悪化する事業者も増加し、安定した雇用の場を地域内に確保することが難しくなっています。

このため、国の基金を活用した緊急的な雇用創出に努めるとともに、安定した雇用確保のため地元企業の再生を支援することが極めて重要であり、中長期的な視野で地元事業者への復興支援を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 雇用維持のための支援

- 各種融資制度の拡充を要望するとともに、事業再建に向けた取組みに対する支援として、融資あっせん制度に災害関連融資枠を創設し、事業資金の円滑化に取り組みます。
- 震災復興交付金に係る効果促進事業を有効に活用し、雇用確保・維持に努めます。
- 販路拡大等を支援するため、ビジネスマッチングの機会創出を図るなど、事業者の積極的な事業展開をサポートします。
- 国、県等関係機関と連携し、二重債務問題に関する説明会などの開催に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 融資あっせん制度拡充事業 | 市 | 実施 | | |
| ビジネスマッチングサポート事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 二重債務問題対策事業 | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆雇用の創出

- 公共事業における地元被災者の優先雇用を促進するとともに、緊急雇用創出事業を実施し雇用機会を創出します。
- 6次産業化の推進や滞在型観光の取組みを強化し、雇用の創出に努めます。
- 浸水区域外への新たな産業用地の整備を推進するとともに、官民一体となった積極的な企業誘致による雇用の創出に努めます。
- 新エネルギー等関連産業の集積による雇用の創出に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|-------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 緊急雇用創出事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 滞在型観光推進事業[再掲] | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 企業誘致促進事業 | 県、市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 新エネルギー等関連施設誘致事業 | 県、市 | 実施 | | |

4 各種公共施設の復旧と復興

(1) 行政庁舎の復旧整備

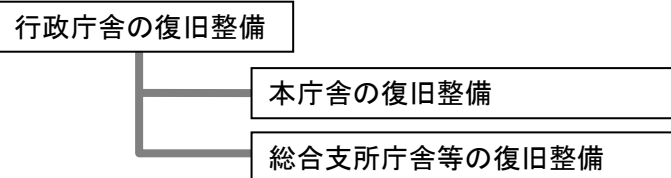
課題と方向性

震災発生後、初動緊急対応が遅れたことを踏まえ、本庁舎の浸水等災害時の対策を進めます。

総合支所及び支所の庁舎は、雄勝総合支所、北上総合支所が全壊し、また、他の総合支所等の庁舎も一部が被災しました。さらには、稲井支所及び荻浜支所は仮設支所による業務再開を余儀なくされています。

総合支所等の庁舎の復旧に当たっては、総合支所等の機能と配置などについて、地域の状況を踏まえながら整備を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 本庁舎の復旧整備

- 被災した本庁舎の施設設備の応急復旧修繕を速やかに進めるとともに、議会棟の整備や電気設備の高所化、公用車置場の再配置などの浸水等災害時対策についても早期の実施を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 本庁舎施設設備復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 本庁舎災害時対策事業 | 市 | 実施 | | |

◆ 総合支所庁舎等の復旧整備

- 被災した総合支所庁舎等の仮設対応や施設設備の応急復旧修繕を速やかに進めるとともに、総合支所などの機能及び配置について方向性を定め整備します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 総合支所等庁舎復旧整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 総合支所等配置計画策定事業 | 市 | 実施 | | |
| 総合支所等整備事業 | 市 | 実施 | | |

(2) 消防施設等の復旧・再編

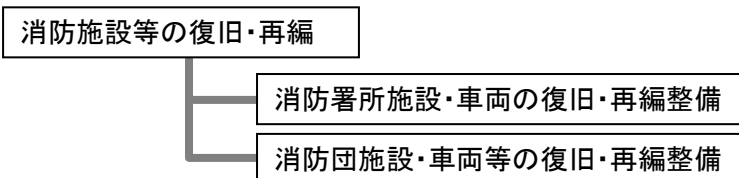
課題と方向性

本震災により数多くの消防署・消防団の施設や車両等が被災し、特に被害の大きな沿岸部の消防力が低下していることから、施設についての応急対応として、消防庁舎の市仮庁舎内への設置、消防団車両の車庫としてのテント配備、消防車両については、全国の消防機関等から寄贈された車両での整備を進めます。

消防署所の復旧については、再編も視野に入れながら消防庁舎等の整備を推進します。

また、消防団については、分団及び班の再編についても検討し、施設・車両の整備を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 消防署所施設・車両の復旧・再編整備

- 被災した署所の復旧にあわせ、消防署員の適正配置や消防車両の確保を進めます。
- 消防庁舎については、仮庁舎による業務開始を早急に図ります。
- 消防署所の再編に伴う消防車両及び消防署員の適正な配置を進めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 消防庁舎復旧修繕事業 | 市 | 実施 | | |
| 常備消防車両整備事業 | 広域行政 | 実施 | | |
| 消防署所再編事業 | 広域行政 | 実施 | | |

◆ 消防団施設・車両等の復旧・再編整備

- 被災した消防ポンプ置場の新築及び修繕を早急に進めるとともに、消防団分団及び班の再編、並びに住居地域における適正な消防施設などの整備について検討を進めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 消防ポンプ置場復旧整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 非常備消防車両整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 消防団活動服整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 消防団等再編計画策定事業 | 市 | 実施 | | |

5 生活環境の整備

(1) 災害廃棄物の処理

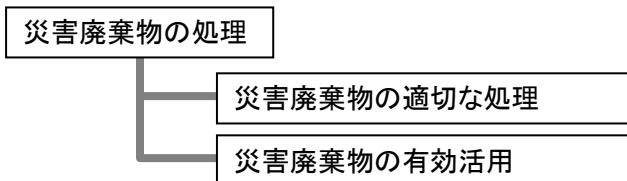
課題と方向性

本市の災害廃棄物の推計発生量は他の被災自治体と比べて極めて多く、市民生活及び産業・経済を再建させていく上で、迅速かつ適切に処理することが喫緊の課題となっています。

一次仮置き場への搬入が進んでいますが、衛生害虫対策のほか火災防止対策等も必要となってきたため、監視体制の強化など、適正な管理に努めます。

また、被災した建造物の解体・撤去についても安全性の確保や社会生活の回復の観点から、早急に対応します。なお、廃棄物の処理については、再資源化を推進しながら、その有効活用を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 災害廃棄物の適切な処理

- 一次仮置き場の確保を図るとともに、衛生害虫対策や火災防止対策等を講じ、適正な管理に努めます。
- 被災した建造物の解体・撤去を推進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 衛生害虫対策・火災防止対策事業 | 市 | 実施 | | |
| 建造物の解体・撤去事業 | 市 | 実施 | | |

◆ 災害廃棄物の有効活用

- 災害廃棄物処理の基本計画に基づき、再資源化等の二次処理を推進します。
- 地元企業との連携を強化し、再生可能な廃棄物の有効活用に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 再資源化推進事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 再生可能な廃棄物の有効活用事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |

(2) 震災に係る犠牲者の哀悼施設の整備

課題と方向性

今回の震災で亡くなられた方に多くの身元不明者が出ており、また、遺骨を引き取れない遺族も多くなることが想定されます。

このため遺骨を安置する納骨堂を整備するとともに、身元不明者の特定に資する遺留品を保管する場所を整備します。

また、震災による新たな墓地需要に対応するため新墓地建設を推進します。

■ 施策の体系

震災に係る犠牲者の哀悼施設の整備

震災に係る納骨堂、遺留品保管施設及び新墓地整備

■ 施策の展開

◆ 震災に係る納骨堂、遺留品保管施設及び新墓地整備

- 身元不明者の遺骨が多く、また、遺骨、遺品の引き取りが困難な状況も発生しているため、これらに対応した納骨堂を整備します。
- 身元不明者の遺留品を保管し、身元が判明した場合に遺族等身内の方々に引き渡す場を確保します。
- 震災に伴う新たな墓地需要に対応するための新墓地を整備します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 納骨堂整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 遺留品保管施設整備事業 | 市 | 実施 | | |
| 新墓地建設事業 | 市 | 実施 | | |

(3) 公共交通の復旧

課題と方向性

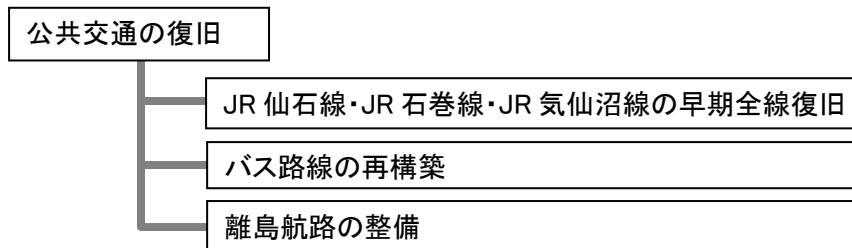
鉄道については、JR仙石線は高城町駅から陸前小野駅までの間で、JR石巻線は渡波駅から女川駅までの間で、復旧の見通しが立たない状況にあります。

鉄道の早期復旧は、石巻圏域の経済活動等に欠かせないものであり、沿線市町のまちづくり計画にあわせた路線整備を推進します。

また、市民生活の身近な移動手段であるバスについては、復旧の各段階に応じた路線設定、バス停の配置、運行ダイヤ等の早急な検討が必要であり、震災前に策定された「石巻市総合交通計画」の見直しを行い、長期的視点に立った総合的な交通体系を構築します。

離島航路については、運航船舶には被害がなかったものの、各港が大きく被災していることから、関係機関と協議を進め、島と本土を繋ぐ離島航路運航の早期正常化と利用者の安全・安心の確保を行います。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ JR 仙石線・JR 石巻線・JR 気仙沼線の早期全線復旧

- 鉄道の早期復旧再開に向け、沿線市町、宮城県、JR等の連携を強化し、複線化、駅舎の高架化等の実現をJRに対し強く要請します。
- 鉄道の復旧に係る工事費の負担については、被災した地元自治体はもとより、広範囲で甚大な被害を受けたJRの双方の負担の大幅な軽減が必要であることから、国の全面的な支援を求めながら、災害に強い鉄道の整備を要請します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| JR仙石線・JR石巻線・JR気仙沼線の復旧 | JR | 実施 | | |

◆バス路線の再構築

- 民間路線バス及び住民・市民バスによるバス交通は、地域の復旧度合いに応じ、応急仮設住宅地や今後のまちづくりを考慮した路線への変更や新設等も含め、運行形態の柔軟な対応を図ります。
- 市の総合交通計画の見直しを行い、バス路線の再構築を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| バス路線構築事業 | 市、関連企業 | 実施 | | |
| 総合交通計画改訂事業 | 県、市、関連機関 | 実施 | | |

◆離島航路の整備

- 新規浮き桟橋の整備による被災港の復旧、新造船の導入推進、これらに基づく寄港地集約を踏まえ、離島航路の利便性の充実と利用者の安全確保を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 浮き桟橋整備事業 | 県 | 実施 | | |
| 離島航路発着所整備事業 | 市、航路事業者 | 実施 | | |
| 新造船導入事業 | 航路事業者又は市 | 実施 | | |

施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

1 海とともに生きる

(1) 港湾の復旧・復興

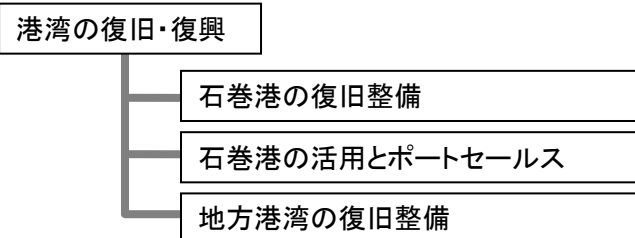
課題と方向性

石巻港は、立地する全企業の建屋や専用岸壁・護岸などが壊滅的な被害を受けました。早期再建のためには、国による全面的な支援が必要です。石巻港は本市の経済、産業活動の拠点であり、多くの雇用を支える場であることから、東北地方の物流拠点港としての機能向上と今回の震災を踏まえた災害に強い港づくりを目指します。

また、官民一体となったポートセールスの展開や港湾都市の特長を活かした観光振興や地域振興に取り組むとともに、工業用地への企業誘致を積極的に進めます。

地方港湾である荻浜港、雄勝港、表浜港、金華山港についても地盤沈下による岸壁の破損が著しく、漁船や観光船の安全航行すらままならない状況から、早期の復旧を推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 石巻港の復旧整備

- 被害の大きかった企業専用岸壁・護岸については公共事業による整備を促進します。
- 本震災を踏まえ、防波堤や耐震強化岸壁の整備など、まちづくりにあわせた災害に強い港づくりを促進します。
- 応急復旧後の石巻港の利用促進、大型船舶の入港に対応するため、水深 14m岸壁と港内静穏度を確保するための南・西防波堤の建設を促進し、東北地方の物流拠点港として機能の充実に努めます。
- 避難機能を備えた建物の整備を促進し、災害時に対応した避難体制の構築により、安全・安心な港づくりに努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 石巻港災害復旧事業 | 県 | 実施 | | |
| 防波堤整備事業 | 国、県 | 実施 | | |
| 水深 14m岸壁整備事業 | 国 | 実施 | | |
| 避難機能を備えた建物の整備促進 | 国、県、市、民間 | 実施 | | |
| 耐震強化岸壁の整備 | 国 | 実施 | | |

◆石巻港の活用とポートセールス

- 東北地区におけるバルク貨物の拠点として、官民一体となったポートセールスを展開します。
- 客船誘致や帆船を招待してのイベント開催などにより、港湾都市の特長を活かした観光振興や地域振興に取り組みます。
- 工業用地への新たな企業誘致を積極的に進めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| ポートセールスの展開 | 県、市、関連企業 | 実施 | | |
| 港湾都市の特長を活かした観光振興、地域振興 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 企業誘致促進事業[再掲] | 県、市、関連企業 | 実施 | | |

◆地方港湾の復旧整備

- 荻浜港、雄勝港、表浜港は地域の基幹産業である水産業の拠点であり、金華山港は奥州三霊場に数えられる「金華山」の玄関口としての役割を果たしており、早期の復旧を目指し、防波堤・岸壁のかさ上げを実施します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 防波堤・岸壁の復旧 | 県 | 実施 | | |

(2) 漁港及び魚市場の復旧・復興

課題と方向性

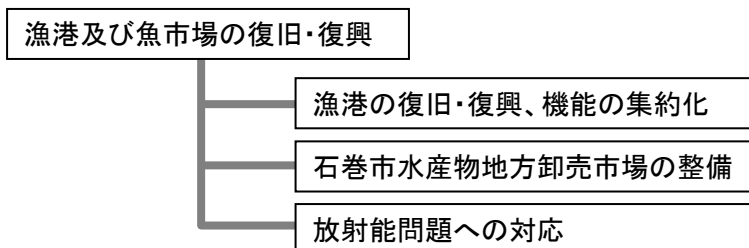
本震災によって、すべての漁港において岸壁の破損や1メートル前後の沈下が生じているほか、港内にはコンクリート塊が残されているなど、漁船の安全確保や漁業再開に支障をきたしている状況にあります。

また、全壊した魚市場についても漁港岸壁が復旧するまでは本格的な業務の再開が困難な状況にあり、福島第一原子力発電所事故による風評被害への対応も必要となっています。

石巻漁港及び魚市場は、本市の重要な経済基盤でもあり、早期の復旧整備を行うとともに、特に魚市場については漁獲物の放射能モニタリング体制を整備し、高度衛生管理をはじめ観光機能や津波避難機能などを兼ね備え、時代の要請に対応した市場を建設します。

すべての漁港について、係留に必要な漁港施設などの必要性の高い機能から災害復旧を行うとともに、機能の集約化や役割分担の考え方を取り入れた将来を見据えた整備を行います。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 漁港の復旧・復興、機能の集約化

- 沿岸漁業の本格的な操業再開のため、漁港内に残されたコンクリート塊の除去や被災した防波堤、岸壁などの漁港施設の復旧を実施します。
- 漁港施設の復旧に当たっては、地域漁業関係者の意見を十分に反映し、各漁港の機能の集約化などの考え方を整理した上で、優先順位に基づいた整備を行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 漁港災害復旧事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 漁港施設整備事業 | 県、市 | 実施 | | |

◆石巻市水産物地方卸売市場の整備

- 石巻売場と牡鹿売場について、漁船が接岸できる岸壁を整備し、仮設上屋での卸売業務により当面の漁獲物の流通体制を確保します。
- 卸売市場の本復興に向け、国際水産都市を視野に入れた新市場建設プランを策定し、時代の要請に対応した新市場を建設します。

[石巻売場]

- 高度衛生管理の導入などにより、海外マーケットにも通用する産地市場を目指します。
- 津波で機能停止した超低温冷蔵庫を早期に復旧します。
- 津波避難機能や観光機能等を兼ね備えた多機能な市場を整備します。

[牡鹿売場]

- 高品質の活魚の取扱いや沿岸捕鯨を主力とする、特色ある産地市場を目指します。
- 市場の本復旧にあわせ、製氷貯氷冷蔵施設を整備します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 漁港岸壁復旧事業 | 国、県 | 実施 | | |
| 水産物地方卸売市場建設事業 | 市 | 実施 | | |
| 超低温冷蔵庫復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 牡鹿製氷冷蔵施設復旧事業 | 市 | 実施 | | |

◆放射能問題への対応

- 食品放射能測定機器により漁獲物の測定検査を行い、検査結果を迅速に公表するなど、風評被害対策に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 放射能風評被害対策事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |

(3) 被災水産業への再建支援

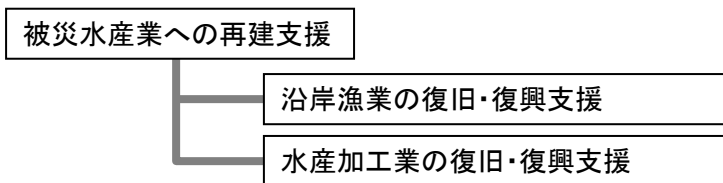
課題と方向性

本市の水産業は、ほぼ全域で壊滅的な被害を受けており、沿岸漁業では漁船や養殖施設等のほとんどを失っています。

水産業の停滞は、地域経済の復興だけでなく、水産物の安定供給にも支障をきたすこととなるため、生産環境の復旧・復興につながる漁業協同組合の取組みに対する支援と漁業者が必要とする事業資金の円滑な融通を行います。

また、水産加工業についても、津波によって建物や設備が損壊し、およそ5万トンの加工原魚及び加工製品が腐敗するなど、甚大な被害を受けているほか、地盤沈下による浸水などの被害も生じています。雇用の受け皿としても早期の操業再開を促進する必要があるため、国の支援策と市独自の支援策を有機的に運用する取組みや内水排除をはじめとする地盤の復旧対策等を講じていくことに加え、事業資金の円滑化などに取組みます。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 沿岸漁業の復旧・復興支援

- 沿岸漁業の生産環境の早期復旧・復興のため、共同利用施設等の整備や稚魚・稚貝の放流及び漁船漁業・養殖業の経営再建の取組みに対する支援を行います。
- 石巻市水産業災害対策資金の利用者に対して利子補給金を助成します。
- 漁具の保全や生産性向上のため、漁場に残存する災害廃棄物の早期撤去を推進します。
- 被災した漁業集落及び漁港背後地の基盤整備を行い、生活環境の向上を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 水産業共同利用施設復旧・復興整備事業 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 種苗放流事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 漁業・養殖業復興支援事業 | 市 | 実施 | | |
| 水産業災害対策資金利子補給事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 漁場復旧対策支援事業 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 漁業集落防災機能強化事業 | 市 | 実施 | | |

◆水産加工業の復旧・復興支援

- 水産加工団地への海水流入を止め、内水を排除するなどの当面の冠水対策を講じ、沈下した地盤の復旧に取り組みます。
- 水産加工排水処理施設の汚水処理能力の原状回復に取り組みます。
- 事業の早期再開に向け、復旧期における仮設工場・仮設事務所設置等の支援に努めます。
- 水産業共同利用施設の機能の早期復旧等を図るとともに、衛生機能の高度化等を図る施設整備を促進します。
- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を活用し、事業再開に向けた支援に努めます。
- 水産加工業の再生を支援するため、税制優遇措置などを盛り込んだ震災復興特区の活用を努めるとともに、動力コスト等に対する助成など操業再開の円滑化に資する市独自の補助制度を創設します。
- 各種融資制度の拡充を要望するとともに、事業再建に向けた取組みに対する支援として、融資あっせん制度に災害関連融資枠を創設し、事業資金の円滑化に取り組みます。
- 津波によるリスク分散を考慮した新たな水産加工用地の確保を検討します。
- 国、県等関係機関と連携し、二重債務問題に関する説明会などの開催に取り組みます。

【主な取組】

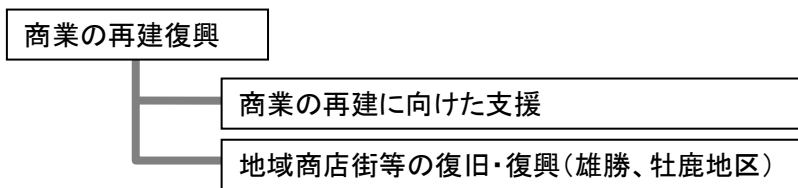
| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 水産加工団地の内水排除対策事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 漁港施設機能強化事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 水産加工排水処理施設復旧事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 仮設施設整備事業 | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 水産業共同利用施設復旧・復興整備事業 [再掲] | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 | 国、県 | 実施 | | |
| 水産加工業再生支援事業 | 市 | 実施 | | |
| 融資あっせん制度拡充事業 [再掲] | 市 | 実施 | | |
| 二重債務問題対策事業 [再掲] | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

(4) 商業の再建復興

課題と方向性

地域商店街は壊滅的ともいえる大きな被害を受けており、商店街の再開、再建に向け、国、県へ各種復興支援制度の拡充を要望するとともに、各地域における復興イベント等の集客支援や金融支援策の強化など商工会議所や商工会と連携し、多様な支援を展開します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 商業の再建に向けた支援

- 各種融資制度の拡充を要望するとともに、事業再建に向けた取組みに対する支援として、融資あっせん制度に災害関連融資枠を創設し、事業資金の円滑化に取り組みます。
- 復興に向けた各地区の商業団体が行う特色ある事業の支援に努めます。
- 石巻ならではのブランド産品や地元産品の普及拡大に努めます。
- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を活用し、事業再開に向けた支援に努めます。
- 国、県等関係機関と連携し、二重債務問題に関する説明会などの開催に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 融資あっせん制度拡充事業[再掲] | 市 | 実施 | | |
| 商業団体支援事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 地元産品普及事業 | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 [再掲] | 国、県 | 実施 | | |
| 二重債務問題対策事業[再掲] | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆地域商店街等の復旧・復興(雄勝、牡鹿地区)

- 店舗の再開に向け、復旧期における仮設店舗設置等の支援に努めます。
- 住民の意向等を踏まえながら、地域コミュニティの再生や地域活性化の核としての商店街の復旧・復興に向け、国・県・商工会等関係機関の協力を得ながら経営相談等を行います。
- 地元商業者や商工会等が連携して実施する復興市などのイベントへの取組みを支援します。
- 国、県等関係機関と連携し、二重債務問題に関する説明会などの開催に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 仮設施設整備事業[再掲] | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 経営相談事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| 復興市等イベント支援事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 二重債務問題対策事業[再掲] | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

(5) 工業の再生復興

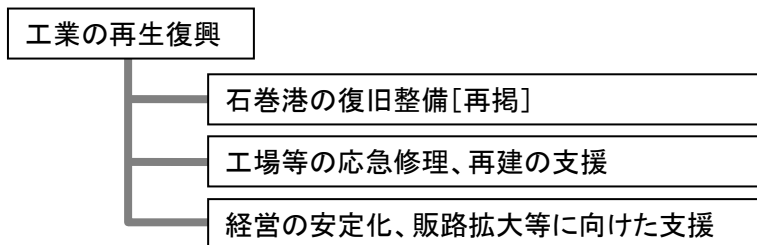
課題と方向性

本市の中核産業である製造業は、その多くの事業所が臨海地区に位置し、壊滅的な被害を受けており、時間の経過とともに事業再開に向けての環境が厳しさを増してきています。

石巻港の早期復旧を促進するとともに資金面や基盤整備などの課題解決に向け、新たな支援制度や融資制度等の拡充を国、県に対して強力に要望します。

また、相談窓口の設置や各種助成金の活用など、早期の事業再開に向けた支援に努めます。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 石巻港の復旧整備[再掲]

- 防波堤や耐震岸壁の整備等、災害に強い港づくり促進するとともに、東北地方の物流拠点港として機能の充実を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 防波堤整備事業[再掲] | 国、県 | 実施 | | |
| 避難機能を備えた建物の整備促進[再掲] | 国、県、市、民間 | 実施 | | |
| 耐震強化岸壁の整備[再掲] | 国 | 実施 | | |

◆工場等の応急修理、再建の支援

- 事業の早期再開に向け、復旧期における仮設工場・仮設事務所設置等の支援に努めます。
- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を活用し、早期の事業再開に向けた支援に努めます。
- 各種融資制度の拡充を要望するとともに、事業再建に向けた取組みに対する支援として、融資あっせん制度に災害関連融資枠を創設し、事業資金の円滑化に取り組みます。
- 国、県等関係機関と連携し、二重債務問題に関する説明会などの開催に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 仮設施設整備事業[再掲] | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業[再掲] | 国、県 | 実施 | | |
| 二重債務問題対策事業[再掲] | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 融資あっせん制度拡充事業[再掲] | 市 | 実施 | | |

◆経営の安定化、販路拡大等に向けた支援

- 事業再建や経営の安定化のため、国・県等関係機関と連携しながらアドバイザー派遣事業に取り組みます。
- 国・県等関係機関の協力を得ながら相談窓口を設置し、事業者の要望に即した支援策の拡充や創設に努めます。
- 販路や受注の確保・拡大のためのビジネスマッチングを行うなど、企業の積極的な事業展開を支援します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| アドバイザー派遣事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| 相談窓口設置事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| ビジネスマッチングサポート事業[再掲] | 県、市、民間 | 実施 | | |

2 川とともに生きる

(1) 中心市街地商店街の復旧・復興

課題と方向性

中心市街地商店街の事業の維持・再開のために、国、県に復興支援制度の拡充を要望するとともに、復興イベント等の集客支援や金融支援策の強化など街づくりまんぼうや商工会議所と連携し、多様な支援を展開します。

また、商店街には、憩い・交流を促す「にぎわいの場」としての機能にとどまらず、「安心して住み続けることができ、買い物ができる場」としての機能が必要とされます。

蛇田地区の広域型商業地との機能分担も考慮しながら、これまで以上に、再開発事業等の促進を図るとともに、水辺と親しめる空間づくりや安全で安心して歩き、暮らすことのできる、コンパクトなまちづくりを推進し中心市街地商店街の再建に努めます。

■ 施策の体系

中心市街地商店街の復旧・復興

中心市街地商店街の復旧・復興

■ 施策の展開

◆ 中心市街地商店街の復旧・復興

- 中心市街地商店街の被災状況、廃業者数、再開意向の把握等、基礎的調査を実施し、復興に向けた中心市街地活性化基本計画を見直します。
- 店舗の再開に向け、復旧期における仮設店舗設置等の支援のほか、各種金融支援策等の拡充・強化に努めます。
- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を活用し、事業再開に向けた支援に努めます。
- 震災復興特区制度の活用による市街地再開発事業などの復興に向けた取組みの支援に努めるほか、国・県等に対し各種支援制度の拡充を要望します。
- 再開発事業や協調建替え、定期借地権等の活用を促進し、商業機能のみならず、居住人口の増加や福祉機能の充実など、職住近接型の多様な機能が集積する、歩いて暮らせる高齢者にやさしいまちづくりに取り組みます。
- 中瀬地区の有効活用を含め、水辺と親しめる空間づくりに努めます。
- 安全で安心して歩き、暮らすことができるよう、避難路や避難機能の整備に努めます。
- 地域の優れた食材を活用した街なかでの復興イベントや復興屋台村などの開設により、賑わいの創出に努めます。
- 旧北上川河口部の堤防整備とあわせてプロムナードを整備し、水辺の賑わいの創出を図ります。
- 国、県等関係機関と連携し、二重債務問題に関する説明会などの開催に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 被害状況・動向等基礎的調査事業 | 市 | 実施 | | |
| 中心市街地活性化基本計画改訂事業 | 市 | 実施 | | |
| 仮施設整備事業[再掲] | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業[再掲] | 民間 | 実施 | | |
| 各種融資制度等の拡充 | 国、県、市 | 実施 | | |
| 市街地再開発事業[再掲] | 民間 | 実施 | | |
| まちなみ形成事業 | 民間 | 実施 | | |
| 復興をテーマとしたイベントの実施 | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 水と緑のプロムナード整備事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| 二重債務問題対策事業[再掲] | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

3 大地とともに生きる

(1) 被災農林業への再建支援

課題と方向性

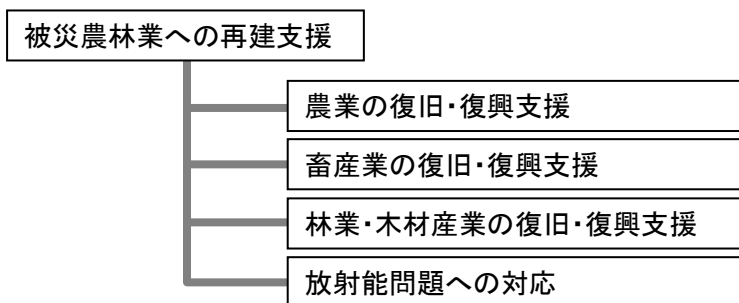
本震災は、沿岸部を中心とした広範囲にわたる農地等の浸水や農林業施設、畜産施設の損壊、共同利用施設等に大きな被害をもたらしました。

甚大な被害を受けた地域の農業については、土地利用計画との整合性を図りながら、被災前の営農形態の見直しや広域的で大規模な土地利用、効率的な経営方式の導入に努めるとともに、6次産業化などの推進により、他産業からの新たな参入や雇用の拡大を図り、新たな時代の農林業・農村モデルの構築を目指します。

林業については、合板製造業や製材業をはじめとする関連産業の早期復旧とあわせ、バイオマスなど再生可能なエネルギーの利活用を推進します。

さらに、福島第一原子力発電所事故による農林産物等への風評被害への対応も必要となっています。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 農業の復旧・復興支援

- 被災した農地の災害廃棄物の撤去、除塩、損壊した用排水施設や農地の復旧を進めます。
- 被災農家経営再開支援事業により、復旧作業の従事分量に応じた被災農家の所得確保対策を図ります。
- 被災農家の所在確認、営農継続への意向調査やまちづくりの方針等に基づき農地復旧方針や地域農業復興計画、農業振興地域整備計画を策定し、農業の復興に努めます。
- 農業経営の再開に向けて、他地域での営農再開や被災エリアからの農地移転なども視野に入れた農地・農業用施設等（農機具や用排水機場、農業用水路など）の生産基盤等の整備を支援します。
- 新たな時代の魅力ある農業・農村を構築するため、法人化や共同化など、規模拡大も含めた経営体の強化・効率化のほか、6次産業化の推進や稲作から施設園芸への転換など効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、国・県等関係機関が一体となり農業者への支援を行います。
- 国、県等関係機関と連携し、二重債務問題に関する説明会などの開催に取り組みます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 農地災害復旧事業 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 被災農家経営再開支援事業 | 国 | 実施 | | |
| 被災農家意向調査事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 農業復旧方針策定事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 農業振興地域整備計画策定事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 生産基盤整備支援事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| 農業経営支援対策事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| 二重債務問題対策事業 [再掲] | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆畜産業の復旧・復興支援

- 畜産農家の経営再開に向けた優良家畜導入、畜舎の再建等を支援します。
- 若い担い手の育成を支援するとともに、肉牛のブランド化を推進します。
- 生産の共同化や6次産業化を積極的に進めることなどを通じて、生産規模の拡大や他産業からの新たな担い手の参入や雇用の拡大を進めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 畜産農家経営再建支援事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| 優良肉用牛生産振興対策事業 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 畜産経営支援対策事業 | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆林業・木材産業の復旧・復興支援

- 林道、治山施設等、林業関連施設の早期復旧を図るとともに、災害の防止や緊急避難路として利活用するための事業を推進します。
- 被災した製材工場、合板工場、チップ工場など木材加工流通施設等の復旧等を促進します。
- 木質系災害廃棄物や計画的な森林施業による間伐材などを利用したバイオマスエネルギーの利活用や木材製品の開発と販売促進に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------|---------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 森林環境保全支援事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 山林施設災害復旧事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 木材加工流通施設等復旧事業 | 県、関係団体、木材加工業者 | 実施 | | |
| 林道利活用事業 | 県、市 | 実施 | | |
| バイオマスエネルギー活用事業 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆放射能問題への対応

- 農林産物及び畜産物等の放射性物質検査を行い、調査結果を迅速に公表するなど、風評被害対策に取り組めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 放射能風評被害対策事業 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |

4 地域資源を活かす

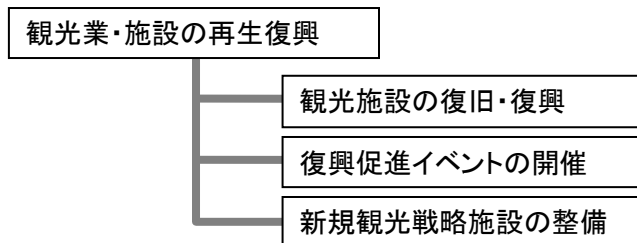
(1) 観光業・施設の再生復興

課題と方向性

観光は農業、漁業、製造業、商業などといった地域産業との関連性や経済的効果が高く、かつ即効性があることから、被害の少ない観光施設を早急に復旧するとともに、観光復興プランを早急に策定し、地域産業の復興や交通基盤の復旧、まちづくりの進展などを踏まえ、観光施設・資源の復興を図ります。

また、復興の進展にあわせた復興イベントの開催や、新しい観光施設の整備等により観光の魅力アップを図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 観光施設の復旧・復興

- 地域住民の意向等を踏まえながら、観光復興プランを早急に策定します。
- 石ノ森萬画館や雄勝硯伝統産業会館、おしかホエールランドをはじめとする本市の主要な観光施設の早期復旧に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 観光復興プラン策定事業 | 市 | 実施 | | |
| 観光施設復旧事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |

◆復興促進イベントの開催

- 新鮮で豊富な食材を活かした「食」のイベント等の開催を支援し、「食彩・感動 いしのまき」の全国発信に取り組みます。
- 物産市等のイベントや、復活祭イベントとして「東北 B-1 グランプリ」の招致開催など、復興状況や市民の意向を踏まえた新たなイベントの開催支援に取り組みます。
- 震災によって未曾有の被害を受けた本市への「防災ツアー」、「復興ツアー」等への支援を行い交流人口の増加を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 物産市等イベント開催支援事業 | 市 | 実施 | | |
| 東北 B-1 グランプリ招致事業 | 市、民間 | 実施 | | |
| 「防災ツアー」・「復興ツアー」等支援事業 | 市、民間 | 実施 | | |

◆新規観光戦略施設の整備

- 特に被害の大きかった地区を重点的に考慮しながら、観光ルートの再構築に努めます。
- 交流人口の増加に向けて、グリーンツーリズム等の滞在型観光の取組を強化するとともに、宿泊施設の整備を促進します。
- 石ノ森萬画館を核とした、中瀬地区の公園整備と有効活用を促進し、中心市街地の活性化と連動したまちなか観光の推進に努めます。
- 旧北上川河口部の堤防整備とあわせてプロムナードを整備し、水辺の賑わいの創出を図ります。
- 観光客が見学できる、水産都市ならではの魚市場を建設します。
- 金華山や雄勝砦など既存の観光素材や施設を含め、自然と親しむマリーナや公園、漁業と観光の共生を図るための地場海産物などを販売する施設整備を推進します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施組織 | 実施時期 | | |
|------------------------|-----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 観光ルート再構築事業 | 市 | 実施 | | |
| 滞在型観光推進事業 | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 宿泊施設整備支援事業 | 県 | 実施 | | |
| まちなか観光推進事業 | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 水と緑のプロムナード整備事業 [再掲] | 国、県、市 | 実施 | | |
| 水産物地方卸売市場建設事業 [再掲] | 市 | 実施 | | |

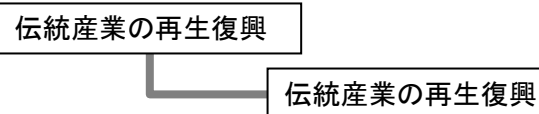
(2) 伝統産業の再生復興

課題と方向性

本市には、歴史と風土に育まれてきた雄勝硯や天然スレート、鯨工芸品など、優れた伝統産業が存在しますが、後継者不足等の問題を抱えており、震災によってその傾向は一層深刻となっています。

伝統産業を貴重な財産、文化として次の世代に引き継ぐことが重要であることから、事業の再建や復興に向けた支援に取り組みます。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 伝統産業の再生復興

- 早期の再開に向け、復旧期における仮設店舗設置等の支援に努めます。
- 各種融資制度の拡充を要望するとともに、事業再建に向けた取組みに対する支援として、融資あっせん制度に災害関連融資枠を創設し、事業資金の円滑化に取り組みます。
- 後継者の育成や新製品の開発などに取り組む事業者への支援に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------------|-----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 仮設店舗設置事業[再掲] | 国、市、民間 | 実施 | | |
| 融資あっせん制度の拡充[再掲] | 市 | 実施 | | |
| 後継者育成・新製品開発等支援事業 | 県、市 | 実施 | | |
| 伝統産業PR事業 | 市、関係団体、民間 | 実施 | | |

施策大綱 4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

1 未来の人を育てる

(1) 学校教育・社会教育施設等の復旧・復興

課題と方向性

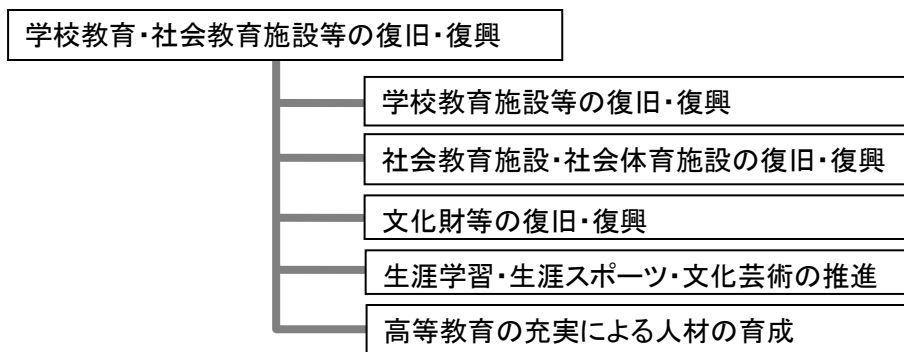
本震災により、学校、給食センター、社会教育施設、文化財など多くの施設・財産が被災しました。自校での授業が再開できない学校を最優先に、各教育施設の復旧・復興を計画的に進めていきます。また、多くの教育施設が災害時の避難所に指定されており、本震災を踏まえ、災害時に必要な資材を備えると同時に高齢者等にも利用しやすい避難所機能が充実した施設として整備を進めます。

応急仮設住宅の建設等により、施設が使用不能となっている社会教育・体育施設についても、順次再開のための整備を進めていくとともに、施設の相互利用等を図り、生涯学習・生涯スポーツの推進に努めます。

国、県、市指定の有形無形文化財の多くも被災しました。文化財は国民共有の財産であることから、計画的に復元、復旧を進め、適切な保存に努めます。

また、高等教育の充実により今後の復興を担う人材を育成します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 学校教育施設等の復旧・復興

- 学校施設については、津波への安全対策や地域バランス、学校の適正規模・適正配置、新たな土地利用に基づく住宅地等を踏まえ、早急に整備計画を策定し復興を図るとともに、耐震補強を進め、児童・生徒及び地域住民の安全対策を図ります。また、市立高校については、市立高校統合事業基本計画を策定し、整備を推進します。

- 被災により学校が使用不能になった学校の児童・生徒の負担軽減のために、代替校舎や仮設校舎へのスクールバスの運行を図るとともに、既存の公共交通機関の活用も含めて検討を行い、仮設住宅から通学する児童・生徒の交通手段の確保に努めます。
- 被災により就学が困難となった児童又は生徒に対して、学用品、修学旅行費等の就学支援や就学機会の確保のため、幼稚園保育料や高等学校入学金の免除を行います。
- 給食センターについては、本市の東部及び西部のそれぞれにおいて、不均衡な配置とならないよう配慮し、早急に復興を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 学校施設整備計画策定事業 | 市 | 実施 | | |
| 市立高校統合事業計画策定事業 | 市 | 実施 | | |
| 学校施設災害復旧事業(幼稚園、小・中・高校) | 市 | 実施 | | |
| 学校施設耐震補強事業 | 市 | 実施 | | |
| 通学・就学支援事業 | 市 | 実施 | | |
| 教員住宅災害復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 学校給食センター復旧事業(河北、河南、住吉地区) | 市 | 実施 | | |
| 学校給食センター建設事業(東部・西部地区) | 市 | 実施 | | |

◆社会教育施設・社会体育施設の復旧・復興

- 被災した施設については、地域間の配置に不均衡が発生しないよう配慮し、施設の複合化も含めた検討を行った上で、整備を推進します。
- 応急仮設住宅の用地となり、使用できない社会体育施設については、応急仮設住宅の居住期間を見据えて、再生期における復元を図っていきます。
- 壊滅的な被害を受けた石巻文化センターと石巻市民会館については、博物館機能と文化ホール機能を持つ、文化活動の拠点として整備計画を策定し、市民生活の復興に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 社会教育施設災害復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 社会体育施設災害復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 博物館機能及び文化ホール機能施設整備事業 | 市 | 実施 | | |

◆文化財等の復旧・復興

- 国指定名勝齋藤氏庭園の整備及び園内建造物の復元、本市指定文化財である旧石巻ハリストス正教会教会堂の復元を図るほか、神楽など無形民俗文化財再興に向けた支援を行います。
- 被災文化財の一時保管のための仮収蔵施設を整備します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------------------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 国指定名勝齋藤氏庭園復旧事業 | 市 | 実施 | | |
| 旧石巻ハリストス正教会教会堂復元事業 | 市 | 実施 | | |
| 無形民俗文化財の再興 (保持者の育成、用具の補修・再製作、記録保存) | 国、県、市、関係団体 | 実施 | | |
| 被災文化財仮収蔵施設整備事業 | 市 | 実施 | | |

◆生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進

- 被災した施設が使用できない間、他施設の相互利用や他地域との交流事業を活性化させるとともに、応急仮設集会所等を活用して各種事業を行うことにより、生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進を図ります。
- 文化芸術の復興については、市民の心の豊かさの復興につながるという考えから、青少年劇場小公演等の子どもたちや市民への芸術鑑賞機会の提供など、文化芸術事業を積極的に実施するとともに、市民の文化芸術活動に対するサポートを行います。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 応急仮設集会所等での各種事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 芸術鑑賞機会の提供など文化芸術事業の積極的な推進 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 市民の文化芸術活動に対するサポート | 市、関係団体 | 実施 | | |

◆高等教育の充実による人材の育成

- 震災後の復興、再生を図る上で重要な地域づくりを担う専門的な人材、教員や保育士、さらには地域医療に従事する人材を育成するため、高等教育の充実を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 石巻専修大学「(仮称)人間共生学部」新設の要請 | 市 | 実施 | | |
| 宮城県に新設を目指している医学部の誘致 | 市 | 実施 | | |

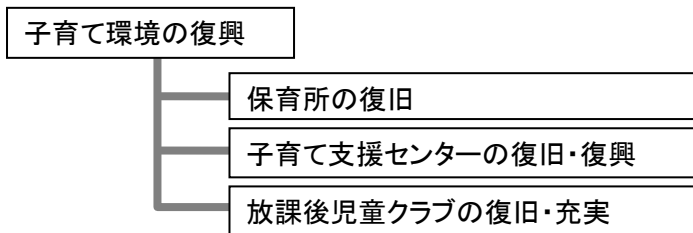
(2) 子育て環境の復興

課題と方向性

本震災により、公立保育所9施設や2か所の子育て支援センターが再開不可能な状態となり、他の保育所で受け入れたほか、中央児童館及び稲井幼稚園など公共施設を使用して保育を実施しています。

今後、新しいまちづくりにあわせた、子育て環境の復興を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 保育所の復旧

- 新たな居住地の動向を含めた保育所再編計画を策定し、地域バランスを踏まえた保育施設の整備を図ります。
- 保育所の整備に当たっては、幼保一体化等様々なニーズに対応するとともに、子どもと老人の交流を推進します。
- 全壊した雄勝、牡鹿地区や早期再開が望まれる渡波、湊、門脇・大街道地区などへの新設保育所の設置検討を進めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 保育所再配置計画策定事業 | 市 | 実施 | | |
| 保育所建設事業(石巻、雄勝、牡鹿地区) | 市 | 実施 | | |
| 子どもと老人の交流事業 | 市 | 実施 | | |

◆子育て支援センターの復旧・復興

- 新たに建設する保育所には、地域の状況を踏まえ、子育て支援センターや子育て支援機能を併設するとともに、復旧・復興までの間は、応急仮設住宅の集会所を活用するなど、親子の交流や育児相談等の子育て支援事業の充実に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|---------------|------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 子育て支援センター設置事業 | 市 | 実施 | | |

◆放課後児童クラブの復旧・充実

- 放課後児童クラブについては、利用児童数の増加等に対応するため、専用教室の建設を推進します。
- 放課後児童クラブの利用要件に該当しない小学校4年生以上の児童への対応について、学校施設を活用した体制づくりなど、児童の健全育成に向けた取組みを推進します。

【主な取組】

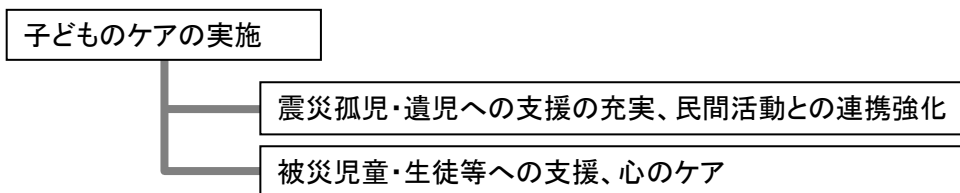
| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------------|------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 放課後児童クラブ専用教室設置事業 | 市、NPO等 | 実施 | | |
| 児童健全育成事業 | 市、PTA、NPO等 | 実施 | | |

(3) 子どものケアの実施

課題と方向性

本震災により、親を亡くした子どもたち、親が職を失った子どもたちへの支援が強く求められており、民間や関係機関との連携の下、経済的支援をはじめ、継続的な心のケアの支援のための取組みを推進します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 震災孤児・遺児への支援の充実、民間活動との連携強化

- 学校・保育所において、震災孤児・遺児の実態把握を行った上で民間等の経済的支援や県東部児童相談所やスクールカウンセラー等と連携した適切な心のケアを継続的に実施します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 震災孤児・遺児の実態把握 | 市 | 実施 | | |
| 震災孤児・遺児への適切な支援の実施 | 県、市、関係団体 | 実施 | | |

◆ 被災児童・生徒等への支援、心のケア

- 被災児童、生徒がそれぞれに抱える問題をきめ細かに把握し、専門家による巡回相談等の長期的な支援体制を構築します。
- 子どもたちの心の傷を癒す取組みを実施するとともに、さまざまな地域とのふれあい、未来を担う子どもたちの「絆」の醸成に向けた交流の促進を図ります。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------------------------|--------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 医療専門家による巡回相談、支援体制の整備 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 心のケアに関する研修会開催事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |
| 児童生徒等の心のケア支援体制の確立、充実 | 県、市、NPO、関係団体 | 実施 | | |
| 防災教育充実事業 | 市、関係団体 | 実施 | | |

2 企業誘致と新産業の創出

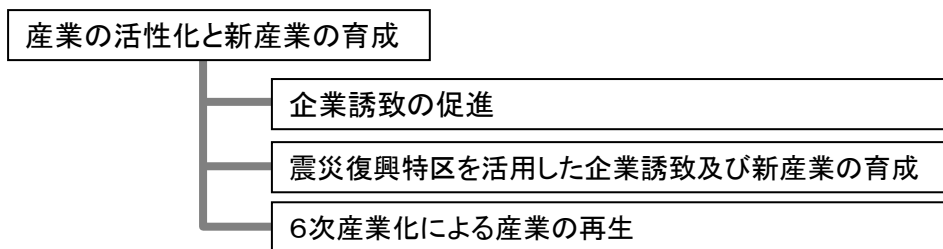
(1) 産業の活性化と新産業の育成

課題と方向性

産業の活性化や雇用の場の確保のためには、既存企業の復旧支援と同時に新たな企業誘致が必要不可欠であることから、企業の進出意欲を高めるような優遇策などを盛り込んだ震災復興特区を活用した企業誘致に取り組みます。

また、新産業の創出や新規創業などが行いやすい環境の醸成に向け、制度の周知や相談会の実施などに努めるとともに、植物工場の誘致などをはじめ、6次産業化を積極的に展開します。

■ 施策の体系



■ 施策の展開

◆ 企業誘致の促進

- 「石巻トゥモロービジネスタウン企業誘致推進協議会」などの関係団体や、「東京みやぎ石巻圏人会」をはじめ、企業誘致アドバイザーや本市にゆかりのある方々の人脈を活用しながら、官民一体となった企業の誘致に取り組みます。
- 企業からの問い合わせにワンストップで対応する体制を確立するとともに、進出に当たっての優遇策の拡充に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|----------------|-------------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 官民一体となった企業誘致事業 | 県、市、関係団体、民間 | 実施 | | |
| 企業誘致優遇策拡充事業 | 市 | 実施 | | |

◆震災復興特区を活用した企業誘致及び新産業の育成

- 新たな産業の創出や企業の誘致は本市産業経済の復興に向けた有効な手段の一つであることから、思い切った税制の優遇策や立地する際の各種法的手続きの簡素化など、企業の進出意欲が高まるような優遇策を盛り込んだ震災復興特区の活用に取り組みます。
- 市民提案による産業用地の確保を進めるほか、浸水区域外への新たな産業用地の整備を推進します。
- 創業して間もない企業を応援するため、税制の優遇措置を受けられるエンジェル税制などを周知し、新規創業しやすい環境の醸成に努めます。
- 早期の復旧に向けた支援について、被災地応援ファンド活用に関する情報の提供や経営の専門家による相談会の実施など、事業者の積極的な取組みに対する支援に努めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|------------------|----------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 特区を活用した企業誘致活動の強化 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 産業用地整備推進事業 | 県、市 | | 実施 | |
| 新規創業に対する環境醸成事業 | 国、県、市 | 実施 | | |
| 支援制度情報提供・相談会実施事業 | 国、県、市、民間 | 実施 | | |

◆6次産業化による産業の再生

- 既存産業の復旧・復興を基に、6次産業化を積極的に展開します。
- 関係機関と連携し、ICTを活用した植物工場の誘致による先進的な農業を推進します。
- 石巻市企業誘致条例助成金制度、石巻市産業創造助成金制度など既存の支援制度の拡充や新たな助成制度を構築します。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|--------------|--------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 6次産業化推進事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 植物工場推進事業 | 県、市、民間 | 実施 | | |
| 各種助成制度の創設・拡充 | 市 | 実施 | | |

(2) 新エネルギー等関連産業の集積

課題と方向性

世界的にエネルギーの枯渇、地球環境問題や地球温暖化などがますます深刻化していますが、震災からの復旧・復興に取り組んでいく上で、エネルギー消費の効率化のみならず、新エネルギー等の導入及び普及が求められています。

新エネルギーや循環型エネルギーの導入及び普及は、新産業として経済成長の主要な役割を担い、雇用の創出や地域経済への貢献も期待されることから、その関連産業の集積などに取り組みます。

■ 施策の体系

新エネルギー等関連産業の集積

新エネルギー等関連産業の集積

■ 施策の展開

◆ 新エネルギー等関連産業の集積

- 災害に強い世界最先端のエコタウンの実現等によって、産業の創造と雇用の創出が図られる魅力的な都市としての復興に向け、産学官の協働組織である「石巻復興協働プロジェクト協議会」を設置し、連携体制の確立を図るとともに、新エネルギー等関連産業の集積に努めます。
- 微細藻類の機能性物質を活用した医薬品、バイオマス燃料等を生産する企業等を誘致し、産業の活性化に努めます。
- 関連企業の集積をはじめ、積極的に新エネルギー等に関する研究機関や発電施設等の誘致を進めます。

【主な取組】

| 施策・事業 | 実施主体 | 実施時期 | | |
|-----------------|---------|------|-----|-----|
| | | 復旧期 | 再生期 | 発展期 |
| 石巻復興協働プロジェクト事業 | 市、大学、民間 | 実施 | | |
| マリンバイオマス推進事業 | 市、民間 | 実施 | | |
| 新エネルギー等関連施設誘致事業 | 県、市 | 実施 | | |

第4章 地区別整備方針

1 エリア区分の考え方

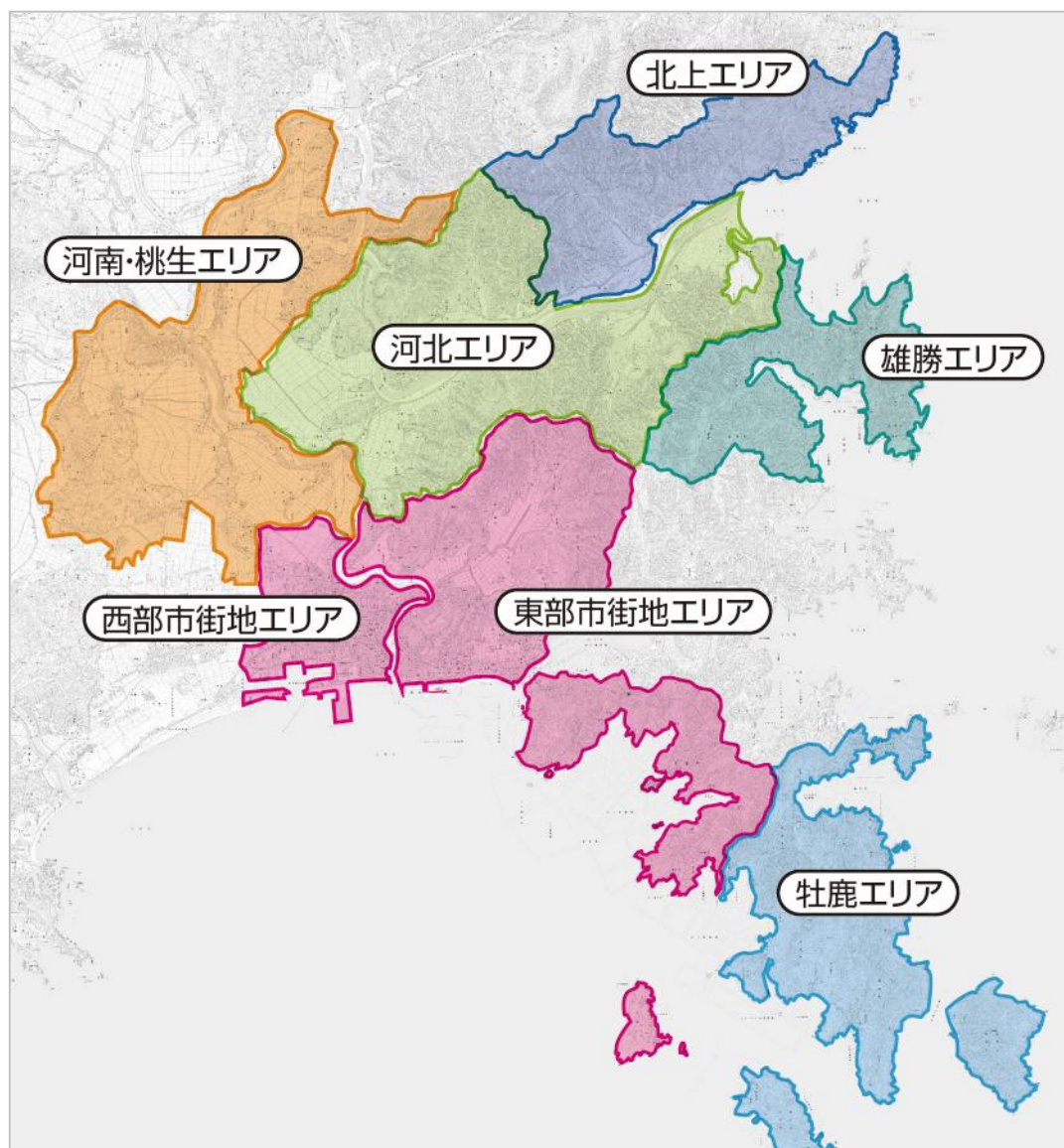
(1) エリア区分の考え方

エリア区分は、石巻市総合計画における本庁及び6つの総合支所エリア(河北、雄勝、河南、桃生、北上、牡鹿)の区分を基本としながら、本震災における被災状況を考慮し、区分を行いました。

具体的には、市街地エリアと総合支所エリアに大きく区分しました。市街地エリアは旧北上川を挟んだ西部と東部、総合支所エリアは河北、雄勝、北上、牡鹿、河南・桃生と設定しました。

(2) エリア区分図

エリア区分の考え方に基づき、エリアの範囲を以下のとおり設定します。



2 市街地エリア

(1) 西部市街地復興整備方針

旧北上川の右岸側に位置し、市役所本庁舎のほか、国・県の地方機関などや文化施設、商業施設、医療施設などの市民の生活を支える多様な都市機能が集積した歴史ある中心市街地が形成されています。

中里地区や大街道地区は、自動車利用を前提とした商業施設が集積しています。

三陸縦貫自動車道の石巻河南インターチェンジ周辺には、住宅地のほか、大型郊外店や石巻赤十字病院が立地するなど、新市街地として大きく発展しています。

エリア南側には重要港湾「石巻港」があり、その背後地には紙・パルプ・木材関連、飼肥料関連等の企業が立地する、中核産業拠点である臨港地区が位置しています。

① 被災状況と主な課題

- 中央地区や釜・大街道地区のほか、門脇町や南浜町が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となりました。旧市エリア全体(西部、東部市街地あわせて)の人的被害は、亡くなった方が 2,172 名、行方不明の方が 377 名となっています。建物被災は、全壊 9,570 棟、大規模半壊 7,227 棟、半壊 368 棟となっています。被災時には、150 か所の避難所に約 40,000 名の方が避難しました。(死者、行方不明者(平成 23 年 10 月末 市民課調べ)、建物被災状況(平成 23 年 10 月末 税務課調べ)、避難状況(平成 23 年 3 月 17 日時点 防災対策課調べ)、以下各エリアについて同じ。)
- 旧北上川からの津波の遡上により甚大な建物被害を受けており、特に、中瀬や河川の沿岸部での被害が著しく、無堤地区であったことやプレジャーボート等の不法係留が被害を拡大した要因であると考えられます。
- 地盤沈下による被害も大きく、旧北上川沿岸部では満潮時等に冠水している状態です。
- 産業関連施設への被害も深刻であり、特に石巻港における工業機能の早期回復が求められているほか、中心市街地の再生も大きな課題となっています。

▼主な課題



②復興整備方針

■ 復興の目標

市街地の安全の確保を第一に、多重防御による災害に強いまちづくりを目指します。

また、石巻港における工業機能の早期復旧と中心市街地部の商業・観光機能の再興を進め、良好な住環境を備えた、本市の復興のシンボルとなる新たなまちづくりを目指します。

● みんなで築く災害に強いまちづくり

- 海や河川からの津波や高潮に対し、防潮堤や河川堤防、高盛土道路の多重の整備により、石巻港臨港地区や中心市街地のほか、住宅地の安全の確保を図ります。
- 災害時において円滑かつ早急に避難するため、日和山や市街地内陸部への逃げ道となる避難路を確保するとともに、港湾部を中心に避難ビルの適正な設置を推進します。
- 釜・大街道地区については、土地区画整理事業等の導入により、住工用途が適正に配置された安全な住宅地の形成を図ります。
- 中央地区については、市街地再開発事業の導入により、中心市街地のポテンシャルを活かした土地利用の高度化を図ります。
- 被災者の速やかな生活基盤の形成のため、蛇田地区に新たな市街地(約 2,000 戸の宅地用地)の整備を推進します。
- 新市街地は集会施設等を設け、地域コミュニティの確保など、良好な住環境を備えた市街地形成を図ります。
- 中心市街地へのアクセス改善、災害発生時の避難路を確保するため、新内海橋の架設を県に要望するとともに、新しい橋りょうの整備を推進します。
- 南浜町地区については、鎮魂の森公園として整備を推進します。
- 大雨・洪水時における慢性的な冠水被害等の発生を防ぐために、適正かつ効率的な雨水排水対策を図ります。

● 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- 入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進します。
- 中心市街地については、商業機能のみならず、居住機能の充実を図ります。
- 高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を図り、地域福祉、地域医療の再生・充実を図ります。
- 被災を受けた公共施設等については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進します。
- 鉄道の復旧をJRに強く要請するとともに、今後のまちづくりを考慮したバス交通の路線構築を図ります。

● 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- 本市の産業を支えている石巻港については、港湾機能の早期復旧を進めるとともに、災害時における安全性の強化を図ります。また、石巻港臨港地区に集積した製造業等関連企業への再建支援を推進します。

- 中心市街地商店街では復旧・復興に向けて、震災復興特区の活用による支援を推進するほか、地域住民との連携を図りながら、市街地再開発事業等の導入を見据えた商業・居住の再生・活性化に向けた取組みを推進します。
- 農業の復旧、復興を図るため、被災農地及び農業用排水施設等の生産基盤整備を推進します。
- 中瀬や南浜町地区の公園については、震災復興のシンボルとして、これまでの石巻市の歴史を継承・発信していく観光拠点として整備を推進します。また、旧北上川の水辺を感じられるような水と緑のプロムナード整備を推進します。

● 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- 教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、配置については津波への安全対策や地域バランスを考慮し、適正な配置を図ります。
- 市指定文化財である中瀬の旧石巻ハリストス正教会教会堂及び被災した各種の無形民俗文化財の復元・復旧を推進します。
- 非可住エリアについては、高盛土道路による交通の利便性を活かし、石巻港を活用する製造業等の集積する産業ゾーンとして整備するほか、新たな産業用地の確保を推進します。
- 産業の活性化や雇用の場の確保と拡充に向け、震災復興特区を活用した企業誘致と新産業の育成のほか、新エネルギー等関連産業の集積を図ります。

▼ 将来構想



(2) 東部市街地復興整備方針

旧北上川の左岸側に位置し、石巻漁港を中心とした水産加工や食品製造などの工場が集積し、水産業の拠点となっています。

国道 398 号沿道は、自動車利用を前提とした商業施設が集積しているほか、長浜海岸などはレクリエーション拠点として市民に親しまれています。

渡波、萩浜地区では、サン・ファン・パウティスタを中心としたミュージアムと公園が整備され、海洋文化創造の拠点となっているほか、豊かな海を活かして、つくり育てる漁業が営まれています。南境地区では、新たな産業の創造を図るほか、防災公園としての総合運動公園を整備しています。

①被災状況と主な課題

- ・湊・渡波地区が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となりました。建物被災は、全壊 9,023 棟、大規模半壊 1,822 棟、半壊 248 棟となっています。
- ・防潮堤を越水した津波が内陸部へ流入したことにより、多大な被害を及ぼしています。
- ・石巻漁港付近や旧北上川沿岸部、渡波地区において地盤沈下が激しく、満潮時等に冠水している状態であり、石巻漁港背後の水産加工団地の地盤復旧対策が大きな課題となっています。
- ・半島地区の集落部における被害も深刻であり、特に各漁港における漁業機能の早期回復が求められています。

▼主な課題



②復興整備方針

■ 復興の目標

市街地の安全の確保を第一に、多重防御による防災に強いまちづくりを目指します。
また、石巻漁港における漁業機能の早期復旧と水産加工団地の再興を進め、良好な住環境を備えた、本市の復興のシンボルとなる新たなまちづくりを目指します。

● みんなで築く災害に強いまちづくり

- 海や河川からの津波や高潮に対し、防潮堤や河川堤防、高盛土道路の多重の整備により、住宅地の安全の確保を図ります。
- 災害時において円滑かつ早急に避難するため、牧山や市街地内陸部への逃げ道となる避難路を確保するとともに、漁港部を中心に避難ビルの適正な設置を推進します。
- 湊地区については、土地区画整理事業の導入により、住工用途が適正に配置された安全な住宅地の形成を図ります。
- 渡波地区については、津波や高潮による直接的な被害の防御・減勢を図るため、防潮堤及び防潮林等の緑地帯の整備を推進します。
- 荻浜地区については、防潮堤の整備を行い、安全な高台へ住宅地の移転を推進します。
- 稲井地区については、防災拠点となる総合運動公園の整備を推進します。
- 被災者の速やかな生活基盤の形成のため、渡波地区に新たな市街地(約 500 戸の宅地用地)の整備を推進します。
- 新市街地は集会施設等を設け、地域コミュニティの確保など、良好な住環境を備えた市街地形成を図ります。
- 中心市街地へのアクセス改善、災害発生時の避難路を確保するため、新しい橋りょうの整備を推進するとともに、湊から流留地区の道路改良を促進します。
- 大雨・洪水時における慢性的な冠水被害等の発生を防ぐために、適正かつ効率的な雨水排水対策を図ります。

● 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- 入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進します。
- 高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を図り、地域福祉、地域医療の再生・充実を図ります。
- 被災を受けた公共施設等については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進します。
- 新たな墓地需要に対応するため、新墓地の整備を推進します。
- 鉄道の復旧をJRに強く要請するとともに、今後のまちづくりを考慮したバス交通の路線構築を図ります。
- 田代島及び網地島の移動手段を確保するため、航路の充実と発着施設の整備を推進します。

●自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- 本市の産業を支えている石巻漁港の復旧・復興と機能の集約化のほか、石巻市水産物地方卸売市場(石巻売場)の早期復旧を進めるとともに災害時における安全性の強化を図ります。また、水産加工業等関連企業への再建支援など震災復興特区の活用を推進します。
- 各漁港機能の早期復旧を推進するとともに、養殖漁業・沿岸漁業等の再建支援を図ります。
- 農業の復旧、復興を図るため、被災農地及び農業用排水施設等の生産基盤整備を推進します。
- プレジャーボート等の収容所として、観光マリーナの整備を推進します。また、地場海産物の販売などができる施設の整備を推進します。

●未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- 教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、配置については津波への安全対策や地域バランスを考慮し、適正な配置を図ります。
- 被災した各種の無形民俗文化財の復元・復旧を推進します。
- 非可住エリアについては、高盛土道路による交通の利便性を活かし、石巻漁港を活用する水産加工業等の集積する産業ゾーンとして整備推進します。
- 産業の活性化や雇用の場の確保と拡充に向け、震災復興特区を活用した企業誘致と新産業の育成を推進します。

▼将来構想



3 総合支所エリア

(1) 河北エリア復興整備方針

悠久の流れを誇る北上川と北上山系から連なる硯上山、上品山など眺望の優れた山々、また、海岸に面した長面・尾の崎地区、白鳥が飛来する富士沼や長面海岸の水面など、豊かな水と緑に囲まれたエリアです。

北上川流域の肥よくな大地を利用した農業が盛んで、稲作と畜産との複合経営や施設園芸など、生産性の高い農業経営に取り組んでいるほか、長面浦や北上川では、かきの養殖やしじみ漁などが行われています。

三陸縦貫自動車道の開通に伴い、道の駅「上品の郷」が経済・情報・交流の場として、にぎわいの創出を図っています。

①被災状況と主な課題

- 北上川を津波が逆流して堤防が決壊したため、大川地区において多くの尊い命が犠牲となりました。エリア全体の人的被害は、亡くなった方が384名、行方不明の方が62名となっています。建物被災は、全壊569棟、大規模半壊86棟、半壊201棟となっています。被災時には、5か所の避難所に約1,200名の方が避難しました。
- 津波により、大川小学校や農林漁業者トレーニングセンターなどの公共施設が全壊しました。また、海岸保全施設である防潮林・防潮堤・防潮水門・防潮樋門、さらに富士川堤防、北上川堤防が破壊され、海岸付近を中心に地盤が沈下し、海水による浸水状態が続いています。
- 国道398号の新北上大橋の一部が津波により落橋しました。
- 長面漁港が壊滅状態となり、漁業、養殖業の再開が困難な状況となりました。農業についても、約300haの水田が海水に浸かり、用排水機場、パイプライン、排水路も破壊され、大川地区東部の作付けが難しい状態となっています。

▼主な課題



②復興整備方針

■ 復興の目標

海岸保全施設を早期に復旧し、農業と漁業の再生と高付加価値化を進めるとともに、生活の基盤となる居住の安全を確保し、恵まれた自然や歴史的資源を活かした地域づくりを目指します。

●みんなで築く災害に強いまちづくり

- 住民の生活を津波や高潮から防御するため、防波堤や防潮堤のほか、北上川や富士川の河川堤防の整備を行い、安全な生活・産業基盤の確保を図ります。
- 災害時に機能する安全な避難所の確保と情報伝達手段の整備を図るとともに、避難路の確保と自主防災組織の機能強化を推進します。
- 地盤沈下した河口部の基盤整備や雨水排水対策を推進します。
- 落橋した新北上大橋及び県道釜谷大須雄勝線・石巻河北線を復旧するとともに、災害に強い道路交通ネットワーク構築のため、高台への新たなルート選定を含め整備を促進します。

●市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- 入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進します。
- 被災を受けた大川小学校等の公共施設については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進します。
- 地域の実情を考慮した高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を推進し、地域福祉、地域医療の再生・充実を図ります。

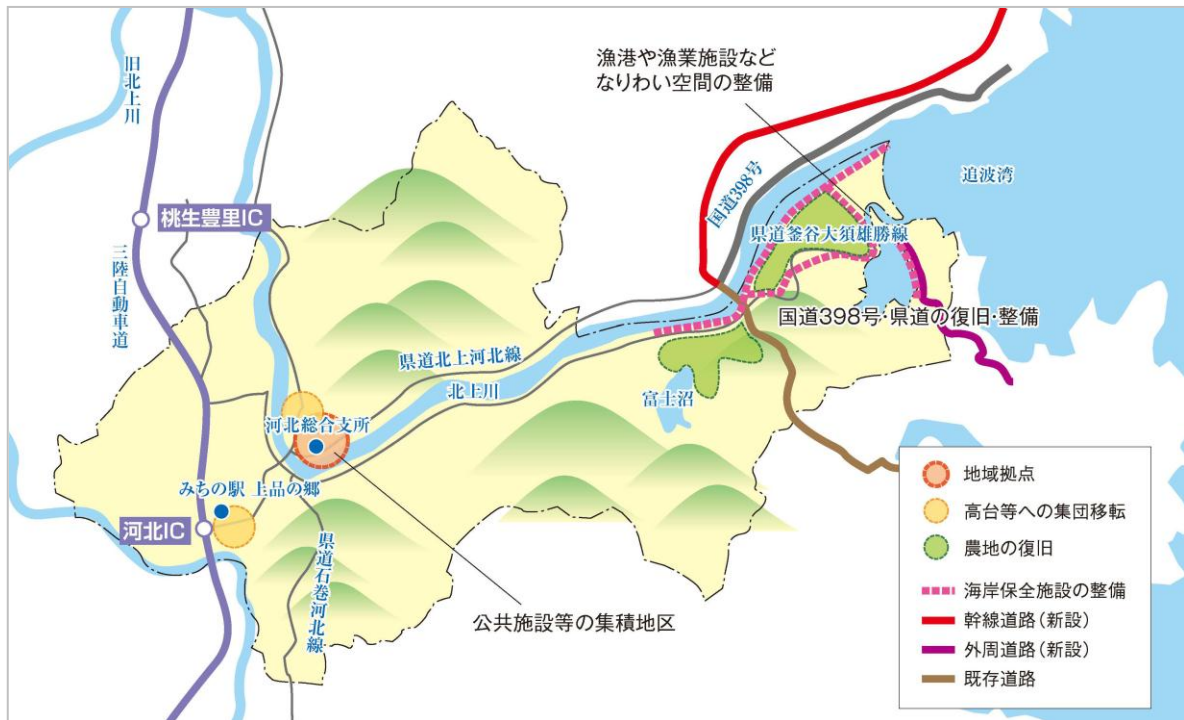
●自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- 長面漁港の復旧を図るとともに、養殖漁業・沿岸漁業等の再建を支援します。
- 浸水した農地については、地元農業者の意向等を踏まえた土地利用を検討します。
- 農林漁業とのふれ合いやおもしろい体験学習をのんびり楽しめる、グリーンツーリズムの取組みを支援します。

●未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- 教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、配置については津波への安全対策や地域バランスを考慮し、適正な配置を図ります。
- 地域産業の高付加価値化を進めるとともに、被災した農地や耕作放棄地等を有効活用するなど、太陽光、風力等再生可能エネルギーの導入と新産業の創出を推進します。

▼将来構想



(2) 雄勝エリア復興整備方針

リアス式海岸特有の雄大で風光明媚な海岸線に位置する自然に恵まれたエリアです。豊かな海に支えられ、漁船漁業のほか、ほたて等の養殖も活発で、魚介類の豊富さは他に類をみないほどです。

伝統工芸品「雄勝硯」の産地であるほか、「雄勝法印神楽」等の無形民俗文化財など、地域に根付いた歴史文化が受け継がれています。

海や森林を活かし、自然を感じ、歴史に触れる観光により、にぎわいの創出を図っています。

①被災状況と主な課題

- エリア内の20集落のうち、15の集落が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となりました。エリア全体の人的被害は、亡くなった方が139名、行方不明の方が96名となっています。建物被災は、全壊1,348棟、大規模半壊16棟、半壊33棟となっています。被災時には、15か所の避難所に約2,300名の方が避難しました。
- 津波により、エリア中心の商店街、銀行、郵便局など日常生活に欠かせない施設が壊滅しました。また、雄勝総合支所、公民館、小中学校(5校のうち3校全壊)、市立雄勝病院、女川消防署雄勝出張所、雄勝硯伝統産業会館など、エリア内のほとんどの公共施設が壊滅的な被害を受けました。
- 国道398号、県道釜谷大須線雄勝線・石巻雄勝線などが沈下・崩落し、また、公共下水道は全壊、上水道・通信網も破壊されるなど、ライフラインが壊滅的な被害を受けました。
- 11漁港の地盤沈下が著しく、物揚場、船揚場、防波堤、護岸が流失・破損し、また、漁業集落も壊滅的な被害を受けました。

▼主な課題



②復興整備方針

■ 復興の目標

居住と漁港の安全を確保し、地域拠点として、行政施設や医療福祉、教育施設を集約して整備するとともに、水産業の速やかな復旧と観光事業化を進め、恵まれた自然や歴史的資源を活かした地域づくりを目指します。

● みんなで築く災害に強いまちづくり

- 住民の生活を津波や高潮から防御するため、防波堤や防潮堤の整備を行い、安全な高台へ住宅地、総合支所、学校等の移転を推進します。
- 災害時に機能する安全な避難所の確保と情報伝達手段の整備を図るとともに、避難路の確保と自主防災組織の機能強化を推進します。
- 地盤沈下した漁港及び港湾のかさ上げと背後地の雨水排水対策を推進します。
- 国道 398 号、県道釜谷大須雄勝線・石巻雄勝線を復旧するとともに、災害に強い道路交通ネットワーク構築のため、高台への新たなルート選定を含め整備を促進します。

● 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- 入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進します。
- 被災を受けた雄勝総合支所等の公共施設については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進します。
- 地域の実情を考慮した高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を推進し、地域福祉、地域医療の再生・充実を図ります。

● 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- 各漁港の復旧を図るとともに、養殖漁業・沿岸漁業等の再建を支援します。
- 「雄勝硯伝統産業会館」の復旧、整備推進と硯やスレートなどの優れた伝統産業、観光施設の再建や地域商店街の復旧などを支援します。

● 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- 教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、配置については津波への安全対策や地域バランスを考慮し、適正な配置を図ります。
- 国指定重要無形民俗文化財「雄勝法印神楽」や宮城県指定無形民俗文化財「おめつき」などの伝統芸能への支援を推進します。
- 地域産業の高付加価値化と新産業の誘致・育成を推進します。

▼ 将来構想



(3) 北上エリア復興整備方針

北上川の河口と太平洋(追波湾)に面した風光明媚な自然景観に恵まれ、イヌワシの生息地である翁倉山があり、北上川河畔には「日本の音風景百選」にも選ばれたヨシ原が広がるエリアです。

山・川・海による、稲作と畜産との複合経営や追波湾でのわかめやこんぶ等の養殖業のほか、北上川ではしじみ漁も行われています。

「神割崎」や「釣石神社」などの自然を活かした観光資源と生涯スポーツの核である「にっこりサンパーク」により、にぎわいの創出を図っています。

①被災状況と主な課題

- エリア内の 14 集落が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となりました。エリア全体の人的被害は、亡くなった方が 185 名、行方不明の方が 80 名となっています。建物被災は、全壊 633 棟、大規模半壊 88 棟、半壊 47 棟となっています。被災時には、14 か所の避難所に約 1,800 名の方が避難しました。
- 津波により、北上総合支所、公民館、小学校(3 校のうち 2 校が全壊)、河北消防署北上出張所、河北警察署北上駐在所など、公共施設が壊滅的な被害を受けました。
- 国道 398 号が沈下・崩落したほか、新北上大橋の一部や新相川橋が落橋し、また、公共下水道は全壊、上水道・通信網も破壊されるなど、ライフラインが壊滅的な被害を受けました。
- 北上漁港(小滝、大指、小指、相川、大室)、白浜漁港ともに地盤沈下が著しく、物揚場、船揚場、防波堤、護岸が流失・破損しました。特に、相川港は東西防波堤が全壊しました。また、漁業集落も壊滅的な被害を受けました。
- 北上川沿いの約 300ha の農地が冠水し、排水機場、排水路などが被災したほか、地盤沈下の影響で排水機能が低下しています。

▼主な課題



②復興整備方針

■復興の目標

居住の安全性と医療、福祉、教育体制等の確立を図り、水産業や農業の速やかな復旧と高付加価値化を進め、恵まれた自然文化資源を活かした地域づくりを目指します。

●みんなで築く災害に強いまちづくり

- 住民の生活を津波や高潮から防御するため、防波堤や防潮堤のほか、北上川の河川堤防の整備を行い、安全な高台へ住宅地、総合支所等の移転を推進します。
- 災害時に機能する安全な避難所の確保と情報伝達手段の整備を図るとともに、避難路の確保と自主防災組織の機能強化を推進します。
- 地盤沈下した漁港のかさ上げと、背後地及び皿貝川や大沢川等の大雨・洪水時における雨水排水対策を推進します。
- 落橋した新北上大橋や新相川橋及び国道 398 号を復旧するとともに、災害に強い道路交通ネットワーク構築のため、高台への新たなルート選定を含め整備を促進します。

●市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- 入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進します。
- 被災を受けた北上総合支所等の公共施設については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進します。
- 地域の実情を考慮した高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を推進し、地域福祉、地域医療の再生・充実を図ります。

●自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- 各漁港の復旧を図るとともに、養殖漁業・沿岸漁業等の再建を支援します。
- 被災農地の除塩を推進するとともに、農業用排水施設系統の見直しをふまえた基盤整備を推進します。
- 「北上さくら公園」、「北上水辺センター」などの復旧・整備の推進とヨシ原の再生を図るなど、北上川の自然環境の回復に努め、川を活用した交流事業を推進します。

●未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- 教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、配置については津波への安全対策や地域バランスを考慮し、適正な配置を図ります。
- 地域産業の高付加価値化を進めるとともに、新産業の誘致と育成を行います。

▼将来構想



(4) 牡鹿エリア復興整備方針

牡鹿半島の突端に位置し、網地島と金華山の2島を有し、海岸線はリアス式海岸、背後は8割以上の森林に覆われた、海と緑が調和したエリアです。

金華山沖の豊かな漁場により、漁船漁業や養殖漁業が盛んであるほか、古くは、捕鯨基地として賑わってきました。

金華山へは観光客や参拝客が多く訪れ、また、「おしかホエールランド」や「家族旅行村オートキャンプ場」などの観光施設や鯨祭りなどにより、にぎわいの創出を図っています。

①被災状況と主な課題

- エリア内の17集落が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となりました。エリア内全体の人的被害は、亡くなった方が67名、行方不明の方が48名となっています。建物被災は、全壊1,031棟、大規模半壊57棟、半壊130棟となっています。被災時には、49か所の避難所(個人宅含む)に約2,800名の方が避難しました。
- 津波により、エリア中心の商店街、銀行、郵便局など日常生活に欠かせない施設が壊滅しました。また、女川消防署牡鹿出張所、おしかホエールランドなど、公共施設が壊滅的な被害を受けました。
- 県道石巻鮎川線やコバルトライン(県道牡鹿半島公園線)は土砂崩れや道路の崩落が発生したほか、公共下水道・上水道・通信網も破壊されるなど、ライフラインが壊滅的な被害を受けました。
- 17漁港の物揚場、船揚場、防波堤、護岸が流失・破損したほか、地盤沈下が著しく、満潮時には冠水するため船舶の接岸ができないことから、鮎川、網地島、金華山を結ぶ定期航路についても、運行ができない状況となっています。また、各漁業集落も壊滅的な被害を受けました。

▼主な課題



②復興整備方針

■復興の目標

居住と漁港の安全を確保し、水産業や観光資源の速やかな復旧を進め、恵まれた自然や歴史的資源を活かした地域づくりを目指します。

●みんなで築く災害に強いまちづくり

- 住民の生活を津波や高潮から防御するため、防波堤や防潮堤の整備を行い、安全な高台へ住宅地の移転を推進します。
- 災害時に機能する安全な避難所の確保と情報伝達手段の整備を図るとともに、避難路の確保と自主防災組織の機能強化を推進します。また、女川原子力発電所周辺地域における避難道路の整備を推進します。
- 地盤沈下した漁港及び港湾のかさ上げと、背後地及び河川の大雨・洪水時における雨水排水対策を推進します。
- 県道石巻鮎川線及びコバルトライン(県道牡鹿半島公園線)を復旧するとともに、災害に強い道路交通ネットワーク構築のため、高台への新たなルート選定を含め整備を促進します。

●市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- 入居対象者の世帯状況や多様な居住形態に配慮しながら、早急な災害公営住宅の整備を推進します。
- 被災を受けたおしかホエールランド等の公共施設については、機能や配置などについて地域の状況を踏まえながら整備を推進します。
- 地域の実情を考慮した高齢者福祉施設の再整備や医療サービスの向上を推進し、地域福祉、地域医療の再生・充実を図ります。
- 金華山、網地島及び田代島の移動手段を確保するため、航路の充実と発着施設の整備を推進します。

●自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- 各漁港の復旧を図り、また、養殖漁業・沿岸漁業等の再建と、共同利用施設等の復旧を支援します。
- 漁業復興の礎となる牡鹿魚市場及び製氷冷蔵施設の復旧整備を推進します。
- 「金華山」などの景勝地及び「おしかホエールランド」等観光施設の復旧・整備を推進します。
- 漁業と観光の共生を図るための地場海産物などを販売する施設整備を推進します。
- 鯨工芸品などのすぐれた伝統産業を支援します。

●未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- 教育施設等や子育て環境の復旧整備を推進するとともに、配置については津波への安全対策や地域バランスを考慮し、適正な配置を図ります。
- 捕鯨のまちとして、捕鯨関連施設の再生と捕鯨伝統文化の継承、情報発信を推進します。
- 地域産業の高付加価値化を進めるとともに、新産業の誘致と育成を行うほか、マリンバイオマス等の研究機関の誘致を推進します。

▼将来構想



(5) 河南・桃生エリア復興整備方針

雄大に流れる北上川に囲まれた、肥よくな田園地帯が広がる自然環境豊かなエリアです。肥よくな穀倉地帯での「ササニシキ」や「ひとめぼれ」の一大産地であるほか、施設園芸や畜産も盛んに行われています。

はねこ踊りなどの無形文化財を伝承しながら他地域との交流が盛んに行われているほか、体験学習や桜の名所で有名な「県立自然公園 旭山」、多目的ふれあい交流施設「遊楽館」により、にぎわいの創出を図っています。

①被災状況と主な課題

- 河南エリアの人的被害は、亡くなった方が22名、行方不明の方が6名となっています。建物被害は、全壊110棟、大規模半壊99棟、半壊387棟となっています。桃生エリアの人的被害は、亡くなった方が9名となっています。建物被災は、全壊73棟、大規模半壊51棟、半壊161棟などとなっています。被災時には、河南・桃生エリアで17か所の避難所に約3,300名の方が避難しました。また、福祉避難所が2か所設置され、専門スタッフによる運営がなされました。
- 河南エリアにおいて、約200haの農地が冠水し、用排水機場などにおいても一部の施設に被害を受けました。

②復興整備方針

■ 復興の目標

エリアの基幹産業である農業の速やかな復旧と高付加価値化を進め、恵まれた自然や歴史的資源を活かした地域づくりを目指します。

● みんなで築く災害に強いまちづくり

- 北上川をはじめとして震災による堤防等の早期復旧を図り、大雨・洪水時の雨水対策を講じるとともに、災害時に機能する安全な避難所の充実と情報伝達手段の整備充実を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

● 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す

- 地域の実情を考慮した高齢者福祉施設の整備を推進し、地域福祉の充実を図ります。

● 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる

- エリアの基幹産業である農業の復旧、復興を図るため、被災農地及び農業用排水施設等の生産基盤整備を推進します。

● 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる

- 国指定名勝「齋藤氏庭園」や資料館等の早期修復をはじめ、有形・無形文化資産の復元・復旧を推進します。また、県指定無形民俗文化財(民俗芸能)「はねこ踊り」などの伝統芸能への支援を推進します。
- 地域産業の高付加価値化を進めるとともに、新産業の誘致と育成を行います。

▼主な課題と将来構想



第5章 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、最大の被災都市である本市から世界の復興モデル都市を実現する復旧・再生・発展を戦略的に牽引する事業として、第3章の施策の展開に位置づけた事業のうち、相乗効果が高く、優先的かつ重点的に取組む事業を7つの視点からプロジェクトとして一体的に取りまとめたものです。

1 安心安全再生プロジェクト

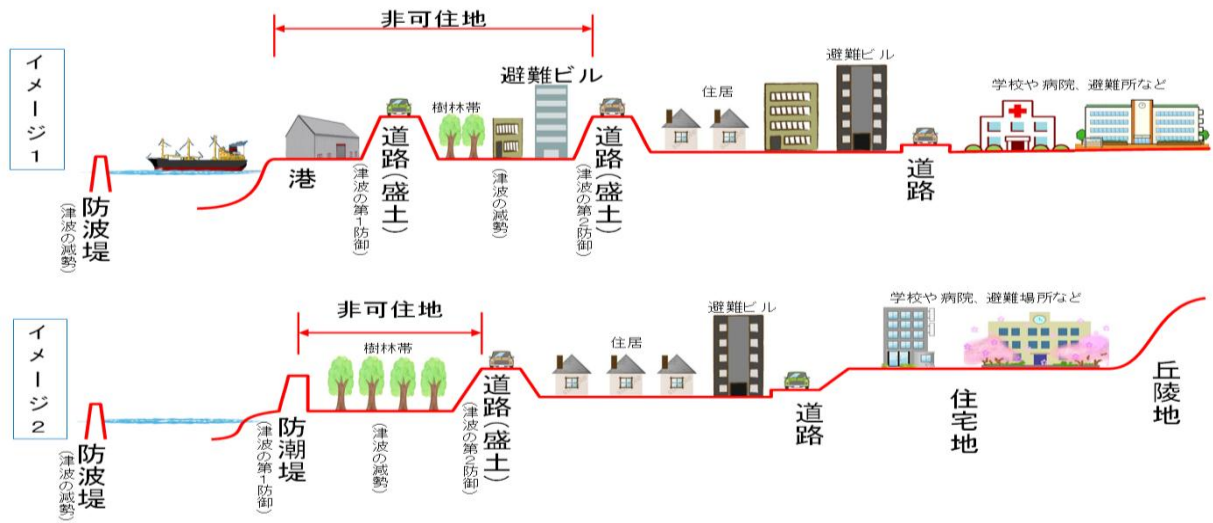
- 災害時における市民の命を守るため、破壊された防波堤や防潮堤、高盛土道路、内水排水施設等の整備のほか、迅速かつ安全に避難できる避難路や避難場所等の整備を推進します。
- 個人と社会で安全な場所に逃げる体制を構築するため、地域防災計画の見直し、防災教育や自主防災組織等の強化を図るとともに、災害情報伝達手段の整備や避難所の機能強化もあわせて推進します。

| 主な事業 | 事業内容 | 実施主体 | 実施期間 |
|---|--|-------|---------|
| 海岸保全施設整備事業 (長浜海岸、雲雀野海岸、 万石浦、石巻港、石巻漁 港) | 防潮堤等の海岸保全施設の復 旧整備 | 国、県 | H23～H27 |
| 河川改修事業 | 損壊した堤防の復旧整備、無 堤地区の堤防の構築 | 国、県 | H23～H27 |
| 雨水排水施設整備事業 | 地盤沈下に伴う浸水対策として の排水施設整備 | 市 | H23～H27 |
| 高盛土道路整備事業 | 多重防御体制としての高盛土 道路整備 | 県、市 | H23～H27 |
| 避難所等機能整備事業 | 緊急的・一時的に避難できる避 難ビル又は避難タワーの設置 及び避難所等の備蓄を含めた 機能強化 | 市 | H24～H29 |
| 地域防災計画改訂事業 | 抜本的に見直した地域防災計 画の策定 | 市 | H23～H25 |
| 自主防災組織機能強化事 業 | 自主防災組織の構築を促進 し、地域コミュニティの訓練、防 災資機材整備の強化 | 市 | H23～H32 |
| 情報伝達手段整備事業 | 防災行政無線のデジタル化を 図るとともに、難聴対策や障が い者等への情報伝達としての 戸別受信機の設置 | 市 | H23～H25 |
| 道路ネットワーク整備事業 | 緊急輸送道路として、災害に強 い広域連携や地域内連携を推 進する幹線道路の整備 | 国、県、市 | H23～H32 |

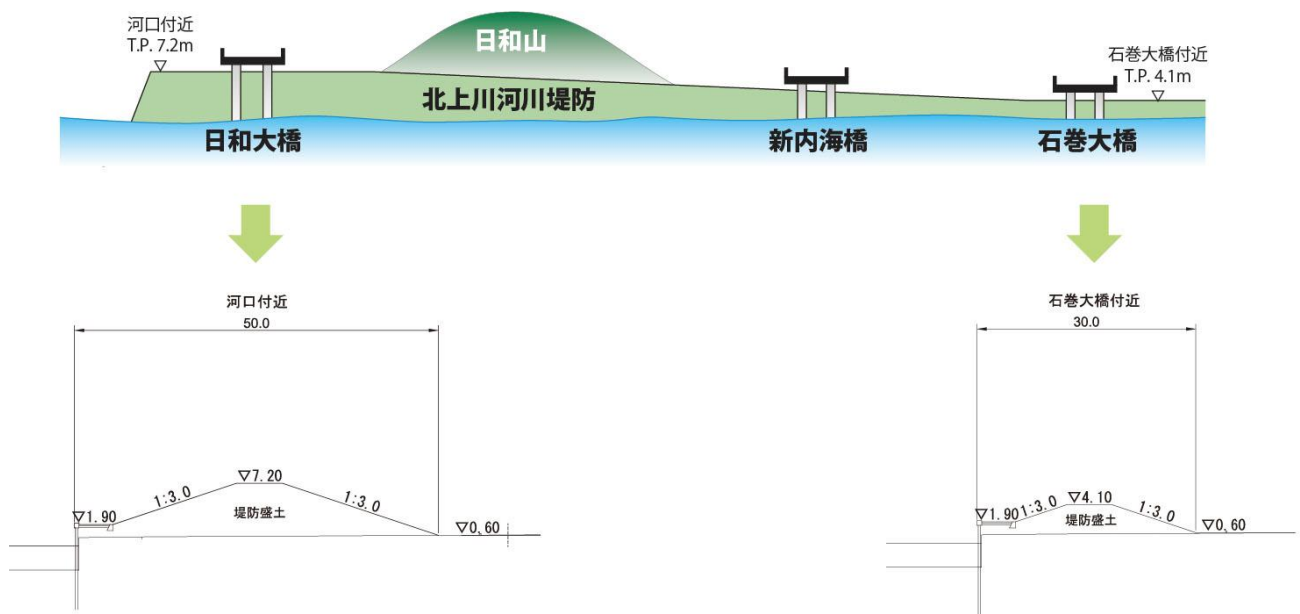
▼旧北上川河口復興イメージ



▼高台の無い市街地の復興イメージ



▼河川堤防縦断イメージ



2 住宅再建復興プロジェクト

- 恒久的な住まいの再建のため、各地区において住民の意向等を踏まえながら、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業により、安全かつ安心して暮らせる住環境を整備します。
- 自力での再建が困難な方の住まいの確保のため、多様な住居形態に配慮した安価な家賃で入居できる災害公営住宅等の整備を推進します。また、さまざまなサービスが近接したコンパクトな住まいづくりの再生のため、中心市街地への住宅整備の促進を図ります。

| 主な事業 | 事業内容 | 実施主体 | 実施期間 |
|------------------------------------|---|--------|---------|
| 防災集団移転促進事業 (石巻、河北、雄勝、北上、牡鹿地区) | 津波により被害を受けた地域(集落)を津波や高潮の被害の及ばない安全な地域に移転整備 | 市 | H23～H25 |
| 土地区画整理事業 (釜・大街道、門脇、湊、新蛇田、新渡波地区) | 津波により被害を受けた地域を災害に強い良好な宅地に整備 | 市 | H23～H32 |
| 災害公営住宅整備事業 | 震災により住宅が全壊した方を対象とした公営住宅の整備 | 県、市、民間 | H23～H26 |
| 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業 | 震災により住宅が全壊した中堅所得者を対象とした優良な賃貸住宅の整備 | 民間 | H23～H26 |
| 住宅地区改良事業 | 土地区画整理事業とあわせて従前の居住者のための公営住宅の整備 | 市 | H24～H28 |

▼防災集団移転促進事業イメージ



3 まちなか再生プロジェクト

- にぎわいのある中心市街地を再生させるため、住民の安全を守る堤防等の整備にあわせ、新たな観光戦略として活用できる市街地再開発事業やまちなか居住の促進により、コンパクトなまちづくりを推進します。
- 新鮮で豊富な食材等を活かしたイベントの実施により、たくさんの人が集い、楽しみ、買い物ができる中心市街地の魅力の向上を図ります。

| 主な事業 | 事業内容 | 実施主体 | 実施期間 |
|-----------------------|--|--------|---------|
| 市街地再開発事業 | 地場産品を生かした商業集積とまちなか居住を促進 | 民間 | H23～H29 |
| まちなみ形成事業 | 協調建替えの推進、定期借地権等を活用した商業集積等を促進 | 民間 | H23～H26 |
| 中心市街地活性化基本計画改訂事業 | 被災状況や基礎的調査の実施による、中心市街地活性化基本計画を見直し | 市 | H23～H24 |
| 水と緑のプロムナード整備事業 | 水辺の賑わいを創出するため、旧北上川河口部の堤防整備とあわせたプロムナードを整備 | 国、県、市 | H23～H32 |
| 災害公営住宅整備事業[再掲] | 震災により住宅が全壊した方を対象とした公営住宅の整備 | 県、市、民間 | H23～H26 |
| 災害復興型地域優良賃貸住宅整備事業[再掲] | 震災により住宅が全壊した中堅所得者を対象とした優良な賃貸住宅の整備 | 民間 | H23～H26 |

▼再生イメージ

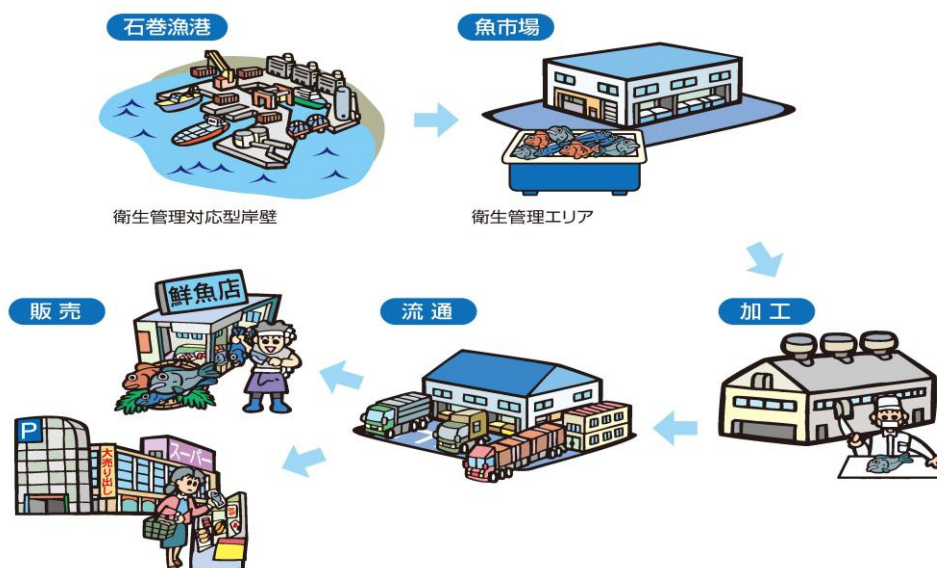


4 海と大地との共生プロジェクト

- 本市の経済、産業活動の拠点である石巻港の物流機能の早期回復を図るため、特に被害の大きかった企業専用岸壁・護岸については公共事業による整備を促進します。
- すべての漁港については、被災した防波堤、岸壁などの復旧を行うとともに、海外マーケットにも通用する魚市場の整備を行います。
- 地盤沈下による日常的な冠水で復旧が遅れている水産加工団地の再生に向け、沈下した地盤の復旧を促進します。
- 沿岸漁業の生産環境の復旧のため、共同利用施設等の整備を支援するとともに、水産加工業の再生を支援します。
- 被災農地の早期復旧と被災農家経営再開支援事業による所得確保対策に取り組みます。

| 主な事業 | 事業内容 | 実施主体 | 実施期間 |
|---------------------------|--|----------|---------|
| 石巻港災害復旧事業 | 企業専用岸壁を含めた岸壁・護岸等の復旧整備 | 県 | H23～H25 |
| 漁港災害復旧事業 | 県管理漁港 10 港、市管理漁港 34 港の復旧整備 | 県、市 | H23～H27 |
| 水産物地方卸売市場建設事業 | 高度衛生管理に対応した先進的多機能市場（石巻売場）、活魚重点取扱市場と製氷施設（牡鹿売場）を整備 | 市 | H23～H26 |
| 漁港施設機能強化事業 | 沈下した水産加工団地の地盤の復旧整備 | 県 | H23～H25 |
| 漁業・養殖業復興支援事業及び水産加工業再生支援事業 | 漁業・養殖業及び水産加工業の復旧・復興を支援 | 県、市、関係団体 | H23～H29 |
| 農地災害復旧事業及び被災農家経営再開支援事業 | 農地や用排水施設の復旧と所得確保対策による被災農家の立ち上がりを支援 | 県、市、関係団体 | H23～H27 |

▼水産物地方卸売市場建設イメージ



5 絆づくりプロジェクト

- コミュニティ活動の再生や新たな市街地へのコミュニティづくりのため、ボランティアの方々との新たな絆を大切にしながら、集会所等のコミュニティ施設の復旧やコミュニティ形成のための基盤強化・組織づくりを支援します。
- 今後、さまざまな復旧・復興の各種事業を進めていくに当たり、単に事業のスピードアップだけでなく、市民、NPO、地域、企業等との絆づくりや協働でのまちづくりを重視し、共鳴しながら、事業の展開を図ります。

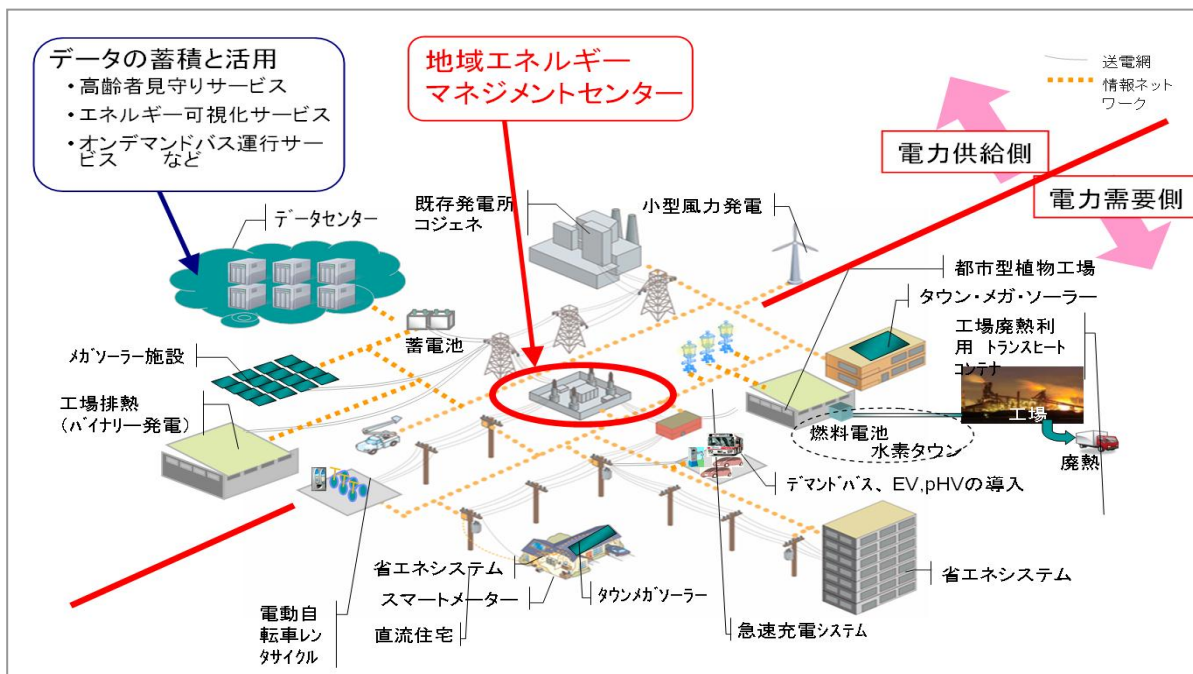
| 主な事業 | 事業内容 | 実施主体 | 実施時期 |
|--------------------|---|------------|---------|
| 集会所等コミュニティ施設復旧事業 | 集会所等コミュニティ施設の建設・改修等を推進 | 市、民間 | H23～H32 |
| コミュニティ形成支援事業 | コミュニティ形成のための新たな取組みに対する支援 | 町内会・NPO 等 | H23～H32 |
| 地域自治システムの構築・支援事業 | 市民と行政がパートナーシップを發揮できる仕組みの構築及び活動支援 | 市、民間 | H23～H32 |
| 地域間交流事業 | 国内・国外との地域間交流を推進 | 市、民間、NPO 等 | H23～H32 |
| ボランティア地域活性化事業 | ボランティアと市民、NPO 等の活動拠点を形成し、情報交換や各種復興活動等を通じた「絆」の継続と地域交流を図るとともに、コミュニティビジネスの創出 | 民間、NPO 等 | H23～H32 |
| 子どもと老人の交流事業 | 子どもと老人とが交流できる保育所の整備を推進 | 市 | H23～H28 |
| 石巻復興協働プロジェクト協議会の設置 | 先進的なエネルギー利用や管理の仕組みを構築するため、産学官協働の協議会を設置 | 市 | H23～H25 |

6 石巻さきがけプロジェクト

- 環境にも配慮した災害に強いまちづくりに向けて、新エネルギー等を活用したスマートコミュニティの推進に取り組みます。
- 既存産業の復旧に加え、植物工場やマリンバイオマス等の新たな産業の誘致に努めます。

| 主な事業 | 事業内容 | 実施主体 | 実施時期 |
|----------------|--|---------|---------|
| スマートコミュニティ推進事業 | 太陽光、バイオマスエネルギー等の導入に係る課題整理を行い、先進的なエネルギー利用・管理の仕組みを構築し、モデル地区に活用 | 市、大学、民間 | H24～H32 |
| 植物工場推進事業 | ICTを活用した植物工場を誘致し、先進的な農業を推進 | 市、民間 | H24～H32 |
| マリンバイオマス推進事業 | 微細藻類の機能性物質を活用した医薬品、バイオ燃料等を生産する企業を誘致し、産業を活性化 | 市、民間 | H24～H32 |

▼スマートコミュニティのイメージ



7 未来への伝承プロジェクト

- 津波の恐ろしさを市民に、そして訪れる多くの人に伝承していくため、震災記念碑やメモリアルパーク等を整備するとともに、震災施設の伝承保存や震災体験等を語り伝える仕組みを構築していきます。

| 主な事業 | 事業内容 | 実施主体 | 実施時期 |
|------------------|-----------------------------------|-------|---------|
| シンボル公園整備事業 | 震災復興のシンボルとなる鎮魂の森公園や多目的広場を備えた公園を整備 | 国、県、市 | H23～H32 |
| (仮称)震災記録展示施設整備事業 | 災害アーカイブを広く公開するための施設を整備 | 国 | H23～H32 |
| 震災施設伝承保全事業 | 震災の記憶として残すべき被災建築物の存置・保存の選定 | 市 | H23～H25 |

第6章 実現に向けて

1 復興の実現のための財源づくり

(1) 膨大な事業費への財源の確保－国、県への要請と行財政改革の見直し

- 本市は、未曾有の大震災に直面し、本市GDPの約 4 割強が失われるとともに、約 34,000 人が職を奪われ、その経済損失は計り知れず、税収も大きく落ち込むことが現実となっています。
- 各種復旧事業、災害廃棄物処理などに加え、今後は、防災に強いことをコンセプトとしたコンパクトなまちづくり、産業復興などを目指した復興事業を強力に推進していく必要があります。復旧期から発展期にかけて要する事業費は膨大なものになる見通しです。道路、防潮堤、橋りょうなど、新しいまちづくりを行う上で根幹となる事業の実施主体は、主に国又は県となりますが、本市の負担も大きく、さらに本市が単独事業も連動し実施していくことを勘案すると、現在の本市の財政状況では維持が極めて困難であり、事業費の地方自治体負担分を補てんする交付金制度の確実な創設やさまざまな本市の創意工夫を活かした復興事業を実施していくための自由度の高い復興基金制度や交付金制度の確実な創設等がなければ、本復興計画の実施は不可能な状況です。
- 本震災による最大の被災都市である本市の早期復興は、我が国が世界に誇れる復興のモデルとなるものです。産学官民が協働し、一丸となって早期復興を果たすべく努力しますが、本市単独の財源では事業実施には限界があり、国・県による財政支援を継続して要望していきます。
- 本震災により、地域産業の壊滅的打撃、公共施設の損壊等が生じたため、震災復興を最優先で図る必要がありますが、同時に可能な限り財政収支との整合性を図りながら、行財政改革の推進を図る必要があります。将来的には、復興事業の内容が確定し、今後の人口及び経済フレーム、各種財源の推移が予測された時点で、財政収支見直しとあわせて現行の行財政改革推進プランの見直しを図ります。

(2) 部門別計画の早期策定と進行管理・見直し

- 本復興基本計画は、復興のために必要な施策の方向性を示すものであることから、今後、各部門において詳細な実施計画の策定が必要です。それぞれの実施計画を策定後、市民等の意見を取り入れながら事業の進捗管理を行い、事業の執行状況等を市民に明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

2 復興の実現のための体制づくり

(1) 事業を実施できる体制づくり

- 現在は、本震災に伴う各種窓口業務、災害復旧事業などによって急激に業務が増大しており、国・県・各自治体等からの人的支援を受けながら業務を行っております。さらに今後は、復興事業の執行に当たり、一層膨大な事務量が発生することが予想され、現在の本市の人員体制では迅速な事業執行は実質的に不可能であることから、早期復旧・復興に向け、国・県・各自治体等からの十分な人的支援を継続的かつ強く要望していきます。

(2) 産学官民の協働による体制づくり

- 膨大な復興事業を迅速かつ着実に執行していくに当たっては、行政の力だけでは不可能であることから、内外を問わない民間企業、有識者、NPO等のほか、市民と連携しながら、そのノウハウ及び人的支援を活用しながら事業を推進していきます。

3 震災復興特区制度の活用

- 復興事業の執行に当たっては、従前の法手続きや法運用を踏襲すれば、その迅速な執行に大きな支障をきたすことから、東日本大震災復興特別区域法に基づく震災復興特区制度を積極的に活用することで早期復興を目指します。
- 復興推進計画を作成し、各種規制・手続きの特例措置、税制特例や利子補助金などの特例措置の適用を受けることで、復興事業執行の迅速化、新規立地新設企業の誘致などを図ります。
- 復興整備計画を作成し、土地利用の再編等による復興整備事業を行うための特例許可、手続きのワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けることで、復興事業の迅速な執行を目指します。
- 著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業に関する計画を作成し、国に提出することで、まちづくりの根幹となるハード事業及びその効果を高めるようなハード・ソフト事業に要する事業費を賄う復興交付金の確保に努めます。
- 震災復興特区制度の活用に向けた各種復興計画の作成に当たっては、関係県や被災市町村と密接に連携していきます。